

建築と社会

Architecture and Society



（場留停）館本町本上社合式株道軌氣電阪大

——（目丁六町本上區東市阪大）——

特集 第25回会員作品“私の空間作法”
特集 京都支部創設70周年記念特集
景観とまちづくり—保全・再生・創造—

2019 vol.100
02 No.1163
日本建築協会

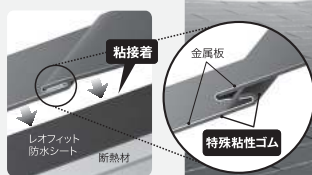
「屋根断熱」の常識を変える。

釘ビスを使用しない粘接着固定により、断熱欠損ゼロを実現した屋根断熱工法



レオフィットルーフ 粘接着型金属屋根外断熱工法

- ① 万全の防水性能! 特殊粘性ゴムによる二重メンブレン防水層
- ② 圧倒的な耐風圧性能! 驚異的な粘着着力により屋根材の飛散を防止
- ③ 断熱欠損ゼロ! 熱伝導率0.024W/m-K 薄厚で省エネルギー基準をクリア



どんなことでもお気軽にお問合せください!



しあわせ環境クリエイター

グリーンテクノロジー事業 東京支店

東邦レオ株式会社 TEL.03-5907-5600

〒170-0004 東京都豊島区北大塚1-15-5 FAX.03-5907-5610 URL:<https://www.ecopro.jp/>



カタログ無料進呈いたします!

「レオフィットルーフ 粘接着型金属屋根外断熱工法」

お電話・ファックスまたはHP右上「資料請求・ダウンロード」からお申し込みください。

図解

建築と設備の接点

トラブル予防のツボ

日本建築協会 企画 / 仲本尚志・馬渡勝昭・赤澤正治 著

A5 判 | 232 頁 | 定価 本体 2800 円 + 税

騒音・振動・漏水・結露・臭気・メンテしにくい…。様々な問題につながりやすい建築と設備の「接点」(取り扱い)を建物のライフサイクル・建築の部位別に一覧し、トラブル予防の方法を設備別にイラストで詳細に図解。ますます重要度を増し、高度化・複雑化する設備との「融合」を目指す建築設計・施工管理技術者必携の一冊。

トラブルになりやすい
「取り扱い」はここだ!
予防の方法を設備別に徹底図解



学芸出版社

〒600-8216

京都市下京区木津屋橋通西洞院東入

Tel 075-343-0811

Fax 075-343-0810

<http://www.gakugei-pub.jp/>

E-mail info@gakugei-pub.jp

若き創造者たちへ

「第66回青年技術者顕彰」のご案内

日本建築協会では、昭和29年（1954年）から「青年技術者」を表彰してきました。これは、35才以下の優秀な設計者、技術者、研究者等を対象とするもので、若手建築技術者のいわば登龍門として定着しています。

今年も、青年技術者選考委員会を設けて、これまでどおり、計画・設計・構造・設備・施工およびその他の分野について青年技術者を表彰します。

選考は有職者による選考委員会が行い、選出された方は、本会総会での表彰、「建築と社会」への掲載等を予定しています。建築界の様々な分野で活躍されている皆様の積極的なご応募をお待ちしています。

応募提出規定

1. 応募できる人は満35歳（2019年3月30日現在）以下の青年技術者であって、本会個人会員に限る。
2. 原則として、すいせん者を併記する。
すいせん者は被すいせん者（青年技術者）の勤務する組織の上司か上長とする。すいせん者が学校教官である場合はこの限りでない。また本人が組織の代表者である場合は自せんとする。
3. 応募分野は特定しない（建築に関するあらゆる分野を対象とする）。応募者は、たとえば計画、一般設計、住宅・インテリア設計、構造、設備、施工、技術開発、行政、情報、コーディネート等の分野にあって、なしとげたすぐれた実績について、下記の所要資料を1部、本会に期日までに提出する。
4. 提出された資料は「青年技術者選考委員会」において選考する。
5. 「青年技術者選考委員会」において選出された青年技術者は本会総会において表彰し、「第66回青年技術者特集号」（2019年7月号予定）に掲載する。

6. 提出資料

■応募用紙

本会事務局で発行、またはホームページからダウンロードしてください。

■略歴

本人の氏名、生年月日、最終学歴、業歴、作品経歴など

■選考資料

A：業績資料（A3版5枚以内／書式は任意）

- ① 設計の場合——鮮明な写真、配置図および主要平面図、概要、設計要旨、その他設計内容を説明するに十分な資料
- ② 計画、構造、設備、施工の場合（それぞれの設計計画なども含む）——上に準じた資料
- ③ 上記以外の分野の場合——それぞれの分野にふさわしい資料

B：青年技術者の思い（A4版2枚以内／書式は任意）

上記業績資料に記載した業績において、本人が特に貢献した部分、または力量が活かされたと思われる部分の詳細な説明をしてください。また、本人の建築、都市、環境などに対する考え方、取り組み姿勢や将来展望等についてまとめてください。文字だけでなく必要に応じて図表、写真等も用いてもかまいません。ただし、応募者本人の執筆に限りです。

この資料は、応募者の考え方を知る上で大変重要と考えていますので、十分配慮をしてください。

7. 提出期限 2019年3月29日（金）

8. 提出先 （一社）日本建築協会「青年技術者選考委員会」

〒540-6591 大阪市中央区大手前1-7-31
大阪マーチャンダイズ・マート7階
電話 06-6946-6981 FAX. 06-6946-6984
E-mail: jiggyoka@aaj.or.jp

9. 提出方法 郵送（当日消印有効）または持参

10. 青年技術者選考委員会（予定）

委員長 勝山 太郎／(株)日建設計設計部門理事
グループマネージャー設計部長
委員 岸田 文夫／(株)竹中工務店開発計画本部長（西日本担当）
長尾 健／長尾健建築研究所代表
橋本 修／(株)昭和設計執行役員プロジェクト推進室室長
松原 茂樹／大阪大学大学院工学研究科地球総合工学専攻准教授
北尾 聡子／大阪電気通信大学工学部建築学科准教授
栂田 洋子／(有)桃李舎代表取締役
井村 隆／清水建設(株)関西支店設備設計部設計長
小倉 良友／(株)日建設計エンジニアリング部門
設備設計グループ理事副代表設備設計部長
山口 善史／(株)大林組大阪本店建築事業部生産技術部長
山辻 直樹／大成建設(株)関西支店建築部購買管理室課長

日本建築協会中国支部主催 建築工事实務講習会

この講習会は、建築CPD情報提供
制度プログラムです。
建築関連CPD（6単位）

■講習会会場

- （広島工業大学 広島校舎）
・広電市内電車 袋町または中電前
下車
・広島バス 平和記念公園前下車



日 時 2019年 2月14日(木)
9:30~17:00
会 場 広島工業大学 広島校舎
広島市中区中島町5-7
定 員 60名
受講料 15,000円(含テキスト代 税込)
※テキストは、当日配布させていただきます。

■申込方法

FAXまたは中国支部へ直接

- ①講習会名
 - ②〒・住所
 - ③受講者氏名（フリガナ）
 - ④事業所名
 - ⑤担当責任者
 - ⑥電話番号・FAX番号
 - ⑦受講料支払方法（銀行振込等）
 - ⑧CPDを申請される方は、申請先の
団体名をお知らせ下さい。
- 受講料は前払制となっていますので、
併せて銀行振込等で納入して下さい。
受講料入金確認後、受講票をお送り
いたします。

■申込締切 2019年 2月6日（水）
（ただし定員になり次第
締切）

■受付時間 9:00~17:00
（土、日、祝除く）

■申込先

（一社）日本建築協会 中国支部
〒730-0805 広島市中区十日市1-1-9
（相生通り鷹匠ビル 4階山陽工業株内）
TEL 082-232-6471
FAX 082-291-2233
E-mail: info@aaj-chugoku.jp
URL: http://www.aaj.or.jp

＜振込先＞

●広島銀行
本川支店（普通 3424438）
（シャ）ニホンケンチクキョウカイチュウゴクシブ
一般社団法人日本建築協会中国支部

■趣旨と内容

- 本講習会は、官公庁・設計事務所・
建設業をはじめ、設備・営繕など幅広
い分野の技術者を対象としたもので
す。
- とくに取り付きにくい施工計画と仮
設見積、現場実務の基礎である積算業
務に重点をおき、講義します。
- 都市環境の変化に伴う法令・基準の
改正なども加え、技術の進歩に即応し
た知識の習得をはかります。
- 「積算業務」では具体例により、そ
の着工準備から完成に至るまでをわか
りやすく解説します。

施工計画

井上 昇 氏

清水建設㈱広島支店
グループ長

適切な施工計画を立案できることが、
建築現場技術者の必須条件です。
安全で、経済的な施工計画を解説し
ます。

仮設見積

尾野本 悟 氏

広島工業大学
教授

仮設工事費は、一般には非常に把握し
にくい面があって、ついつい単位面積
当たり、あるいは請負金比率のみで
処理されがちです。
施工計画に基づいた合理的で迅速な見
積方法を解説します。

積算業務

八道 憲一 氏

鹿島建設㈱中国支店
次長

見積業務の中で基本となるのは、数量
積算です。この手順、基準を基本に、
より合理的で正確な積算業務を解説し
ます。

日本建築協会京都支部：主催
（公社）日本建築家協会京都
地域会・事業委員会文化財担
当委員会：共催

「都市の緑の 育成管理」 勉強会

都市の緑は、景観・環境・観光に寄与
する大切な文化資源です。
夏の木陰は良いけれど、落ち葉は嫌だ
…。
市民からそんな苦情の嵐を受けて初秋
に枝葉を切り詰めて丸坊主の剪定をし
ていました。秋の紅葉の風情もなんも
あったもんじゃない…。
京都市では近年、街路樹の京都市型景
観剪定（紅葉する街路樹の二段階剪
定）や街路樹サポーター制度の立案な
ど、街路樹行政にかかる独自の政策を
積極的に打ち出して、京都市ならではの
整備や育成管理を構築し、次代に美
しい都市の緑を引き継いで行こうと努
力しています。今、政策と技術と市民
のチカラの融合が必要な時です。
都市の緑のあり方を皆さんで考えま
しょう。



新緑のケヤキ並木（御池通）

■講師プロフィール

片山博昭（かたやま ひろあき）
（一財）日本造園修景協会京都府支部
支部長
技術士【建設：都市および地方計画】
日本造園学会 企画委員、京都造形芸
術大学非常勤講師（環境デザイン）

日 時 2019年 3月15日(金)
18:30~20:30
（質疑30分含む）

定 員 25名（先着順）
参 加 費 会員1,000円(主催・共催 共)
一般1,500円
学生 500円

会 場 京都建設会館別館4F会議室
（京都市中京区押小路通柳
馬場東入橋町641）



街路樹サポーター（烏丸通）

最 寄 駅 地下鉄東西線「市役所前」駅
より徒歩7分、地下鉄烏丸線
「烏丸御池」駅より徒歩10分
申込方法 ①講演会名「3/15勉強会」、
②氏名、③勤務先・学校名、
④当日連絡先、⑤E-mail
アドレス又はFAX番号、
⑥会員、一般、学生の別
上記項目を明記しFAXで
下記へお申し込みください。
申 込 先 （一社）日本建築協会京都支部
事務局 FAX 075-255-6077

京都支部では、平成31年度も隔月セミ
ナーを開催予定です。
ぜひ、ご参加ください。



秋のイチョウ並木（堀川通）

主催：一般社団法人
日本建築協会
後援：東リ株式会社
**<会員の集い
IN TOKYO>
トークセッション
と懇親の夕べ**

東京で行う初めての主催企画として、東京ー大阪にまたがる視野をお持ちの2人のゲストを招いてトークセッションと懇親の夕べを企画しました。東京在住の会員の方はお問い合わせの上、ぜひご参加ください！※なお詳細は3月号にてお知らせします。

■日 時
2019年4月2日(火)
18:00~21:00

■会 場
東京デザインセンター
(東京都品川区東五反田5-25-19)

■最 寄 駅
JR山手線五反田駅東口より徒歩2分
都営浅草線五反田駅A7出口正面
東急池上線五反田駅より徒歩3分

■タイムスケジュール(予定)
東リショールーム見学
18:00~18:30
トークセッション 18:30~19:45
懇親会 19:45~21:00

■ゲ ス ト
遠藤克彦氏
建築家。横浜市出身。
遠藤克彦建築研究所主宰。複数の大学で講師。大阪市新美術館コンペに当選以来、大阪にも事務所開設。東京・大阪にまたがり活動中

倉方俊輔氏
大阪市大建築学科准教授。
専門は日本の近代建築史。東京生まれだが現在大阪で教鞭をとりつつ、近代建築史を研究。日本建築協会の活動にも参加・協力多数。

■定 員 50名
■参 加 費 (懇親会費込み)
会員3,000円
一般5,000円

■申込方法
①催し名
②氏名(フリガナ)
③会員・一般の別
④会社名
⑤住所
⑥当日連絡先電話番号
上記を明記いただき、E-mailにてお申込みください。
ホームページからお申し込みいただけます。http://http://www.aaj.or.jp/
■申し込み・お問い合わせ先
一般社団法人 日本建築協会
TEL: 06-6946-6981/
FAX: 06-6946-6984
E-mail: jigyouka@aaj.or.jp(担当:内山)

U-35委員会企画
6th action
「建築とOSAKA」

第2回
フューチャーセッション
<予 告>

U-35委員会は、現在 6th action の開催にむけ準備しています。「action」とは、年度毎の活動を総括し、U-35委員会からの「アウトプット」を広く行う公開型イベントです。

今回は、新しい大阪の魅力を発見するため大阪の街へ飛び出し、情報を集め、未来の大阪のあり方について、皆さんとともに議論したいと思います。開催日は、2019年4月中を予定。詳細は、決まり次第、U-35委員会のホームページやfacebookなどでお知らせしますので、下記へアクセスしてください。

U-35委員会facebook
↓↓↓
www.facebook.com/U35.aaj

日本建築協会 U-35委員会 HP
↓↓↓
http://www.aaj.or.jp/u35

■U-35委員会とは
日本建築協会における「若手設計者を中心とし業種・組織を超えた同世代をつなげるプラットフォームの創出、U-35世代の多角的な視野の獲得、建築における多様な価値の社会への発信を活動の目的としています。



第2回片岡安賞 (日本建築協会論考コンクール)

募集テーマ：建築をつくるひと
—これからの姿を問う

1次審査通過者による 公開プレゼンテーション

日本建築協会は創立100周年を迎えたのを機に、昨年から初代会長「片岡安」の名を冠した論考コンクールを実施し、優れた論考を顕彰しています。第2回コンクールにも力作が多数寄せられ、現在、1次審査を進めております。その1次審査通過者による公開プレゼンテーションは、最終審査に向けた重要な場となります。プレゼンターの熱のこもった発表をぜひ会場で聴講下さい。

日 時 2019年3月2日(土)
13:00~15:00 (予定)
※12:30より開場

会 場 綿業会館
本館3階中会場
(大阪市中央区備後町2丁目5番8号)

審査委員

舟橋國男 (委員長・大阪大学名誉教授)
岩前 篤 (近畿大学教授)
花田佳明 (神戸芸術工科大学教授)
山浦晋弘 (安井建築設計事務所)
勝山太郎 (本会編集委員長)

■定 員 50名 (申込先着順)

■参加費 無料

■申込み

- ①催し名 公開プレゼンテーション
- ②氏名 (ふりがな)
- ③職場名または学校名
- ④住所
- ⑤連絡先電話番号
- ⑥E-mailアドレス

上記項目を明記しFAXまたはE-mailにて
下記までお申し込みください。

■申込先

(一社)日本建築協会
(担当：入谷)
TEL：06-6946-6981
FAX：06-6946-6984
E-mail：hensyu2@aaaj.or.jp

■締切り

2019年2月25日(月)

会場へのアクセス



地下鉄御堂筋線本町駅①または③番
出口より徒歩5分
地下鉄堺筋線本町駅⑦または⑫
番出口より徒歩5分

建築と社会

Architecture and Society

Journal of the Architectural Association of Japan

日本建築協会

2019 02

Vol.100 No.1163

■特集予告

● 3月号／東海支部特集

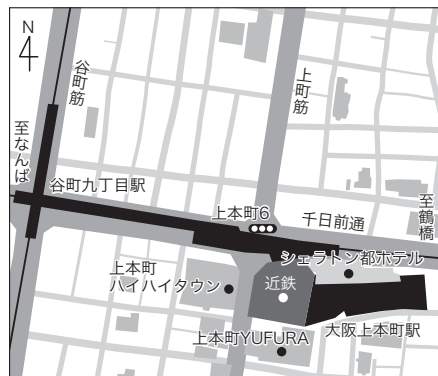
● 4月号／建築と社会を繋ぐプロダクション(仮)

今月の表紙

「建築と社会」vol.9 No.10より口絵「大阪電気軌道株式会社上本町本館（停留所）」

大阪電気軌道（大軌（だいき））は、近畿日本鉄道（近鉄）の前身にあたる。

建築概要の竣工日は1926年8月31日となっており、新建築として外観、内観写真のほか、平面図、建築概要など合わせて10ページを使って紹介されている。駅や会社事務室のほか、百貨店、郵便局、銀行、食堂、売店、娯楽室や集会所もあったようだ。現在もこの場所には近鉄大阪上本町駅と近鉄百貨店がある。



特集 第25回会員作品 “私の空間作法”

Lamp Lit Prose	アーチの森2018ー	●水谷俊博+武蔵野大学水谷研究室	8
多層方式のベンチ	●加嶋章博+摂南大学都市文化共生デザイン研究室		9
GARDEN FLATS	ーBABYLON PROJECTー	●塚口洋之	10
奥行きと回遊性を持つワンルーム保育空間	●中川雄輔		11
田園から大空に広がる住まいに	●新居照和&ヴァサンティ		12
形式の参照とリノベーション	●吉永規夫		13
リスタートのためのリノベーション	●貴志泰正		14
小さな街づくりプロジェクト	●岸一		15
地域に寄り添う小さな矩形の消防署	●株式会社現代設計		16
機能的でやさしいクリニック	●池上明		17
奥性・光・素材	●遠藤直久・平尾和洋		18
伝統と現代 建築の表現	●稲垣元宣・和江		19
地域の小児医療を支える診療所が運営する保育園	●中尾勝悦		20

特集 京都支部創設70周年記念特集 景観とまちづくり ー保全・再生・創造ー

1. 総論	新景観政策10周年の成果と進化～10年の総括とこれからー	●門内輝行	24
2. 歴史的景観と現代景観	京都の街の色考察ー赤と黒についてー	●上村明美	28
3. 京町家の保全・継承・活用の行方	1 京町家の保全・継承の論拠と課題	●高田光雄	30
	2 京町家の保全及び継承に向けた取り組みの推進	●関岡孝緒	32
	3 森林資源の循環利用		
	京都府産木材を利用した木のまちづくりについて	●西光 広	34
4. 文化財の保存・活用と地域振興	1 文化庁の京都移転で目指すものー新・文化庁とはー	●松坂浩史	36
	2 京都府における文化財保存修理事業について		
	ー歴史的建造物修理工事への取り組みー	●菅澤 茂	38
	3 ヘリテージマネージャーの育成と活動	●白石秀知	40
5. 日本建築の匠の技	1 「作って半分、育てて半分」	●中村義明	41
	2 京の銘木づかい	●中川典子	42
	3 竹と京都と建築	●中川裕章	43
6. 歴史都市の防災化	1 歴史都市・京都における建築物の防災対策	●川口 浩	44
	2 伝統構法木造～耐震設計・補強設計～	●鈴木祥之	46
7. 観光都市と地域振興	観光都市京都の建築と社会	●宗田好史	48
8. 地域密着住宅における省エネのあり方	●岡田圭司		50
9. 京都支部創設70年を振り返って	●長瀬博一		51

会告	若き創造者たちへ「第66回青年技術者顕彰」のご案内 平成30年度建築工事実務講習会（中国支部）、京都支部 主催 「都市の緑の育成管理」勉強会 ＜会員の集いIN TOKYO＞トークセッションと懇親のタベ U-35委員会企画 6th action「建築とOSAKA」第2回 フューチャーセッション＜予告＞ 論考コンクール公開プレゼンテーションのお知らせ	1 2 3 4
gallery	対話すること●三竿創+佐喜子	6
法令コーナー	全国初！「こうべ茅葺トリセツ茅葺民家あんしん活用 ガイドラインー」の作成●神戸市住宅都市局建築指導部建築安全課	21
設備の頁	健康視点での建物評価「WELL認証」の概要●今井康博	22
追悼文	追悼 中村昌生先生を偲んで●山形政昭	55
再読 関西の建築	神戸商工貿易センタービル●橋寺知子	56
information	ル・コルビュジエ 絵画から建築へピュリスムの時代／ アルヴァ・アアルト もうひとつの自然／Oh！マツリ☆ ゴト 昭和・平成のヒーロー＆ピーポー／ギガタウン・ イン・テラタウン こうの史代の「漫符図譜」	58
月間の動き	平成30年12月	60

対話すること

設 計

三 竿 創 + 佐 喜 子

設計では、クライアントとの『対話』がもっとも重要だと考えています。ただし、クライアントの希望をただただ受け入れるだけでもダメですし、設計者だけの独りよがりなんて、ありえません。一方通行のやり取りではダメなのかなと、思います。

きめ細かな『対話』を繰り返すことで、クライアントのこだわりや思いが抽出されてきて、その中から建物や空間のあるべき姿が見えてきます。それをカタチにするのが設計ではないかと思っています。

ふだん、私たちは、ひとつのプロジェクトに対してふたり掛かりで取り組みます。手間はかかりますし、揉めたりもしますが、建築は人によって感じ方が様々なので、ひとりで判断するより、ふたりで意見を出し合って『対話』するほうが、良い結果が生まれるように思います。

千差万別のクライアントの個性が、私たちふたりのフィルターを通して咀嚼され、世界に一つだけのオリジナルな建物や空間が生まれてくればいいなと、と思っています。

三 竿 創（みさお はじめ）

1969年 大阪府生まれ
1996年 京都工芸繊維大学卒業
1996年 (有) 三竿修一建築研究所
2005年 ミサオケンチクラブ合流
2011年 代表取締役役に就任

三 竿 佐 喜 子（みさお さきこ）

1970年 兵庫県生まれ
1991年 京都芸術短期大学卒業
1991年 (株) 松村組
(有) 林英雄建築設計室
2003年 ミサオケンチクラブ設立



梅ノ木の家 5人家族の住宅です。クライアントとの対話のなかから、一家そろってキャンプマニアであることが分かりました。近隣に気兼ねなく、中庭でキャンプ道具を手入れしたり、テントを張ったりできるよう、外周部を壁で囲んで、リビングと子供部屋の間にできるだけ広い中庭を取りました。プライバシーを守りながらも開放的な空間が出来上がりました。
(写真：スターリン・エルメンドルフ)



小野の家 8人家族の住宅です。家族8人は就学児童が2人だけであとはプライバシーの確立した大人が6人という構成でした。みんなでいつも賑やかにワイワイガヤガヤというのではなく、集まりたいときだけに集まる、ON-OFFの切り替えがしやすい家づくりを望んでいることが、『対話』のなかから見えてきました。夫婦、両親、子供たちという3つのグループに分けて、それぞれが好きな時に集まれる場所を作りました。
(写真：福澤嘉昭)



特集：第25回 日本建築協会会員作品 “私の空間作法”

アーチ、ベンチ、GARDEN、ワンルーム、田園、リノベーション、
街づくり、地域、クリニック、素材、伝統、保育園・・・
小さな空間・仕掛・素材が、巧の空間作法によって
建築と社会を繋ぐ重要なピースたち。
そこから生まれる珠玉の物語をご高覧ください。

会員の皆さまのますますのご活躍をお祈りいたします。



Lamp Lit Prose —アーチの森2018—

水谷俊博＋武蔵野大学水谷研究室



西東京市内にある大学のキャンパス内に計画した木造仮設建築物の（東屋のような）交流スペース。建築物の建設サイトがキャンパスの正門からダイレクトにアプローチする場所に位置し、来場者を迎え入れ、かつ巻き込むという機能もたせるため、波のようなゆるやかな曲線状のやわらかい空間をかたちづけているのが特徴である。

38mm×89mmの2×4材（パイン材）を200、250、300、364mmの4種類の寸法に切断し、約1,400個のその小さなブロック状の木部材を組積造の要領で積層させていくという、いわば非常にプリミティブな建築形態が固有の空間性をうみ出している。個々の部材の配置（配列）を繊細に計画することにより、平面的にはS字型に2つのおおらかな渦を描くような構成をとりながら、断面的には蔭に包み込まれるようなドーム状の空間を実現させている。建築物の内部に入ると、木の組積材の隙間から光が降りそそぐとともに周辺の環境が垣間見れることにより、3次元の曲壁面を通してゆるやかに建築内外の関係性がうまれるようになっている。

施工は完全なセルフビルドでおこない、材を組積させるという特殊な工法を使うことなく、誰でも制作（建設）に参加できる手法をとっていることも、空間の原初的なテイストを高めている。

建築全体の組積造と同様の工法により建築物の下部にベンチ状の造作を一体的に付加することにより、人々が佇み憩える場所をつくりだしており、キャンパスに集う老若男女さまざまな人々の関係を緩やかに結び付けながら、多彩なアクティビティがうまれる場所をつくりだしている。

（水谷俊博）

水谷研究室制作メンバー

山地幸瑛、島田佳奈、鈴木翔、平田基信、松本有加、前田鮎実、太田寛子、佐々木陽平、福岡真衣、犬塚玲奈、大熊一輝、加藤薫、新橋大地、柳原崇太、長嶋柊平、馬場剣太郎、窪田基宏、佐藤美美佳、会田憲太郎、伊藤二葉、上田茉優、岸万理恵、栗山瑠平、越野琴音、高谷淑紘、吉山侑利、渡辺公喜、神田菜月、林田健一、干場夏希、秋元晴奈、藤井海渡、末吉花帆、伊藤六芽子、久下谷結、杉村照平、中井孝伸、青木純子、荒木智帆



Lamp Lit Prose —Arch Forest 2018—

所	在	地	東京都西東京市
施	工		武蔵野大学水谷俊博研究室
建	築	面	13.20㎡
構	造	規	W造、地上1階
竣	工		2018年10月
撮	影		武蔵野大学水谷俊博研究室、 中島悠二

多層方式のベンチ

加嶋章博＋摂南大学都市文化共生デザイン研究室



大学内の余白空間を活用した休憩スペースの増加と駐輪場跡地の有効活用を目的としたベンチ。快適性や施工性、経済性を考慮したプロトタイプデザインとしての提案。座り心地や通気性、使用法の拡張性、雨天時の排水性などを検討し、厚さ21mmの大きさの異なる平板を積層させる形状を選択した。平板は圧着しているが回転、ズレが生じないようにボルトを計6箇所に通している。

積層による板の隙間に互いの板を挟み込むように2段重ねに設置することで、高さはおよそ650mmとなりテーブルとしての使用も可能になる。

汎用性やコスト面から土台部は既製のコンクリート製のU字溝を使用しているが、本体重量はおよそ30kgのため緊急時においても大人1人での移動を可能にしている。（坂本健斗）

余白空間の活用ベンチ

所在地	大阪府寝屋川市 摂南大学
施工	摂南大学都市文化共生デザイン研究室
構造材料	シナランバーコア $t=21\text{mm}$, ボルトM8 $\times$ 300mm, U字溝
竣工	2018年10月
撮影	坂本健斗

都市文化共生デザイン研究室 制作メンバー

岡由通 北野大祐 西京知香 坂本健斗 田中雄大 中島優花 松本大地
山中圭吾 米田玄

GARDEN FLATS —BABYLON PROJECT—

塚口洋之 建築半島 塚口洋之設計事務所



庭付き一戸建ての平屋を5軒重ねました。そう表現することでイメージする期待を超えたいと考えた。30年以上前の子ども時代、友人やあるいは他人の家へ前庭から勝手に庭へ入るように空間を繋げた。各住戸は玄関前に屋内面積の1/2の屋外を持つが、それらは互いに玄関扉でのみ接し、関係は薄い。しかし、同じ構成の平面が90°回転しながら重なることで、住人は2つの庭を持つことになる。一つは牧歌的な前庭であり、もう一つは都市的な垂直庭である。それらは各住戸の間で意味を逆転し、何者でもない場所を作っている。
(塚口洋之)

GARDEN FLATS

所在地	兵庫県西宮市
施工	クサカ建設
敷地面積	161.22㎡
建築面積	108.16㎡
延床面積	305.17㎡
構造規模	RC造、地上5階
竣工	2018年9月
撮影	河合止揚

奥行きと回遊性を持つワンルーム保育空間

中川雄輔 日建設計



切妻屋根のヴォリュームを斜めにカットした単純な形態とし、大屋根の雨水は園庭の脇の雨受にガーゴイルで開放としている



地場産の東三河スギ材を利用した木架構は直線材の組み合わせだけで「やわらかさ」を表現



「本のみち」を抜けて保育室にアプローチ



風と光に満ちた保育室



周囲の家並みに調和する、深く低い軒

豊川市民病院の敷地内に位置する木造の院内保育所。住宅街に寄り添う為、ヴォリュームを小さく分節して周辺環境との調和を図っている。0～2歳児の初期保育を受け持つ施設として、死角のない単純なワンルームのプランを採用しているが、背の低い家具、園庭とつながる大開口、保育空間を3分割できる間仕切など、木製の空間分割装置を各所に配置し、ワンルーム空間を大小さまざまなスケールで利用できるように設えながら、ぐるぐる回れるオープンエンドな回遊動線を生み出している。木架構には地場産の東三河の木材を全面的に利用。棟ラインが斜めにはいる建物形状の為にトラスではなく、合わせ梁で束を挟み込んだフィーレンデール梁を採用している。建物形状に対して素直に梁をかけることで、下弦材がやさしい曲面を描き、やわらかく包まれるような架構を目指した。また114条区画の界壁を緩和する為にあえて内装制限をかけ、制限のない部位（家具・建具・柱梁）を最大限利用して木質空間を演出している。（中川雄輔）

豊川市民病院院内保育所はいっぱい

所在地	愛知県豊川市 波多野組
建築面積	638.57㎡
延床面積	617.07㎡
構造規模	W造、地上1階
竣工	2018年4月
撮影	プライズ/山崎浩治

田園から大空に広がる住まいに

新居照和 & ヴァサントィ 新居建築研究所



ストレスの多い都会生活から離れ、病氣療養とのびのびと育てられる子育て環境で暮らそうと、奥さんの実家に転居し、亡きご両親の住まいを再生する。伝統的な住まいの良さや時間を継承し、緑と調和した風景で暮らすことに魅かれる。

築50年の既存木造家屋の架構を現して内部空間を組み立て、断熱化と耐震補強を行う。床は癒し効果の高い自然乾燥の杉板厚材、壁・天井は調湿性の高い自然塗料で包む。自然素材を活かした開放的で、ピアノや読書等家族の様々な暮らしの行為を包む一室空間にする。

旧便所を、建築主の職業に因んだコックピットと名付けた場所にし、ウッドデッキを設け、田園に開いた広場空間をつくる。子供たちはコックピットに立つと、広がる緑の風景から大空に飛び立つような想像がわき、留守にする父親を感じる場になっている。

(新居照和 & ヴァサントィ)



コックピットのある家

施 工	アズマ建設
建 面 積	108.01㎡
延 床 面 積	104.02㎡
構 造 規 模	W造、地上1階
竣 工	2016年4月
撮 影	北田英治

形式の参照とリノベーション

吉永規夫 Office for Environment Architecture



敷地は大阪府郊外で、ぶどう畑の広がる丘のふもとにあり、古くから農業に従事している民家が多く残る。130坪ほどの土地は、ぶどう畑が東側に広がり、築52年2階建ての母屋、平屋の納屋、物置、車庫に菜園スペースと、住むには十分なものがそろっていた。既存間取りは、1階に大きめの台所、居間、座敷に納戸とゆとりがあり、2階は個室のみで凝縮された間取り形式をとっていた。また敷地のゆとりにより1階は内的広がりを持ち、2階は後退していることによる周辺への広がりを感じることができた。一方で上下階のズレは構造的な間崩れも生じていた。改修では、形式を肯定的に捉え、1階の広がりを若い夫婦と5人の子供の集まる場所とし、2階は子供部屋、そして上下に空洞をあけて立体的な空気の通り道をつくった。この空洞は、1階の中心部分まで採光を導き、農家型民家の座敷を上座とする空間のヒエラルキーに変化を与え、どこからでも繋がりがもてる関係性を生み出した。上下の間崩れによる構造的に弱い部分は合板で補強することで上下の力の流れを受け渡した。形式を参照しながら、農家型民家では予想しえなかった関係性を、現代の多層的なライフスタイルに適應する改修を試みた。（吉永規夫）

駒ヶ谷のリノベーション

所在地	大阪府羽曳野市 キドビル工務店 (吉永京子)
建築面積	105.21㎡
延床面積	146.10㎡
構造規模	W造、地上2階、改修
竣工	2018年7月
構造設計	植森貞友
設計協力	加納賢太
撮影	大坊崇

リスタートのためのリノベーション

貴志泰正 貴志環境企画室



親の介護のために休止されていた音楽教室の再開にあたり、心を新たにできる変化をもたらしたいと考えた。また、地域に溶け込み、子どもたちに親しまれる場をつくるため、既存の建物にできるだけ手を加えずに、小さな工夫で大きな効果をもたらすことを目指した。カラフルに着色された既存の塀は、色調をリズムカルに変化させながら通りから教室の入口へと誘う。塀に連なる既存のアルミ製の扉は、表面に塩ビシートを貼り、視線を遮る硝子を取り外すことにより、来客を迎える入口へと生まれ変わった。

教室となる和室は、床の畳はそのままに、壁と天井を一新し、二室間の欄間を取り外して一体的につながる明るい空間に変化させた。

しばらく使われていなかった建物が、佇まいを変えながら再び役割を担うことは意義のあることだと感じている。

(貴志泰正)

音楽教室クライネスコンツェルト

所在地	大阪府大阪市
施工	テラソマ建設
構造規模	W造、地上1階
工期	2018年3月～5月 (リノベーション)
撮影	母倉知樹

小さな街づくりプロジェクト

岸 一 アトリエJIGSAW



「小さな街づくりプロジェクト」は、環境・景観・地域特性に配慮し計画された団地である。ゲートツリーにはハナミズキを設け、アプローチを斜めから入るクランク形状にすることで、開放的で明るい外構とした。

各住戸は、壁と窓に変化をつけ、オリジナリティーのあるデザインとしてわが家らしさを演出している。内装に地域産材のふるさと杉を積極的に使用することで、居心地の良い空間となっている。

街の名前でもある「ケルベ（帰るべ）」は、わが家に帰ろう！というコンセプトを持っており、「小さな街づくりプロジェクト」として始動したこの計画は、今後大きな街づくりへと発展していくことを目指している。

（岸 一）

ケルベ大宮

所 在 地	宮城県大崎市大宮
施 工 地	タカカツ不動産
竣 工 日	2018年8月
撮 影	千葉加寿馬

地域に寄り添う小さな矩形の消防署

株式会社現代設計



吉祥寺の繁華街にほど近い場所に建つ、同一敷地における消防署庁舎の改築。敷地内に用途境が存在し、日影規制や斜線等の法規制も厳しいことから、逆日影計算により最大限の建築ボリュームを確保し、小さいながらも内部機能の充実を図った。

近隣に馴染みながらも異質な存在となるように、遠景と近景で見え方の異なる目地無しスパンドレル鋼板で外観を設えた。車庫には様々な設備機器の露出があったが、設備機器や建具、天井から床に至るまでを同一色として全体を統合し、消防車両や隣接する樹木群と対比的に扱っている。

(村重盛紀・村重保則)



東京消防庁武蔵野消防署 吉祥寺出張所庁舎

所在地	東京都武蔵野市
施工	早野組
建築面積	249.73㎡
延床面積	769.21㎡
構造規模	S造 一部RC造 地上3階、地下1階
竣工	2017年10月
撮影	Joaquín Mosquera

機能的でやさしいクリニック

池上 明 エーアイ アーキテクト スタジオ



このクリニックは以前の皮膚科クリニックを継承され、泌尿器科・皮膚科のご夫妻のドクターで診療されます。設計にあたっては皮膚科診察室、泌尿器科1診、泌尿器科2診、膀胱鏡検査室が繋がった形でスタッフの方の動線が1本にまとまるようにレイアウトすることが求められました。待合室はソフトな木目のカーブした受付カウンターがアクセントとなり、天井には間接照明をあしらっています。床は木目モザイクのビニール床タイルで変化をつけ、やさしい雰囲気を演出しています。短い設計期間でしたが、機能的で患者さんにやさしいクリニックを構成しました。

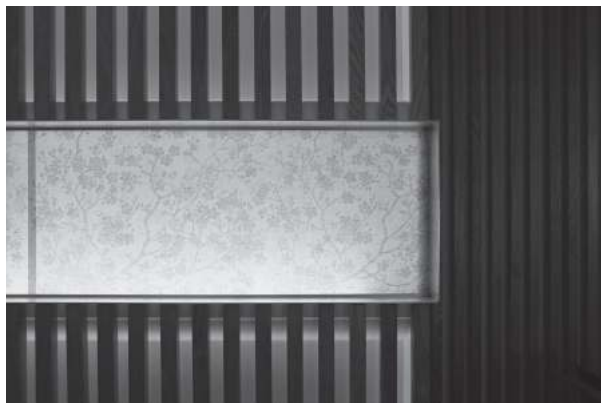
(池上 明)

おいだクリニック

所在地	神戸市垂水区東垂水町字菅ノ口
施工	ブランドン
床面積	132㎡
竣工	2018年5月

奥性・光・素材

遠藤直久・平尾和洋 ヴィズ建築設計事務所＋立命館大学



東心斎橋の和割烹インテリア計画である。雑多な周辺環境かつ限られた気積という予条件下、京路地の奥性をイメージした空間フレームと京唐紙・和紙といった素材の活用を試みた。大判錆石の野積ファサードを潜り、光床の細長いアプローチを進むと、格子の光壁に突き当たり、右手に折れると桜材で統一されたカウンター・スペース、左手は粗い手漉和紙の光壁に包まれた個室となっている。ディテールの考え方に建築的な骨太さを意識した結果、10年を経ても開店当初の新鮮さは変わらない。インテリアの寿命平均3年と言われる当該エリアで10年を超えた節目に発表の機をもたせて頂いた。

(平尾和洋)

心斎橋 阿伝

所 在 地	大阪市中央区
施 工	ゲットプロダクト
延 床 面 積	77.50㎡
構 造 規 模	RC造、地上1階
竣 工	2007年12月
	～適宜部分補修
撮 影	松岡宏和

伝統と現代 建築の表現

稲垣元宣・和江 イナガキケンチクケンキュウシヨ



イスラム教徒が多い国でのVVIPターミナルの計画です。

「その国らしさの表現」を求めて、レンガ造の伝統建築、イスラムの幾何学意匠からヒントを得、現代的な表現となるよう考えました。正方形グリッドの平面に、円形の空間をきり取るような形状の柱を配置して基本空間とし、壁や天井、日よけの格子などに幾何学の意匠パターンを加えました。

外国人が「その国らしい」を考えると、伝統的なものに寄りすぎるのかもしれませんが。施主からは、急速に発展する自国のイメージを表した、現代的・印象的な意匠をリクエストされました。最終案は合意できましたが、結局、VVIPターミナルは計画自体が中止され、このプロジェクトは未完で終わりました。

(稲垣和江)

VVIPターミナル

所在地	南アジア
建築面積	約3900㎡
延床面積	約6000㎡
構造規模	S造、地上2階

地域の小児医療を支える診療所が運営する保育園

中尾勝悦 中尾総合建築設計事務所



計画地の帝塚山は、大阪市南部に位置する戦前からの閑静な住宅地である。この地で60年以上に亘り小児医療を提供してきた医療法人三幸会が運営母体となり、大阪市認可の事業所内保育事業所（定員9人）と内閣府主導の病児病後児保育室（定員6人）を併設した企業主導型保育事業所（定員28人）の複合型保育園を計画した。敷地近くには万代池公園があり、施設の代用園庭として活用している。

1階には調剤薬局と病児病後児保育室を配置し、隣接地の小澤診療所と連携を図った。2階では、0・1・2歳児を預かる認可保育所と企業主導型保育事業所の同年齢児を預かり、バルコニーでつなぐことにより、緩やかな連携を図った。3階は、動きが活発な3歳児以上の保育室として計画した。年齢ごとに決めたカラフルな色は外観にも用い、西陽対策として設けたマリオンをリズムカルにした。

地域で働く保護者は、こころの通う家庭的な保育で、安心して「いってきます」を言える毎日を過ごしている。

（中尾勝悦）



オズキッズ（オズ保育園帝塚山）

所在地	大阪市住吉区
施工	ツボイビルテックス
敷地面積	308.70㎡
建築面積	208.78㎡
延床面積	604.75㎡
構造規模	S造、地上3階 塔屋1階
竣工	2018年3月29日
撮影	中山博敬
デザイン協力	グラフィックパワー

全国初!「こうべ茅葺トリセツー茅葺民家あんしん活用ガイドライン」の作成

神戸市住宅都市局建築指導部
建築安全課

「こうべ茅葺トリセツ」の作成

神戸市では、農村景観を形成する貴重な文化遺産である茅葺民家の保全活用の推進に取り組んでいる。

この度、茅葺民家をカフェやショップに用途変更する際に適用される法規制等を分かりやすくまとめた冊子「こうべ茅葺トリセツ」を作成した。

茅葺民家の現状

神戸市内には多くの茅葺民家が存在しているが、その数は年々減少しており、平成2年時の調査では約1,100棟確認されていたが、平成27年の調査では約800棟にまで減少した。原因として、茅葺民家の居住性や維持管理のためのコスト面などが考えられる。

茅葺民家の所有者へ行ったアンケート調査によると、9割程度が住みつづけたいという意向を示している一方で、1割程度は住宅以外の用途に活用したいという意向があった。今後、所有者の高齢化に伴う世代交代や昨今の古民家ブーム等により用途変更のニーズは今後高まっていくものと考えられる。

茅葺民家を活用する際の課題

茅葺民家を用途変更する際の課題として主に以下の3つが挙げられる。

- ①立地規制上で活用可能な用途が分からない
- ②防火・避難等に関する法規制内容の専門性が高く、改修の範囲がわからない
- ③どのような手続きが必要なのかわからない

そこで、これらの内容について分かりやすく情報発信することで、転活用をサポートするために「こうべ茅葺トリセツ」を発行した。

「こうべ茅葺トリセツ」の3つの特徴

①あざやかな写真を多様した活用イメージ

茅葺民家に関心を持ってもらうとともに、カフェ・レストラン、ホテル、ショップ、アトリエの4つの用途について、活用する際の具体的なイメージが湧きやすいよう、あざやかなイメージ写真とシンプルな文章で構成している(写真1)。

②法適合の目安を簡単にセルフチェック

カフェやショップ等の用途に応じて、避難、消防設備などの建物の安全性に関する法規制への適合状況の目安をセルフチェックすることができるになっている。

③イラストや写真を用いた法規制の解説

各法規制について注意すべきポイントや安全性等に関する対策を写真や図を用いて分

かりやすく説明している。また、茅葺民家の良さを可能な限り残したまま活用できるように、緩和規定の適用を前提に解説している(図1)。

今後の方向性

様々な機会を捉えながらこうべ茅葺トリセツの普及啓発を行うことで、少しでも多くの人に手に取っていただき、神戸市内にある茅葺民家を安心して活用してもらいたい。

[詳細は神戸市ホームページを参照]



ショップ



木の温もりとどこかノスタルジックな雰囲気だようショップで、お気に入りの一品を探してもらう。はるばる遠くから会いに来てくれた人へ、ゆったりとしたBGMでおもてなし、ついこの間あったばかりなのに妙に嬉しく感じるのも少し離れた場所だからこそ。



写真1 活用イメージ



部屋から屋外までの歩行距離を測ろう



歩行距離を測ろう

1 各居室*に、直接屋外へ出られる窓がある場合。



NGの場合『非常用照明*』が必要になります。

2 直接屋外へ出られる窓がない居室*の場合。



NGの場合『非常用照明*』が必要になります。

図1 法規制の解説

健康視点での建物評価 「WELL認証」の概要

今井康博

一般社団法人グリーンビルディングジャパン (GBJ) 理事
(株大林組 設計本部)

はじめに

人は約9割の時間を居住や執務のために建物内で過ごすため、屋内環境の健康へ及ぼす影響は大きいといわれる。その健康やウェルネスに焦点を当てた世界初の環境認証システムであるWELL Building Standard (以下WELL認証) への関心が世界的に高まっている中、新バージョンであるv2 Pilot版が公開され、より多くの建物用途で使いやすい制度になった。ここではWELL認証の背景、制度の概要や建築設備との関係などについて紹介する。

人への投資としての健康建築

建物環境性能の総合評価は2000年前後より複数の制度が登場し、普及が続いている。グローバルな展開を見せる米国発のLEEDをはじめ、英国のBREEAMや日本のCASBEE等がある。それらは主に省資源や省エネルギー等の環境と関連する事項で建物性能を評価しているが、近年では加えて建物内の人の健康やウェルネス、生産性の観点から評価する新しいアプローチが注目されている。

世界グリーンビルディング協会による2014年のレポート「オフィスでの健康・ウェルビーイング・生産性～グリーンビルディングの次の章」では、オフィスでのビジネス運用コストの約1%がエネルギー費であるのに対し給与や福利厚生等の人件費は90%を占め、人の生産性を高めるような環境整備の投資はビジネス上きわめて効果的であると主張されている。つまり我慢の省エネによってエネルギーコストを少し削減しても、それで生産性を下げたものであれば経済的にも不合理であり、ウェルネスや生産性を損なわない省エネによって快適性と両立させるのが重要ということである。そのような背景で、人の健康・ウェルネスからの施設評価とブランディングを行う客観的なグローバル基準の評価制度が求められているといえよう。

WELL認証制度の概要

WELL認証は、米国のDelos社創設者のポール・シャッラ氏の提唱により、医学、科学、建築学や経営学など様々な分野の専門家による7年間の研究を経て開発され、2014年秋より初版v1の運用が開始された。2018年5月にはv2 Pilot版が公開されている。制度は公益企業IWBI (国際WELLビルディング協会) が運営し、認証はLEEDでの審査も行う第三者機関のGBCIが実施する。認証は142件 (うち日本1件) で、1136件 (うち日本13件) が認証に向けて登録済である (2019年1月11日現在)。累計登録件数全体の1/3が米国であり、次いで中国が1/4を占める。

WELL認証は施設環境の健康・ウェルネスに及ぼす影響に関する研究に基づき諸要件が設定されている。WELL認証v2では10のコンセプト (空気、水、食物、光、運動、温熱快適性、音、材料、こころ、コミュニティ) で構成されている。各コンセプトにFeatureという評価項目が複数あり、各項目にはPartという具体的要件が最大7つ示されている。

「空気」は人が呼吸する空気の質、「水」は飲料水の水質や利用しやすさ、「食物」は建物内で提供される飲食物の管理や成分表示、「光」は健康に最適な光環境、「運動」は建物内外での運動促進、「温熱快適性」はそれぞれの温熱嗜好にあわせた環境、「音」は騒音やブライバシーに配慮した音の快適性、「材料」は健康有害物質を含む材料の制限、「こころ」は精神的健康を促進するプログラムやデザイン、「コミュニティ」は健康促進や家族支援を含む建物内コミュニティサポートなどに関する評価項目により構成されている。更に先進的取り組みを評価できるボーナス項目「イノベーション」が用意されている。

Concept	必須: Precondition		加点: Optimization	
	項目数 Feature	パート数 Part	項目数 Feature	パート数 Part
1 A: 空気	4	10	10	19
2 W: 水	3	11	5	9
3 N: 食物	2	5	11	17
4 L: 光	2	3	6	11
5 V: 運動	2	6	10	21
6 T: 温熱快適性	1	2	6	10
7 S: 音	1	3	4	7
8 X: 材料	3	8	11	16
9 M: こころ	2	3	13	22
10 C: コミュニティ	3	8	13	29
計	23	59	89	161
I: イノベーション			5	5

表1 WELL認証 (v2) 評価の構成

評価項目 (Feature) には必須項目と任意選択の加点項目がある。必須項目数は、v1での建物全体評価には41あったが、v2では23に減っている。一方、全コンセプト (イノベーション以外) での加点項目数はv1の59からv2の89へと選択肢が増えている。

評価構成と認証ランク

WELLv1では業務空間を主対象とし集合住宅や教育施設等には用途別のパイロット版が設けられていたのに対し、v2ではどの用途でも一つの評価システム



図1 WELL認証ロゴ

で扱う。各プロジェクトの特性に応じて、10のコンセプトの加点項目を161のPart (配点は各々1～3点。総計178点) より100点分を選びプロジェクト毎にスコアカードを構成する。各コンセプトで加点項目は最低2点が必要でかつ12点まで算入できる。

v2では共通の必須項目全てを満たした上で加点項目100点と追加のイノベーション項目10点の計110点満点のうち、獲得点数により認証ランクが決まる (プラチナ: 80～、ゴールド: 60～、シルバー: 50～)。なおテナントビル等の共用部分を評価するWELLコアでは40～49点で「WELLコア認証」とされる。WELL認証は書類審査と現地検証を経て行われ、認証後の継続モニタリングと定期的な再認証が求められる。

建築設備との関係

WELL認証はBuilding Standardと称するが、建物本体のみを対象としたものではなく、オーナーやテナントが関与できるところであろう活動全般に及んでいる。管理運営に関することはもちろん社食メニューや通勤や出張に関すること等の社内制度も対象にある。要件であるPART全体の4割 (食物、こころ、コミュニティでは8割以上) が、そのような建物本体とは関係の薄い内容である。一方、空気、光、温熱快適性での項目の多くは、とりわけ建築設備設計との関係が大きい。加点項目で、デマンドコントロール換気、置換換気、パーソナル温熱環境、輻射冷暖房、サーカディアン照明等が積極的に評価されることも注目される。また相対湿度を常時30～60%に維持できることが要求されている (v1の50%からは緩和。日本のビル管法では40～70%) 等、日本の実情と異なる基準も多い。米国の基準や規格を基本にしていることも障壁であるが、国際同等性IEPとして日本の基準での容認も徐々に進んでいる。 (いまい やすひろ)

●今井康博

1986年 株式会社大林組入社、現在、同社設計本部設計ソリューション部。2013年 (一社) グリーンビルディングジャパン (GBJ) 設立時より活動に参加し、2016年より理事。GBJは、LEEDやWELLの日本での普及の様々な障壁を取り除くことに取り組んでいる。

京都支部創設70周年記念特集

景観とまちづくり ―保全・再生・創造―

大戦後わずか1年半余りで発足した京都支部も早や70年。戦時中、日本列島の多くの都市が焼土と化す中その難を逃れ、その後、山紫水明の風光に恵まれたこの歴史都市は、幾多の経済変動やそれに伴う町家壊しや建売住宅乱立、ビル化、モータリゼーション、マンション林立、大手ハウスメーカー住宅の激増、伝統産業の衰退や少子高齢化、地震・豪雨・台風を受けとめて来ました。(この間、大火なし)市街地の景観制度については1930年の風致地区や1967年の歴史的風土特別保存地区、1972年の美観地区、1976年の伝統的建造物群保存地区等で市街地景観の修景保存が図られ、2007年、画期的な新景観政策が始まりました。その後の10年を振り返り、この都市で何がどう変わって来たのか、そして何処へ向かおうとしているのか、本特集号で景観とまちづくりを支える重要事について専門家各位に説いてもらい、確かなパースペクティブを持って、より住み心地の良い「美都」への進化を願い会員各自の仕事を果たして行きたいです。(京都支部長 長瀬博一)



1. 総論
新景観政策10周年の成果と進化～10年の総括とこれから～
／門内輝行
2. 歴史的景観と現代景観
京都の街の色考察－赤と黒について－／上村明美
3. 京町家の保全・継承・活用の行方
1 京町家の保全・継承の論拠と課題／高田光雄
2 京町家の保全及び継承に向けた取り組みの推進／関岡孝繕
3 森林資源の循環利用
京都府産木材を利用した木のまちづくりについて／西光 広
4. 文化財の保存・活用と地域振興
1 文化庁の京都移転で目指すもの－新・文化庁とは－／松坂浩史
2 京都府における文化財保存修理事業について
－歴史的建造物修理工事への取り組み－／菅澤 茂
3 ヘリテージマネージャーの育成と活動／白石秀知
5. 日本建築の匠の技
1 「作って半分、育てて半分」／中村義明
2 京の銘木づかい／中川典子
3 竹と京都と建築／中川裕章
6. 歴史都市の防災化
1 歴史都市・京都における建築物の防災対策／川口 浩
2 伝統構法木造～耐震設計・補強設計～／鈴木祥之
7. 観光都市と地域振興
観光都市京都の建築と社会／宗田好史
8. 地域密着住宅における省エネのあり方／岡田圭司
9. 京都支部創設70年を振り返って／長瀬博一



京都支部創設70周年記念特集号特別編集委員

編集委員長：長瀬博一

編集委員：伊熊昌治、上岡正幸、上村明美、菅澤 茂、山田拓広、渡辺安人

新景観政策10周年 の成果と進化

～10年の総括とこれから～

大阪芸術大学教授・建築学科長
京都大学名誉教授

門内輝行

1950年、岡山県生まれ。京都大学工学部建築学科卒業、東京大学大学院工学系研究科修士課程修了、同博士課程中退。博士（工学）。東京大学助手、早稲田大学理工学部助教授・教授、京都大学大学院工学研究科建築学専攻教授を経て、現在は大阪芸術大学教授・建築学科長、京都大学名誉教授。
専門は、建築・都市記号論、デザイン方法論、景観論。京都市美観風致審議会会長を務める。『街並みの景観に関する記号学的研究』にて日本建築学会賞（論文）を受賞。
主な著書に『講座記号論3. 記号としての芸術』（勁草書房、1982年）、『人間・環境系のデザイン』（彰国社、1997年）、『デザイン学概論』（共立出版、2016年）など。

■はじめに

21世紀を迎えて、「景観」が都市・地域づくりの重要な政策課題として浮かび上がっている。直接の契機は、2004年にわが国で初めての景観に関する総合的法律である「景観法」が成立したことにあるが、その背後には、大量生産・大量消費に基づく経済成長をめざす工業社会から、生命や環境を大切に、地域固有の生活や文化を育む知識社会へという社会状況の変化があり、その中で多くの人々が都市の眺めに関心を抱くようになったという眼差しの転換が潜んでいるのである。景観政策のフロンティアを拓く画期的な政策として注目されている京都市の「新景観政策」は、2007年にこうした大きな社会的変化を背景として策定されたものである。

筆者は、新景観政策の立案・運用・進化、及び景観の評価・アパイスの実務に携わるとともに、都市景観のデザイン原理の研究や景観まちづくりの実践にも力を注いできた。これらの経験を踏まえて、本稿では「新景観政策施行10年」の総括を行い、この10年間の京都における「景観とまちづくり」を振り返り、京都の景観の未来を考える。具体的には、まず、①「景観」の概念を問い直し、その上で、②「京都の景観問題」に対して、どのような景観政策を講じてきたかを「新景観政策」を中心に概説する。そして、③新景観政策の実践の中でいかなる成果と課題が浮かび上がってきたを総括し、④京都の景観の保存・再生・創造に向けて、これからの景観政策や景観まちづくりのあり方を展望する。

■景観概念の広がりとお行き

人間が景観の中に生き、景観を知覚し、景観を構成していることに目覚めたのは、西欧諸国では近代以降のことである。ドイツの地理学者フンボルトは、景観を、植生・土壌・川・湖・動物・人間などの要素が一つの統一ある全体をなして独特の性格を表すものとして捉え（山野正彦：ドイツ景観論の生成ーフンボルトを中心に、古今書院、1998年）、イギリスの景観論者カレンは、「ひとつの建物は建築だが、二つの建物はタウンスケープである。二つの建物が並置されると、建物相互の関係と建物との間のスペースが重要な問題にな

る」と述べて、景観の本質が要素間の関係にあることを指摘している（カレン、G.: 都市の景観、鹿島出版会、1975年）。景観の概念は、要素間の関係や要素の集合から創発する全体に深く関わっているのである。

さらに、景観には記述できない未分化な全体的な印象としての佇まいや雰囲気がある。景観は、空間の「視覚的な形の美しさ」だけでなく、空間の内側に入り込んだ身体が五感を総動員して捉えた棲み心地として現象することにも留意すべきである。

■京都の景観問題の諸相

1200年以上の歴史を育んできた京都では、豊かな自然に、古代から現代に至る様々な都市が重なり合い、開発と保存の問題も幾重にも錯綜して現れている。しかもそこに多様な主体が絡まり合って関与しているために、景観問題はきわめて複雑な様相を呈している。

京都は、山紫水明の自然を楽しむことができる、類まれなる大都市である。その景観の骨格をなす三山や鴨川・桂川は、古来、都市生活に深いつながりをもってきたが、そこにゴルフ場計画、鴨川ダム建設、地下鉄や高層ビルの建設による地下水脈の分断など、自然景観に関わる問題が次々に浮上してきた。

また、町家や明治期の近代建築の破壊、高層マンション・駐車場・電柱や電線・巨大建造物の建設、敷地割や路地・袋路の崩壊、眺望景観の喪失などが進み景観の美的秩序はその根幹から揺さぶられている。

これらの景観問題の背後には、地場産業の衰退、大型店の進出、コミュニティの絆の解体、小学校の統廃合、自動車優先の交通による環境破壊、木造技術や造園技術を担う職人の減少などの政治・経済・社会・技術等の構造的変化が潜んでいるのである。

■新景観政策の画期的な内容

こうした景観問題に対応するべく、京都市は1930年の「風致地区」の指定以来、様々な制度を駆使し、京都らしい景観の保全・再生に努めてきた（表1）。「古都保存法」の歴史的風土特別保存地区等を活用し、自然・歴史的景観を保全するとともに、1972年には全国に先駆けて「市街地景観条例」を制定し、美

京都市の取組や出来事		国の動き	
1930 年	「風致地区」の指定		
1956 年	「屋外広告物条例」の制定		
1964 年頃	(京都タワー建設、双々岡開発計画で景観論争)	1966 年	「古都保存法」制定
		1970 年	「建築基準法」改正 (31m の絶対高さ制限の廃止)
1972 年	「市街地景観条例」の制定 「美観地区」、「特別保存修景地区」等を指定	1975 年	「文化財保護法」改正 「伝統的建造物群保存地区制度」創設
1973 年	市街地の大半に「高度地区」を指定 (10m, 20m, 31m, 45m)		
1991 年	「土地利用及び景観対策についてのまちづくり審議会」 北部保全・都心再生・南部創造 (同時期に、京都ホテル、京都駅ビルで景観論争)		
1994 年	「古都京都の文化財」世界遺産登録		
1996 年	景観規制、高さ規制等の強化		
2000 年頃～	都心部において、大規模マンションの建設が問題化		建築基準法等の改正による規制緩和
2002 年	(日本建築学会「京都の都市景観の再生に関する提言」) (京都経済同友会「京都の都市再生推進に向けての緊急提言」)		
2003 年	「国家戦略としての京都創生」の提言 (景観・文化・観光)	2003 年	「美しい国づくり政策大綱」
2004 年	「歴史都市・京都創生策 (案)」策定	2004 年	「景観法」制定 「文化財保護法」改正 「文化的景観制度」創設
2005 年	「時を超え光り輝く京都の景観づくり審議会」設置		
2007 年	「新景観政策」制定 (3 月)、全面施行 (9 月)		
		2008 年	「歴史まちづくり法」制定
2009 年	「京都市歴史的風致維持向上計画」の認定		
2011 年度	「地域景観づくり協議会制度」の創設等		
2015 年度	屋外広告物の適正化 (ほぼ達成)		
2017 年度	「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」制定 「歴史的景観の保全に関する景観政策」取りまとめ 新景観政策 10 周年記念事業を実施		
2018 年度	「新景観政策の更なる進化検討委員会」		

表1 京都市の景観政策の歩み

観地区等を活用した都市景観の整備に着手したのである。その努力は一定の成果を上げてきたが、その後も景観資源の減失が続き、今なお“しのびよる破壊”が進行中である。

こうした事態に対し、国レベルでは2004年に「景観法」が制定された。同じ年に「文化財保護法」の一部が改正され、地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された「文化的景観」が文化財として位置づけられることになったのである。

京都市は2005年7月に、50年後、100年後の京都の将来を見据え、世界に冠たる「京都創生」にふさわしい景観の保全と創造を目指し、実効ある具体的政策を早急に確立することを目的とする「時を超え光り輝く京都の景観づくり審議会」を設置し、その最終答申を受けて、「京都市眺望景観創生条例」等の新景観政策に伴う6条例の制定・改正案を作成したのである。これらは一括して「新景観条例」と呼ばれるが、それが2007年3月の京都市議会において全会一致で議決され、同年9月に全面施行されたのである。

新景観政策は、次の5つの「歴史都市・京都の景観形成の基本方針」に基づいている。

- ①「盆地景」を基本に自然と共生する景観形成
- ②伝統文化の継承と新たな創造との調和を基調とする景観形成
- ③「京都らしさ」を活かした個性ある多様な

空間から構成される景観形成

④都市の活力を生み出す景観形成

⑤行政、市民、事業者等のパートナーシップによる景観形成

新景観政策では、これらの景観形成の基本方針に基づいて、地域の景観と調和するような建物等のデザインを誘導する次の5つの実践的な方策を打ち出したのである。

①建物の高さ規制の見直し

盆地景を基本とし、都心部から三方の山裾に行くに従って次第に建物の高さが低くなるようにする。歴史的市街地のほぼ全域で、高度地区の指定制度を活用した、地域特性に合わせたきめ細かな高さの規定を定めている。

②景観地区等の拡大とデザイン基準の見直し

京都らしい景観を継承するために、地域固有の特性を活かし、きめ細やかに建物等のデザイン基準を見直す。市街地のほぼ全域に、「景観地区」(「美観地区」と「美観形成地区」に分かれる)と「建造物修景地区」を指定し、地区特性に即したデザイン基準を設定している(共通基準と地区別基準がある)。

③優れた眺望景観や借景の保全

山紫水明と称えられる自然の中で、優れた伝統と文化を育んできた京都の景観は、眺望景観や借景と共に継承されてきた。これを保全するために「眺望景観保全地域」を指定し、その中に眺望空間保全区域・近景デザイン保

全区域・遠景デザイン保全区域を設け、区域ごとの基準を定め、眺望・借景を守る条例を定めている。具体的には、境内の眺め、通りの眺め、水辺の眺め、庭園からの眺め、山並みの眺め、“しるし”への眺め、見晴らしの眺め、見下ろしの眺めの8つの類型、38箇所の眺望景観を保全対象に指定した。

④屋外広告物等に関する規制の見直し

屋外広告物は建物のデザイン等と一体となっていて、都市の景観を形成するものである。建物の高さやデザインに合わせて、地域の特性に応じて、屋外広告物の表示位置、面積、形態、デザイン等に関する基準を定めるとともに、優良な屋外広告物に対する支援制度も設けている。また屋上看板や点滅式照明・可動式照明は市域の全域で禁止している。

⑤歴史的な町並みの保全・再生

町並み保全のための様々な地区指定制度や単体としての保全策(景観重要建造物、歴史的風致形成建造物)を活用して、伝統的建造物の外観の修理・修景などに対する助成を行い、歴史的町並みの保全・再生を図る。

■新景観政策の成果と進化

景観政策のような複雑なシステムは、構築したシステムの運用の結果を踏まえて、少しずつ進化させていくことが不可欠である。

新景観政策の内容については、建築設計や景観計画、法制度の専門家から批判があったが、彼らにも景観政策の進化のプロセスに参加していただくこととし、「京都市景観デザイン会議」(当初の名称は「協議会」)の設置と「京都市景観政策アドバイザー制度」の創設を行ったのである。以下に新景観政策の進化の軌跡を簡潔に見ておく。

2011年度の景観政策の進化

最初の進化は、基本的な枠組みを維持しつつ、次の4つの見直しを行ったものである。

- ①市民とともに創造する景観づくりの仕組みの整備
- ②デザイン基準の更なる充実
- ③優れた建築計画の誘導
- ④申請手続の見直し、基準の明文化

①では、「地域景観づくり協議会」の仕組みを創設したことが注目される。地域の景観を保全・創出する目的で、住民が主体的に景観

づくりに取り組むための仕組みである。これにより、協議対象地区内で建物を建てようとする人は、事前に協議会と意見交換をすることが必要になる。2018年8月現在、10の地域組織が認定されている。

②は、沿道型美観地区や沿道型美観形成地区の高層建築物の屋根のデザイン基準の見直し、良好な沿道の町並み景観の保全・形成を図るべき幹線道路沿道及び主要駅周辺を市街地型美観形成地区から沿道型美観形成地区への変更などの充実を行ったものである。

③は、建築主や設計者が、建築物や工作物の建築等をしようとする際に、優良なデザインの建築計画とするために、計画の初期段階から専門家に技術的な助言を求めることができる「優良デザイン促進制度」を創設したことである。筆者は創設時からアドバイザーを務めているが、関係者が対等の関係で、対話を行うことの重要性を実感している。

④には、建造物修景地区における届出対象建築物の拡大、眺望景観保全地域における区域設定と手続等の見直し、屋外広告物に関する基準の明文化が含まれる。

屋外広告物の適正化

京都市では、屋外広告物についても、美しい品格のある都市景観を形成するものとなるよう規制を行ってきたが、新景観政策の制定後7年間の経過措置期間が終了する2014年8月までに、市内全域の違反状態の解消に向けて、2012年からローラー作戦を展開し、2015年7月末には95%が適正表示となり、大きな成果を上げたことは特筆に値する。

京町家の保全・継承

京町家の保全・継承は、まちづくりの全般に関わる課題であるが、景観政策としても位置づけられる重要な取り組みである。具体的には2017年11月に「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」を制定し、歴史都市・京都の歴史、文化及び町並みの象徴である京町家の保全及び継承を、多様な主体との協働の下に推進していく仕組みを整備している。

歴史的景観の保全

京都には、世界遺産をはじめとした寺社や御苑、庭園、歴史的町並みなどの歴史的資産が数多く存在している。これらが形づくる貴重な歴史的景観は、地域特有の歴史や文化と

一体となって、市民や事業者、歴史的資産の所有者等の関係者が協働して継承してきた京都の宝である。こうした寺社等とその周辺の景観を保全するために、2017年度に「歴史的景観の保全に関する具体的施策」(素案)を取りまとめ、2018年度から具体的施策の実施に向けた取り組みを開始している。

①建築物等の色彩やデザインについての景観規制と手続の充実

②歴史的な建造物等の保全やより良い景観へと誘導するための支援策の充実

③市民や事業者、寺社等との協働による景観づくりの推進

①については、眺望景観創生条例が定める49箇所(視点場11箇所の追加指定、参道や門前等を視点場に指定)の保全地域のうち、「境内の眺め」と「境内地周辺の眺め」について、地域特性に応じた眺望景観の創生を図るために、「事前協議(景観デザインレビュー)制度」を導入した点が注目される。

②には、景観上重要な建造物や樹木・緑地の指定拡大、歴史的資産周辺プロファイルの作成・公開、優良デザイン促進制度の積極的な運用などが含まれる。

③については、景観に関するあらゆる「情報」を共有・発信する景観情報共有システムを構築したことが画期的である(<https://keikan-gis.city.kyoto.lg.jp/keikan/>)。

■新景観政策10年の総括

筆者は2017年度に実施した「新景観政策10周年記念事業」についても、特別鼎談・京都市景観市民会議・総括シンポジウムに基調報告者やパネリスト、コーディネータとして参加し、連続講座の企画にも携わった。全体テーマを「京都から考える これからの歴史・文化・創造都市」とし、次の4つのテーマを基軸とする記念事業を実施した。

①コミュニティと景観まちづくり

②景観を紡ぎ出すデザイン

③都市の活力を生み出す景観

④景観・文化の継承と創造

これらのテーマは、新景観政策の基底をなす5つの「歴史都市・京都の景観形成の基本方針」から導き出したものである。

一連の記念事業の記録は、レポート『新

景観政策 10年とこれから』に公開されている(<http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000236593.html>)。これらのテーマをめぐって印象に残った論点をまとめると次のようになる。

コミュニティのあり方を映し出す景観

景観は様々な要素の関係・総合として現れてくるものである。それゆえ、景観には人々が共有している自然観、コミュニティ、都市の文化的水準などが表出される。

景観を考える上でコミュニティのあり方が重要である。その空間が使う人により、どれだけ大事にされ、どれだけ敬意を持って使われているかが、景観の気配や佇まいの良さを最後のところで支えているからである。

また、美しい景観は幾世代にもわたる多くの主体の協働によって育まれる。このことから「景観の公共性」を大切にすることが景観まちづくりの鍵を握ることが分かる。

景観まちづくりの担い手

景観がコミュニティと深く結びついているとすれば、まちづくりの担い手のあり方を問う必要がある。それが景観ににじみ出てくるからである。「エリアマネジメント」の活動を視野に入れて、コミュニティによるまちづくりの仕組みを検討する必要がある。

風土性の表現としての景観

名都の条件は、「山水性」「景観」「シビックセンター」「人間(賑わい、盛り場)」にある(中村良夫: 研ぎすませ風景感覚—名都の条件、技法堂出版、1999年)。京都が名都であるためには、魅力的な「ニワ」(共同体の行事・作業の場、盛り場、通りニワ、ノキバ、水辺のニワなど)と「風物」が必要である。そのような風土性を表現する景観を生むまちづくりは、大らかな枠組みのもとで、市民自らが担うほかはない。

都市のアイデンティティと生活のスタイル

景観、風景が変わっても、そこに残るのは風土である。風土にこだわらないと、後世に残る都市にはならない。人の心や都市の個性を大切にすることが、新しい文化や都市の活力の創造につながる。景観づくりでは、最適化原理より個性化原理を重視すべきである。

景観が良いと感じる都市には、人々の生活を貫く一つのスタイルがある(ドイツの「精

密さ」、フランスの「優美」など)。都市には生活のスタイルを生み出す理念や価値観に基づく呼びかけが必要である。

景観というシステムのデザイン原理

町並みの美的秩序は、個々の建物が自己主張するのではなく、互いに他を生かすことによって、「類似と差異のネットワーク」が形成されるところに生まれるのである。

まちづくりには、本質的に「計画性と自然発生性」「ユニバーサルなもの」とローカルなもの」という二つのジレンマが存在する。非常に難しい問題であるが、これらを考えることを引き受けなければ、都市はとんでもないことになる。対立のように見えるものが幾重にも折り重なるところに都市の奥行き感が生まれ、美しい景観が形成される。

小さなまちの集合体としての京都

京都を一つの大きな都市として見るのではなく、小さなまちの集合体として見る必要がある。ヒューマンスケールの個性的な都市エリアに注目し、そのコミュニティの対話と協働により、固有の地域資源を活かした特色ある景観を育てることが大切である。京都がそのような個性ある都市エリアの集合として構成されるとき、多様性を内包する豊かな全体性を有する京都らしい景観が姿を現す。

景観を育てるプロセス

歴史性と総合性を備えた景観は意図的に作れるものではなく、庭に咲く植物や花のように育てるべきものである。景観づくりの基本は、先行する世代から受け取ったものを大切に、傷んだところは修復し、各時代の成果を付け加えて次の世代に渡すことである。

景観まちづくりのイニシアティブは、持続的に生活を営む市民が担うべきものである。このプロセスは参加した人々の景観を評価しデザインする能力を養うことになる点にも留意すべきである(図1)。

文化と産業の息づく創造都市

21世紀の知識社会では文化を基盤として発展する新しい経済が台頭し、「創造都市」が注目を集めている。創造都市とは、市民一人一人が創造的に、働き、暮らし、活動する都市であり、豊かな文化が集積している歴史都市は、創造都市としても高いポテンシャルを有している。未来の社会・経済は文化に支えら

れる。京都でも経済価値を含む幅広い文化政策を展開する必要がある。

景観・文化による新たな価値の創造

これからの働き方は、大量生産システムに基づく定型な仕事(ラボーロ)から創造的な仕事(オペラ)に転換する。そこで必要になるのは、最先端の科学技術と古い伝統文化を結び付ける「学びの場」であり、社会のインフラとなる「文化」である。

新しい文化の創造には、イノベーション(技術革新)とともに、インプロビゼーション(即興演奏)が不可欠である。多様な文化や人材が集積した京都は、インプロビゼーションが起きやすい創造都市といえる。

■景観政策と景観まちづくりの展望

山紫水明の豊かな自然に恵まれ、古代から現代に至る様々な時代の文化を蓄積してきた京都は、景観保全に先進的に取り組んできたが、20世紀後半の乱開発により美しい景観が次々に失われてきた。これに対して新景観政策では、地域別基準を含むデザイン基準に基づく景観規制を推進してきたのである。

都市に活力をもたらすためには、景観の保存・再生に加えて、創造も必要である。それゆえ、京都における景観政策の課題は、規制法を創造法へと進化させることである。

これまでの検討を通じて、景観という問題が、人々の感性や価値観、コミュニティのあり方、文化を基盤とする新しい経済、個性ある都市を生み出すまちづくりの仕組み、都市の文化的水準、さらに都市の持続可能性を支える生命や風土など、現代社会の多くの課題が交差する結節点にあることが分かる。

こうした複雑な景観問題の解決に役立つ景

観政策の将来展望としては、景観を生成するシステムに関わる創造法を構築することが課題となる。そこでは京町家や伝統的町並みの保全・継承、文化財の保全・再生、歩けるまちづくりの推進、伝統産業・観光産業の継承と発展、先端産業や創造産業の育成、木造建築技術の継承、河川・森林の管理など、多岐に渡る問題に取り組むことが求められる。景観政策は、縦割り行政の限界を超えて、総合政策として取り組むべき課題である。

■新景観政策の更なる進化に向けて

新景観政策10年の実績を踏まえて、京都市は、2018年7月に「新景観政策の更なる進化検討委員会」を設置し、①優れた景観の新たな創造、②都市計画と連動した、持続可能な都市の構築、③地域の景観や都市機能の特性に応じたきめ細やかな対応、④地域のまちづくりに取り組むコミュニティ等との協働、⑤様々な都市ビジョンのもと、総合性と実効性を確保した都市デザイン政策の導入、といった要請に応えられるように、「新景観政策の進化」の方向性の検討を進め、「新景観政策の更なる進化に際しての考え方(案)」をとりまとめたところである。

これからの時代を見据え、京都を文化と産業の息づく持続可能な創造都市へと発展させていくためには、都市エリアごとにビジョンを作成し、都市計画と景観政策を組み合わせ、活力ある魅力的な京都の景観をデザインしていくことが求められている。京都という都市での暮らしや営みを生き活きとし、新たな価値を創造する都市とするためには、新景観政策の更なる進化が必要なのである。

(もんない てるゆき)



図1 京都市修徳学区における町並みデザインワークショップ(京都大学門内研究室) 様々な建物のデザインを通りの3次元CGモデルにはめ込み、町並みに似合うデザインを検討する試み。

2. 歴史的景観と現代景観

2

京都の街の色考察

ー赤と黒についてー

株式会社マックス 代表取締役
街の色研究会・京都 事務局長

上村明美

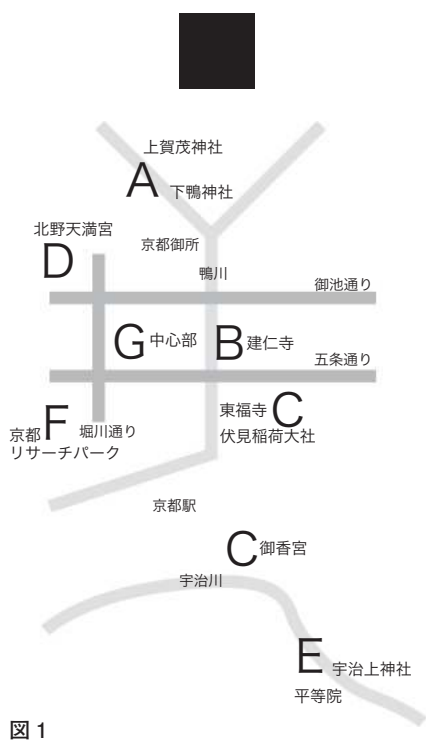


図 1

調査箇所

A: 賀茂別雷神社（上賀茂神社）、賀茂御祖神（下鴨神社）
B: 建仁寺・祇園町、周辺
C: 伏見稲荷大社、御香宮神社、周辺
D: 西陣の町家、北野天満宮、上七軒、周辺
E: 宇治上神社、平等院、周辺
F: 京都市リサーチパーク、周辺
G: 京都市内中心部

調査対象

壁面や柱など景観に影響する箇所

調査方法

日本塗料工業会色見本帳とカラーアトラス簡易版による比色と離れた視感測色

調査期間

2015年11月から2018年10月まで

■はじめに

街の色研究会・京都は京都の町の景観について色彩という側面から、調査、研究する会である。

日本の顔とも言える国際観光都市京都は多くの伝統的景観を保持しているが、今、市民に課せられた課題は、その保存と継承、修復であり、一方では近代化の波の中で雑多なデザインの氾濫に対して“規制”というテーマを持たざるを得ない。

観光都市京都として世界の人々に恥じる事のないように近代化と伝統との調和を目指して、環境整備のあり方や広告の問題、案内表示や標識等、新しいデザインアイデンティティーを示す必要がある

街の色研究会・京都の会員は上記の問題を解決すべく、全員ボランティアの精神で活動している。

これまで5回に及ぶ景観に対するシンポジウムや研究会活動を通して挙げられた成果は、市民サイドの研究として広報し、行政に提供してきた。

「京都の色」を考えると景観色彩という前に

- ・茶室等の空間 わび・さびの色
 - ・建築空間 雅の色
 - ・御菓子や着物 はんなりの色
 - ・着物やインテリア 粋（いき・すい）の色
- 等がある。

また色の取り扱いで考えると、重ねの色、付合せの色等も考えられる。

京都の伝統色といえば生活空間、美術工芸や芸能の場において、粋（すい）や粋（いき）、わび（侘び）・さび（寂び）の色、「はんなり」や「雅（みやび）」というような表現があるが、今回は図1のごとく場所を特定して、赤と黒について、伝統的景観のある所や、都市中心を中心部、京都市リサーチパーク等に調査をした。

■赤について

赤の色は社寺の造作や鳥居等に多用されている。

社寺建造物の単色塗といわれる伝統的な塗装法では、丹や胡粉、黄土などの顔料を膠水（にかわすい）で溶いて塗る。実際に飛鳥時代、奈良時代から建造物の多くが赤で彩られてきており、その意味には社寺建築を神聖な場とし荘厳に装飾するという目的と、木材を風雨や紫外線から保護する役割があった。屋



調査箇所C：伏見稲荷大社

外では特に金属を主成分とする。朱や、丹、弁柄を使用することで防虫、防腐から建材を守る役割があったとされる。

赤は太陽のイメージがあり宗教的な意味が感じられるが、ハレ（晴）とケ（褻）という概念のうち、ケが日常としての意味に対してハレは非日常・公家・表向き・明るいという意味となり家庭から出てハレの空間、即ち神社の表にふさわしい色である。

特に祇園祭は疫病を払う魔除けの色としての朱を多用した祭りでもある。

京都の印象として赤をどう位置づけるか、一般的には雅で高貴印象の紫等を想像する人が多い中、意外に旅のポスターや鳥居、花街の壁面など赤によって印象付けられているものも少なくないことから、雅で高貴な赤の存在もまた京都の一部であると思わざるを得ない。



調査個所B：祇園町周辺



調査個所B：祇園町周辺



調査個所B：祇園町周辺



調査個所B：祇園町周辺

■ 黒について

黒色は木材が古びて濃茶になり、さらに古びて黒に近い色になったものと、漆塗の黒等がある。

今でも田舎の風景には黒い焼杉の板で壁面を覆った集落が存在し、美しい景観となっている。おそらくは海辺の潮風から木材を守るための焼杉であったと思われるが、そのまともいのある家並みは大変美しく大人びて見える。

黒はシック（chic）な色であり、弁柄や煤を漆等に加えて塗ったものが旧来からの方法であるが、それらは建物に重厚さを与えている雅な色彩でもある。

黒の語源を調べると、玄人（くろ＝玄）が出てくる。これは「大人びた」「落ち着いた」というニュアンスを持っていることからもどの街にも比較的受け入れやすい色彩であるとも考えられる。

こげ茶から黒が主体であった町並みの色が、近代化の波でコンクリートのそのままの色やアイボリーを好むようになり、古い家並みがすべて白亜になった時期があった。そのころに比べれば現在、京都に新築されるホテルや商業施設や公共建築にまで黒やグレーの建物が増えてきたことは、好ましい潮流であるともいえる。

（かみむら あけみ）



黒い壁の参考写真：岡山県瀬戸内市の風景



調査個所G：京都市内中心部



調査個所F：京都リサーチパーク



調査個所G：京都市内中心部



調査個所G：京都市内中心部

撮影：街の色研究会・京都

京町家の保全・継承 の論拠と課題

京都美術工芸大学教授
京都大学名誉教授

高田光雄



図1 京町家と庭

1. 解体が続く京町家

2017年11月に「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」(京町家条例)が制定され、2018年5月より京町家解体の届出、保全及び継承に係る協議、解体工事請負契約の通知などが施行された。また、2018年10月には、同条例に基づき設置された「京都市京町家保全・継承審議会」から「京町家保全・継承推進計画」の答申が提出され、「京町家保全重点取組地区」及び「重要京町家」の指定なども順次進められている。しかしながら、京都のまちなかでは、いまだに多くの京町家が無残にも解体されるという誠に残念な状況が続いており、異常な地価の高騰の下で、文化財に指定あるいは登録されている京町家さえもが解体の危機に瀕している状況にある。京町家の保全・継承の意義を関係主体すべてが改めて確認するとともに、この異常事態を早急に脱却するためにあらゆる方策を講じる必要がある。

2. 建物だけでなく「生活文化」の保全・継承が重要

そもそも京町家の保全・継承の必要性の論拠は、歴史的な建築、都市景観の保全・継承などといった物的環境を含む環境的持続可能性だけにあるのではない。むしろより本質的には、そうした物的環境を舞台として成立している「生活文化」の現代的価値とその社会的持続可能性や文化的持続可能性にあると考えるべきである。

京都という都市において長い年月をかけて蓄積されてきた「生活文化」には、歴史的な価値だけではなく、例えば、自然と関わる豊かな暮らし、共同的な地域マネジメント、住まい手が参加する生活環境づくりなど、現代的視点からみて極めて重要で、かけがえのない内容が含まれている。それを支えてきた空間こそが京町家なのである。既存京町家は「生活文化」の継承と発展の基盤であり、京町家の保全・継承の必要性はそこにこそあると言える。

3. 京町家は単体の建築ではない

つぎに、重要なのは、京町家が単一の敷地に建つ単一の建物ではないという認識である。碁盤目状の通りに面して建てられた京町家は、

東入、西入、南入、北入の全ての方位があり、また、路地奥の長屋も含めて、極めて高密度に建設されてきた。こうした環境の中で、長い時間をかけて、建物と空地の取り方や屋根のかけ方、外観などといった境界デザインの作法、つまり、「連担」のルールが育てられ、それらを継承することによって、高密市街地における最大限の居住性が確保されてきたのである。さらに、両側町の成立により、私的空間と共同的空间の関係を含めた共同的な地域マネジメントの仕組みが作られ、祭りや地藏盆などの行事に代表される地域の生活文化の継承も行われてきた。京町家は、単体の建築としても独立した機能をもつが、同時に「連担」することによって「町」の構成要素として機能し、群としても地域レベルの生活文化の継承・発展に寄与してきたのである。

4. 京町家の特徴付ける自然との関係

以上をふまえて、京町家は以下の三つの関係によって特徴付けられると考えられる。第一は、「家と自然との関係」である。いうまでもなく、京町家は、最大限の風通しを確保し、夏を旨としてつくられてきた。家と道との関係を重視するとともに、家は建物と庭から構成されるという認識の下、建物と庭が共に両隣と連担することによって通風や採光が確保され、同時に生物多様性にも寄与する、高密居住可能な街区がつくられてきた。その結果、内部空間と外部空間の中間領域に多様な役割を果たす居心地のいい空間が生まれ、季節とともに繊細に変化する自然と関わる豊かな生活文化が蓄積されてきたのである。今日、環境問題が深刻化する中で、高気密・高断熱の家が推奨されているが、自然との共生を底辺で支えてきた生活文化の継承や発展との両立こそが強く求められる。

5. 京町家の特徴付ける町との関係

第二は、「家と町との関係」である。前述の通り、京町家は個人の敷地の中で自由に建てられた建物ではない。近世までは自治組織であった両側町の構成要素としての京町家であり、逆に、京町家によってコミュニティの最小単位である町がつくられてきた。建物や庭

の連担に加え、けらばの重なりや軒の連担など、巧みな境界のデザインがそれを支えてきた。また、格子窓と通り庭によって家と道がつながり、公的空間と私的空間が開きつつ閉じ、閉じつつ開く関係がつくられてきた。一方、町の空間で展開されるお祭りや地藏盆などの年中行事、日常の挨拶や門掃き、各家の冠婚葬祭には、「異なる価値観の共存」を可能にする都市的で洗練された生活文化の蓄積が反映されている。多様な価値観を一定の範囲内で認め合い、周囲に気を配りながらも、「よそはよそ、うちのうち」と自立を尊重し、必要以上の干渉はしない。原理主義を排除しつつも、異なる価値観の人たちとのコミュニケーションに手間暇をかける。京都のまちの生活文化は、共同的問題解決を実現する「共存の感性」を磨く文化なのである。



図2 京町家と地藏盆

6. 京町家の特徴付ける住まい手との関係

第三は、「家と住まい手との関係」である。京町家は、住まい手による「室礼」、つまり、建具や調度の設置によって完成される。年に2回、夏座敷と冬座敷を入れ替える建具替え（模様替え）も住まい手によって行われる。環境条件の調節も住まい手による建具の開け閉めによって行われる。快適な居住環境は、住まい手が建物に働きかけてはじめて実現するのが京町家なのである。日常の手入れも同様である。京町家は決してメンテナンス・フリーにはならない。それどころか、日常の手入れを住まい手に求める。しかし、それによって効率的な維持管理や空間利用が可能となり、住まい手の満足度や建物に対する愛着も高まる。住宅性能に代表される手段的価値を「住みごこち」と呼ぶとすると、住まい手と建物の相互の働きかけによって得られる満足度や愛着にあたる非手段的価値は「住みご



図3 京町家の建具替え（左：夏季、右：冬季）

たえ」と呼ぶことができる。京町家は、住まい手と建物が相互に関わる生活文化を育む「住みごたえ」のある建物なのである。さらに、多様な住み方の受容性と改修や増築の容易性によって「住みごこち」や「住みごたえ」の継続的創出を意味する「住みこなし」や、それらの世代を超えた継承である「住み継ぎ」が実現してきたと考えられる。

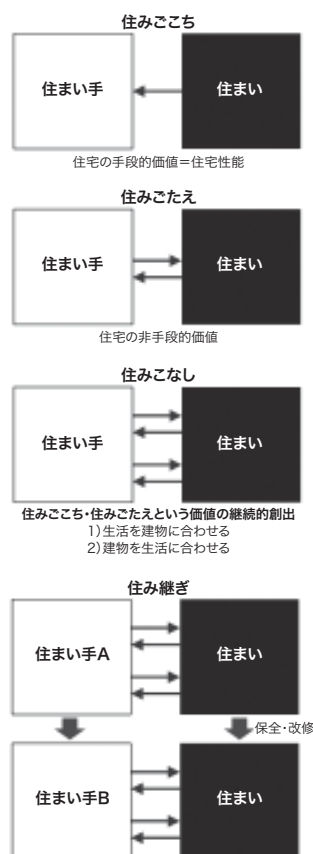


図4 住みごこち・住みごたえ・住みこなし・住み継ぎ

7. 既存京町家と共存できる「新町家」の整備も必要である

京町家を取りまく三つの関係から生まれる「生活文化」は、歴史的な価値とともにすぐれて現代的な価値を有し、その継承と発展の必要性は、既存京町家の保全及び継承の最

も重要な論拠を構成するはずである。これをふまえて、京町家条例の趣旨に著しく反する既存京町家の解体には毅然とした対応を取るとともに、既存京町家における居住機能の保全と流通の促進、既存京町家の社会的利用の促進と住教育の推進などを進める必要がある。加えて、既存京町家と共存できる「新町家」の整備を並行して進めることが強く望まれる。京町家の保全・継承の目的である「生活文化」は、前述の通り単体としての京町家だけによって継承されるものではない。「生活文化」は、家の文化であるだけでなく、両側町やその集合である元学区などの地域の文化なのである。既存京町家が激減の中で、地域の「生活文化」の継承・発展をはかるためには、既存京町家と共存できる「新町家」の整備と地域コミュニティの活性化が必要なのである。また、既存京町家の再生に必要な技術・技能の継承・発展のためにも「新町家」の整備は不可欠である。既存京町家の保全・継承と「新町家」の整備の連携による地域の「生活文化」の継承・発展が強く望まれる。

(たかだ みつお)



図5 新町家の提案例

3. 京町家の保全・継承・活用の行方

3-2

京町家の保全及び 継承に向けた 取り組みの推進

京都市都市計画局まち再生・創造推進室
京町家保全継承課長

関岡孝緒

■はじめに

京町家は、歴史の中で磨かれてきた美しい景観や、茶道・華道などの伝統文化、四季折々の自然や地域と共生する生活文化、洗練された精神文化の象徴であり、京都の魅力あるまちづくりの資源として、京都市民にとって貴重な財産であるとともに、京都だけでなく日本の、そして世界の宝である。この京町家を、50年後、100年後の未来へ継承していくことは、現代に生きる私たちの使命である。

しかし、戦後、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済活動が進行する中で、多くの京町家を取り壊され、美しい町並み景観や、歴史を重ねてきた都市の生活文化が失われてきた。京町家が急激に失われていく中、京都市では、多様な主体と連携する形で、平成12(2000)年に京町家再生プランを策定し、京町家に関する相談体制の構築や担い手の育成、改修に対する助成などの取り組みを展開してきた。現在では、不動産流通市場においても一定量の京町家が流通し、多様な活用が展開されている。

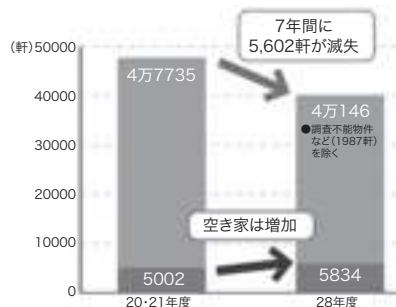


図1 京都市における京町家の数

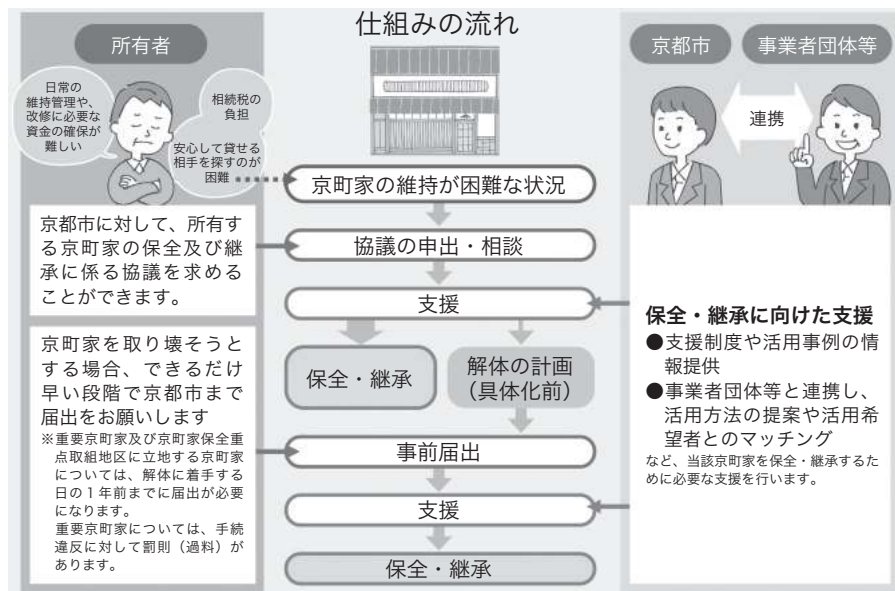


図2 京町家の取壊しの危機を事前に把握し、保全・継承に繋げる仕組み(平成30年5月施行)

その一方で、現在もなお、京町家の滅失に歯止めがかかっていない。平成28(2016)年度に実施した調査によると、年間約2%の京町家が滅失し続けているとともに、空き家率が14%を超えている。これは京都のアイデンティティを脅かす重大かつ危機的な事態である。加えて、日本・京都文化への関心の高まりや、観光客の増加とそれに伴う宿泊需要の拡大、人口減少・少子高齢化の急激な進展など、京町家を取り巻く環境も大きく変化している。

このような状況から、平成29(2017)年11月に「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」(以下「条例」という。)を制定した。この条例では、京町家の所有者だけでなく、使用者や事業者、市民活動団体、市民、行政等、多様な主体が連携して京町家の保全・継承に取り組むこととともに、京町家の取壊しの危機を事前に把握し、保全・継承に繋げる仕組みとして、京町家の解体に係る事前届出制度を定め、平成30(2018)年5月から全面施行している。

こういった取り組みも含め、京町家の保全・継承に関する様々な取り組みを総合的かつ計画的に実施することにより、京町家を次

の世代に着実に引き継いでいくため、平成30年2月に設置した「京都市京町家保全・継承審議会」(以下「審議会」という。)での議論を踏まえ、本年、「京都市京町家保全・継承推進計画」(以下「計画」という。)を策定した。

■計画に基づく取り組みの推進

本計画は、条例に基づく計画であり、条例の運用と合わせて、これまでよりも強力に、京町家の保全・継承を推進するものである。

また、基本的な考え方として、「不動産流通市場の積極的な活用」、「地域の役割の重視」、「地域課題の解決に繋がる社会的な利用」などの視点を踏まえて、取り組みを推進していく。

以下、本計画のポイントとなる新たな施策について、その一部を紹介する。

1 京町家マッチング制度

条例では、全ての京町家を対象に、取壊そうとする場合、できるだけ早い段階で、市に届け出る(努力義務)ことを求めている。

本市では、これに合わせて、平成30年5月に「京町家マッチング制度」を整備した。

本制度は、建築・不動産関連の事業者団体、

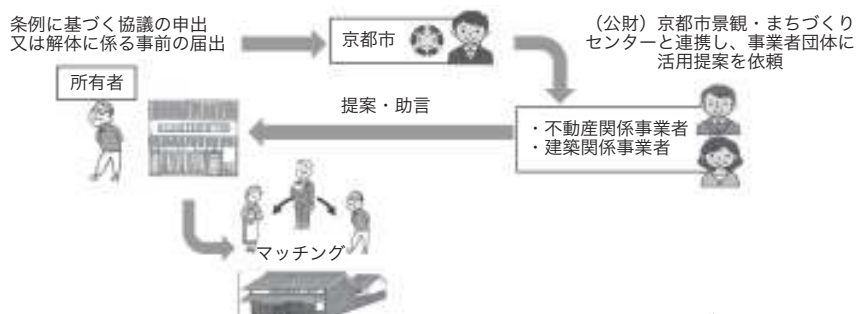


図3 京町家マッチング制度のイメージ

市民活動団体と連携し、所有者等が安心して相談できる窓口を整備するとともに、相談、条例に基づく協議の申出又は解体の届出等がされた京町家について、活用方法の提案等を行うことにより、京町家の保全及び継承を推進することを目的としたものである。(図3)

具体的には、京都市に登録された建築・不動産関連の団体の専門事業者が、京町家の改修方法や活用方法、京町家を継承・活用したい方とのマッチング等を提案・助言するもので、現在、6つの団体が登録され、制度の運用が始まっている。

2 条例に基づく地区指定及び個別指定

条例では、趣のある町並み又は個性豊かで洗練された生活文化の保全及び継承を効果的に進めるため、区域や個別の京町家を京都市が指定し、様々な支援を行っている。

指定地区内の京町家や個別指定の京町家を対象に、平成30年10月から、改修等に対する

助成制度を開始しているが、一方で、解体に着手する1年前までの届出が義務付けられる。

現在、審議会での議論を踏まえ決定した指定基準に基づき、順次、指定候補となる地区や個別の京町家の選定を行っている。

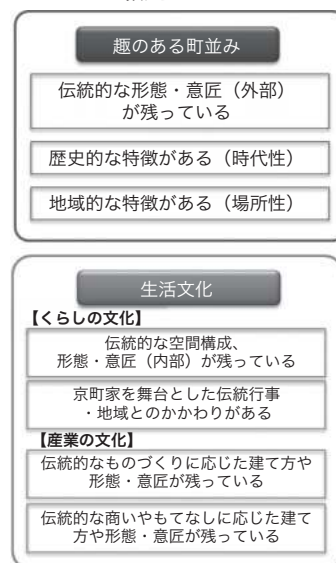
選定後は、指定候補地区への説明会や個別指定候補の京町家所有者への事前周知を行い、指定を進めている。

平成30年8月から、先行して、既存の制度で指定等がされている地区や個別の京町家の指定を行い、同年12月には、既存の制度で指定等がされていない新たな地区及び個別の京町家について指定を始めており、平成30年12月末現在、地区指定については4地区、個別指定については346件の指定をしている。

今後も、京町家が集積(図4)した地区や市内全域の京町家から、指定テーマ(右図)に沿った地区や個別の京町家を選定し、指定基準に照らし合わせて指定を拡大していく。

また、地区指定とあわせて、京町家がある「まち」を、自治組織や市民活動団体等とともに盛り上げていくことも進めていく。

<指定テーマ>



3 新築等京町家に関する検討

京都らしい町並み景観を保全し、生活文化を継承・発展させていくためには、今ある京町家を保全・継承することを大前提としたうえで、京町家の知恵を継承した、既存の京町家と共存できる住まいの建築を促進することも必要である。

そこで、京町家の知恵を継承し、京町家と認められる新築等の住宅(既存住宅の改修を含む)のあり方、誘導策について、専門的な見地から検討するため、審議会の部会として「新築等京町家部会」を設置し、平成30年11月から、議論をスタートさせている。

■おわりに

条例の制定を契機に、京町家の保全・継承に向けた新たなまちづくりの芽も息吹き始めているが、意識の醸成についてはまだまだ取り組みを改善する余地があり、多様なチャンネルを通じて、情報の効果的な受発信を行っていく。

条例を全面施行した平成30年度は、関連する様々な制度や支援策を新たに立ち上げ、その運用をスタートさせた年であった。

今後も、市内にある全ての京町家について、可能な限り保全・継承に結びつけることを目標に、条例制定により可能となった情報把握(モニタリング)を通じて、適宜、効果の検証、必要な改善を図り、取り組みを推進していく。

(せきおか たかよし)



図4 京町家の集積状況(京都駅以北エリア)

森林資源の 循環利用

京都府産木材を利用した 木のまちづくりについて

京都府農林水産部林務課
府内産木材利用促進担当課長

西光 広

1985年 京都府入庁
2018年～ 現職

■はじめに

森林は、府民にとってかけがえない貴重な財産であり、木材生産という経済的機能にとどまらず、災害の防止や地球温暖化防止など、府民の豊かな暮らしを守る様々な公益的機能を有しているが、この機能を維持するため森林資源の循環利用において京都府産木材の利用促進が重要な取り組みであることを御紹介したい。

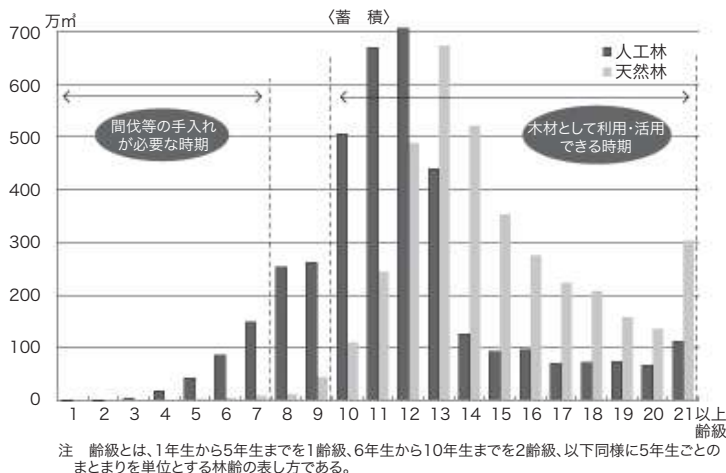
■森林の現況

京都府の森林面積は、約34万ha、総土地面積に占める森林の割合は74.3%と全国平均を約8%上回っており、このうち民有林の割合は97.8%と、全国平均69.4%に比べ、民有林の割合がかなり高く、このうち人工林率は38%、人工林の蓄積量は3,899万m³、毎年44万m³近くが増加している。民有林（人工林）の齢級別構成は、10～12齢級（46～60年生）に集中しており、10齢級（46年生）以上の利用期に達した面積は70%で、10年後には85%に及ぶとみられ、全国と比較しても林齢構成が高い状況にある。

このため、森林の公益的機能を持続的に発揮させるため、これらの成熟した森林資源を伐採し利用した上で、跡地に再造林を行い、齢級構成の平準化を進めていくことが課題となっている。

■林産物の生産

2015年度の京都府の林業産出額は23億6千万円、そのうち木材生産額は12億9千万円であるが、府内の年平均木材価格は1980年をピークに減少傾向にある。



府内の素材生産量は年々減少していたが、2002年度以降は増加傾向にあり、2016年度の素材生産量は17万3,000m³であるのに対し、府内の木材需要量は年間47万3,000m³であり、2008年以降増加傾向にあり京都府産材率は31%である。

一方で、前述のとおり府内の木材資源は、木材の成長により毎年増加（素材生産量の2.5倍）しており、今後も京都府産木材の安定供給体制の整備と京都府産材需要の拡大が課題である。

木材の最大の需要先である新設住宅の着工状況は、1996年以降減少傾向にあり、2016年の京都府の新設戸数は約1万7,000戸となっている。そのうち木造住宅は約8,550戸で、木造率は50%である。標準的な木造住宅（2階建て総面積120m²）の木材使用量は約23m³といわれており、2016年の府内の新築住宅で約19万7,000m³の木材が使用された計算となる。

■森林・林業施策

（1）間伐対策の推進

戦後の木材需要の拡大を背景に増加してきた造林面積は、1969年以降年々減少したが、植栽された森林の多くは、間伐等保育作業が必要な林齢に達している。

京都府では、京都議定書における森林吸収量の目標を達成するため、2007年度から2012年度までの6カ年間の間伐目標を21,000haに設定し、間伐を推進したところ、6カ年間の実績は約26,000haと目標を上回る結果となった。

今後も地球温暖化防止に向けた森林吸収目標の達成など、森林の公益的機能の持続的な発揮に向けて、間伐をさらに積極的に促進す

る必要があることから、2013年度から2020年度までの8カ年間の府内民有林における間伐目標を32,000ha（年間4,000ha）に設定し、間伐を推進するとともに、持続的な林業経営の確立を図る観点から間伐材の積極的な利用を推進している。

(2) 京都府産木材の利用促進

木材の利用促進は、森林資源の循環利用を進めるとともに、CO₂吸収固定を通じて地球温暖化防止に役立つ。

このため、京都府では、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（2010年法律第36号）に基づき「公共建築物等における京都府産材の利用促進に関する基本方針」を策定し、公共施設等での木材利用を率先して進めるとともに、市町村や民間での建築物等における木材利用の支援も行っている。

【基本方針の概要】

- ア 低層建築物（高さ13m以下、床面積3,000㎡以下の建築物）はすべて木造化
- イ 全ての施設で内装の木質化に取り組む
- ウ 全ての土木工事の現場で木材を使用
- エ これらに使用する京都府産木材は、原則「ウッドマイレージCO₂認証木材」とする。

■京都府産木材の利用促進の支援策

森林を守り、京都府産木材の需要拡大を推進する仕組みである「京都府産木材認証制度※」を普及させるとともに、京都の木の家づくり等の実施を支援している。

※京都府産木材認証制度

（ウッドマイレージCO₂認証制度）

京都府内の森林から合法的に生産された木材であること、及び輸送時に排出された二酸化炭素量（ウッドマイレージCO₂）の数値を示すことで、地域で生産された木材の利用を進め、地球温暖化対策を進める制度。京都府が認定した取扱事業者によって生産・加工・流通が行われた木材の「京都府産木材証明書及びウッドマイレージCO₂計算書」（証明書等）を、指定認証機関が発行。

(1) 環境にやさしい京都の木の家づくり支援事業（概要）

京都府内の木材を使用して、住宅等を建設する工務店に対し、補助金を交付している。

ア 事業の趣旨

本事業は、ウッドマイレージCO₂認証木材等を使った京都の木の家づくりを支援し、京都府産木材の需要拡大を通じ、府民ぐるみで地球温暖化防止対策に取り組む。

イ 交付対象者

緑の工務店（京都府産木材認証制度実施要



京都府農林水産技術センター 農林センター 茶業研究所（屋根にCLT部材使用）

綱により知事から登録をうけた建設業者）等

ウ 交付対象建築物

住宅等

エ 交付金額

認証木材のうち、構造材等は使用材積1㎡当たり1万円交付。多子世帯や北山丸太製品または京銘竹には加算。上限40万円（多子世帯は60万円）。

(2) 公募型木のまちづくり推進事業（概要）

ア 事業の趣旨

木であふれるまちづくりを推進するため、商業施設や福祉施設など、多くの人が集う住宅以外の民間施設において、京都府産木材認証制度に基づく認証木材を利用して木造化や木質化を計画するモデル的な施設を募集し、京都府産木材利用の波及効果の高い施設の整備を支援。

イ 対象施設

多くの府民等が利用する民間の商業施設や福祉施設等において、京都府産木材を用いて建築物やその他付随する施設の整備を行うもの。（補助を行う施設は、応募のあった施設の中から審査・選考を経て決定。）

ウ 応募要件等

法人、各種団体、個人事業主等が、京都府内に対象施設を整備しようとするもので、京都府産木材利用及び豊かな森を育てる府民税活用に係るPRの取り組みを合わせて行うこと。

オ 補助対象経費

京都府産木材を使用した構造材、内装材、外構材料等の購入費用及び当該製品の木工（建込）に係る工事費用の合計額。

カ 補助金の額

補助対象経費の2分の1以内の額で、上限補助額は1,000万円。別途、直交集成板の使用による加算あり。

■おわりに

京都府の森林・林業・木材産業に関する最新の行政情報を広く府民に発信するため、ホームページ「きょうと森の通信局」（<http://www.pref.kyoto.jp/forest/index.html>）を発信しているので御覧いただきたい。

（にしみつ ひろし）



林業大学校 実習棟



幼稚園（保育室内の木質化）



ウッドデッキ等屋外施設



自治会館（建替木造建）

文化庁の京都移転 で目指すもの

一新・文化庁とは一

文化庁地域文化創生本部事務局長

松坂浩史

早稲田大学を卒業後、外資系コンサルティング会社勤務を経て、1994年に文部省（現文部科学省）入省。文化庁伝統文化課課長補佐、文部科学広報官、馳浩文部科学大臣秘書官、大臣官房参事官などを歴任。2017年4月から現職。現在、茂山七五三社中において大蔵流狂言の稽古中。

■文化庁の京都移転

文化庁は、芸術文化の振興、文化財の保存・活用、著作権、宗務行政や国語・日本語教育に関する業務を担当している国の機関である。現在は東京に置かれているが、遅くとも2021年度中の京都移転を目指している。これは、東京一極集中を是正する観点から、政府関係機関の地方移転について道府県等からの提案を踏まえ検討が行われた結果、2016年3月に出された「政府関係機関移転基本方針」の中で、外交関係や国会対応の業務、政策の企画立案業務についても現在と同等以上の機能が発揮できることを前提とした上で、機能強化を図りつつ、全面的に文化庁は京都に移転することが決められたものである。移転先は現京都府警察本部本館であり、必要な整備を実施した後、1928（昭和3）年の昭和天皇の即位の礼にあわせて建設されたこの歴史的な建物が文化庁本庁として生まれ変わるものになっている。

2017年4月には、京都府・京都市・京都商工会議所、関西広域連合、関西経済連合会等からの職員派遣の協力も得て約40名の体制で「地域文化創生本部」が京都市東山区に設置された。地域文化創生本部の周辺一帯は、八坂神社、建仁寺、高台寺、清水寺など数多くの社寺に加え、伝統的な町家が多く残っており、通勤途中に舞妓さんや阿闍梨さんにも出会うような、歴史や文化が日常に感じられる地区である。この場所において、本格移転までの間、地元との連携・協力を図り、文化庁京都移転に向けた機運醸成や地域・産業界といった現場の視点に立った企画立案を進めることが地域文化創生本部に期待されている。（図1）

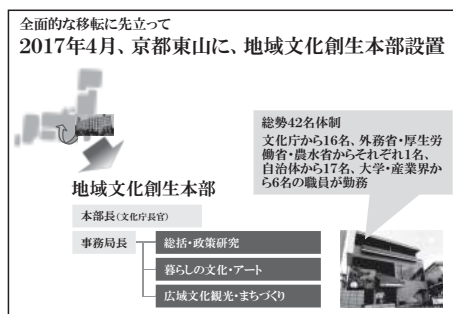


図1

また、文化庁全体としては、2018年10月に、京都への移転を見据えた機能強化を図るための組織再編を行った。これは芸術文化と

文化財といった分野ごとではなく、文化財・文化資源の保存と活用といった機能面に着目しての再編であった。京都に移る課が政策課、文化資源活用課、文化財第一課、文化財第二課などで、外交関係や国会対応業務などに支障がでないようにという観点から東京に残る課が企画調整課、文化経済・国際課などである。各課においては、業務遂行とともに京都移転の円滑実施に向けた課題の抽出などの準備作業を同時進行させている。（図2）

■文化財制度の発展

文化庁の業務を予算の使途でみると、約半分程度が文化財、約3割が国立美術館や博物館などの国立文化施設関係の運営、約2割がクラシック、オペラ、歌舞伎、文楽等の公演など芸術文化の振興に使われている。一番ウェイトの大きな文化財であるが、その制度がどのように発展してきたかをまとめたものが「図3」である。文化財保護法は、法隆寺金堂壁画の火災による焼損を契機として1950（昭和25）年に制定された。当初は、国宝・重要文化財の2段階区分等の指定制度であったが、時代の趨勢にあわせ徐々に範囲を拡げている。1975（昭和50）年には伝統的建造物群保存地区制度が始まり、点的な保護から町並みとして線的・面的に保護していく仕組みができた。2004年には、文化的景観制度が創設された。これは、棚田とその周辺の構造物など生活や生業の理解に欠かせない景観を守るものであり、面的な文化財保護の考え方と言える。2007年には文化財を幅広く捉え、周辺環境も含めて総合的に保存・活用するための構想「歴史文化基本構想」が提唱され、ここで初めて文化財をストーリーで繋ぐ考え方が示された。2015年度には、有形・無形の様々な文化財をストーリーとして文化庁が認定する「日本遺産」制度が創設され、文化財を観光など地域活性化に活かす取り組みが全国各地で始まった。こうした流れを踏まえ、地域文化創生本部としては、これまでの文化庁施策の既存領域の新展開として文化財・文化資源の活用を重要課題としており、京都に立地している地の利を活かした取り組みを始めている。また、新領域へのチャレンジとして衣食住を中心とした生活文化の振興（後述）や文化と経済との関係

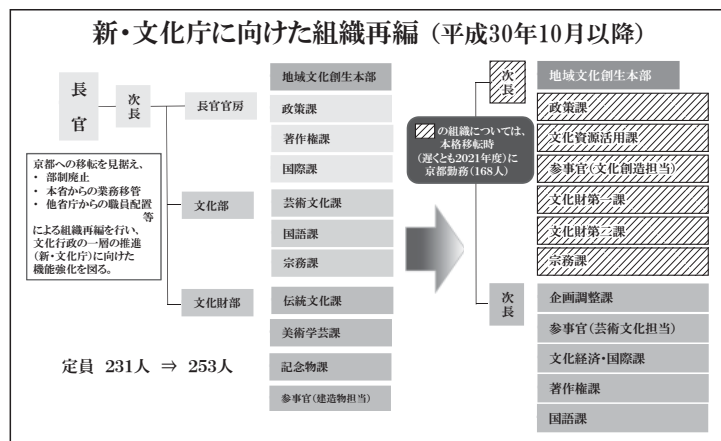


図2

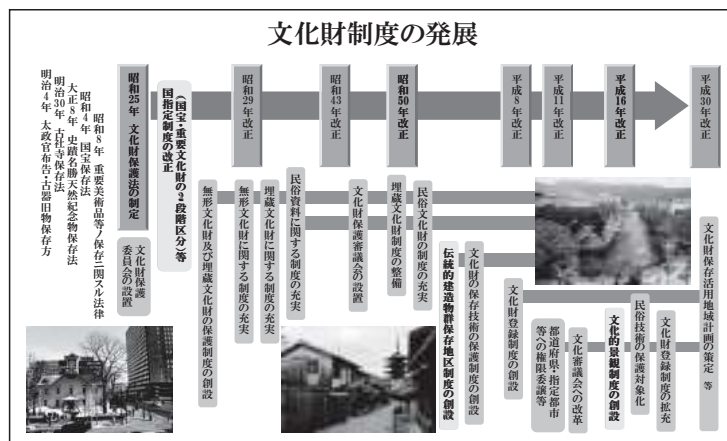


図3

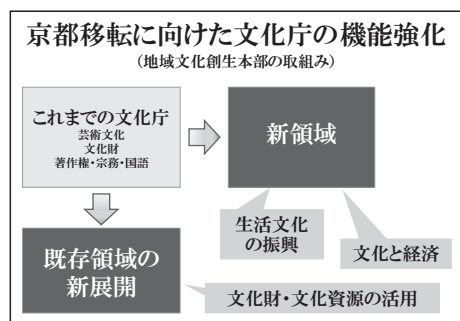


図4

の調査研究といった面においても、先駆的な取り組みを実践していく役割を担っている。（図4）

■文化財・文化資源の保存と活用

2つの城を事例にする。姫路城は、平成の大修理が2015年に完了した。文化庁からも約15億円を支援し、およそ6年の期間をかけた大修理であった。2009年度には156万人の入場者が、大修理後の初年度には、報道などで大きく取り上げられ287万人という過去最高の入場者数を記録した。一方で、次年度の2016年度は211万人に、2017年度は182万人となった。これまでの文化庁は大修理を支えるのが主たる役割であり、その後は管理する地方自治体に基本的にお任せという意識ではなかっただろうか。修理に加えて、姫路城の魅力を常に発信していくソフト面での一層の取り組みが進めば、入場者数の確保が継続的にできるようになる。有料の入場者が100万人減るといことは、1人当たり入場料が千円の場合は、10億円の減少となり、財政的にも大きな問題となる。

もう一つの事例が二条城である。多言語化などの展示の工夫やユニークなイベントの開催など京都市がいま非常に力を入れられており、2015年度の入場者数は177万人であったが、

2016年度が190万人、2017年度が244万人となり、3年間で67万人も増加させた。

この2つの事例をみてもわかるように、文化財を修理するのは何のためかと問われれば、未来に向けての保存のためでもあるが、同時にいまの人たちにも楽しんでもらう仕組みを創っていく必要があると考えている。修理したら役割は終わりということではなく、地域文化創生本部においては文化財の多言語対応やユニークメニューに係る全国の地方自治体職員等を対象としたハンドブックの作成を姫路市や京都市などの協力も得ながら進めている。また、2018年6月の文化財保護法の改正により歴史文化基本構想の考え方を法定化した「文化財保存活用地域計画」の策定が努力義務化されるが、地方自治体の策定の支援を行っており、保存と活用を対立する概念としてではなく、車の両輪となるよう施策を進めている。

■生活文化の振興等の推進

生活文化及び国民娯楽には、茶道・華道・食文化・着物・囲碁・将棋・昔の遊び・年中行事といったものがある。文化庁の施策は基本的にトップクラスの芸術家や滅失の危機にある芸能など、限られた人等に対して支援を行う仕組みが多い。例えば、オペラ歌手の中でも才能ある若手歌手の海外研修への派遣や、重要文化財等の指定などがそれである。このほかに、伝統文化親子教室事業などのように、若い年齢から文化芸術に触れる機会を創出する施策が行われている。このように入口とトップレベルへの重点的な支援という施策が行われる傾向がある。

一方で、食文化のような国民全体が関わる施策の展開の手法は文化庁の中に不足しているのが現状である。必ずしも文化財や芸術文化として位置付けて振興していない分野であっても、国民にとっては文化そのものだと考えられているものの一つが生活文化や国民娯楽である。食文化を例にとっても、和食などの料理を中心に、食材、調理方法、器、調理器具、果ては「いただきます」の精神などの無形の所作等を含めた拡がりがある。こうした生活文化や国民娯楽を縦割りで区分ごとに捉えるのではなく、総体としての振興策を考えていくのがこれからの文化庁の役割の一つである。

地域文化創生本部では、生活文化等の実態調査をはじめ、施策推進の検討を行うとともに、生活文化フォーラムの開催や伝統文化親子教室事業を通じた子供への生活文化等の体験機会の創出など、芸術文化や文化財に続く新たなカテゴリーの振興等に一層努めていきたい。

■おわりに

2018年は、文化庁が創設されて50年目にあたる節目の年であった。10月には、組織再編と同時にシンボルマークも刷新して、新・文化庁をスタートさせた。我々職員も、文化芸術立国の実現のためより良い施策を展開すべく、気を引き締めているところである。文化庁の活動に対し、一層のご理解とご支援を賜りたく、この場を借りてお願い申し上げる。最後に、今回このような寄稿の機会をいただいたことに深い感謝の意を表したい。

（まつざか ひろし）

京都府における 文化財保存修理 事業について

—歴史的建造物修理工事 への取り組み—

環境文化保存計画菅澤 1 級建築士事務所
主宰

菅澤 茂

1953年生まれ。東京出身。工学院大学修士課程修了。工学院大学総合研究所客員研究員。総本山知恩院国宝御影堂修理事務局技術顧問。鹿児島県鶴丸城(島津氏)御楼門再建工事顧問。上級文化財保存修理技術者、元京都府文化財保護課専門幹。

文化財修理歴 国宝本願寺御影堂・本堂 国宝知恩院三門・経蔵、重要文化財清水寺三重塔、重要文化財教王護国寺(東寺)東大門、国宝東寺五重塔・金堂ほか。

論文著作 高山寺石水院五所堂の旧葺板について(2010年 関西大学図書館紀要)、大谷光瑞の生涯に関わる建築について(2011年 勉誠出版)、築地本願寺本堂再建にかかる松井家史料研究(2014年 建築学会報告)、西本願寺門主の別邸—三夜荘について (2016年 建築学会報告)

■概説

我が国の重要文化財建造物の棟数は平成30(2018)年2月1日現在で4984棟があり、登録有形文化財建造物は11502件(棟数)がある。重要文化財の総数には国宝が284棟を含み、重要文化財の内、特に優れたものを国宝としている。さらに重要伝統的建造物群保存地区は全国110地区あり、建造物件数約25300件(棟数)にのぼる。このほかに各都道府県市町村による指定文化財がさらにあることになるが、国による文化財建造物の総数は、4万件を超えることになる。

この総数は毎年行われる新指定により増加している。特に登録有形文化財は毎年数百件単位で増加しており、最近では昭和9(1934)年に建設された築地本願寺本堂、昭和33(1958)年に建設された東京タワーが登録されているが、登録有形文化財の選定基準は建築後50年を経ることが基本要件で、ここに文化的建築的な評価が必要になる。

さて、文化財の指定件数は今後とも増加していくことになるが、建造物としての定期的な建築修理が必要になってくる。重要文化財は文化庁の承認する公共団体、法人団体に所属する修理技術者が設計監理者として修理工事を企画運営している。それ以外の約35000件の文化財建造物は、一般の設計事務所、建設業者が設計監理、施工に携わることになる。ここに古くて新しい建設業の分野が広がる可能性がある。

■京都府における文化財修理の歴史

現在の文化財保護法は昭和25(1950)年の施行になるが、基本は明治30(1897)年施行の古社寺保存法になる。これは、明治維新以降に、新政府の太政官布告による神仏分離を背景に江戸時代以前から守られて来た寺院建造物を棄却された為、保存すべき建造物、仏像美術品の保護を目的として、併せて政府保存金による修理事業が実施されている。京都府では明治30(1897)年に大徳寺唐門の特別保護建造物の指定と共に解体修理が行われるのが嚆矢になる。以降、京都府内の特別保護建造物の解体修理が行われているが、文化庁発行の文化財建造物目録には、修理年次と内容が記されている。以下京都府内の解体修理建造物を列記する。明治31(1898)年に三千院阿弥陀堂、

清水寺本堂、明治32(1899)年に法界寺阿弥陀堂、浄瑠璃寺本堂、明治33(1900)年に浄瑠璃寺三重塔、北野天満宮本殿、明治34(1901)年に広隆寺講堂、明治40(1907)年に醍醐寺薬師堂、霊雲院書院(妙心寺山内)、明治41(1908)年に宇治上神社拝殿、水度神社本殿(城陽市)、大徳寺勅使門、明治42(1909)年に本願寺飛雲閣、吉田神社大元宮(本殿)、明治43(1910)年に宇治上本殿、明治44(1911)年に賀茂別雷神社本殿、権殿、明治45(1912)年に妙喜庵茶室(待庵)の各解体修理が行われている。これらの多くは現行の文化財保護法では国宝に指定されており、日本建築史上の重要な建造物の解体修理が行われている。一方、廃仏毀釈によって全国的に多くの寺院建築が破壊棄却されているが京都府では北野天満宮宝塔、石清水八幡宮大塔が破却されているのが知られる。また明治4(1871)年正月5日付け太政官布告では寺社領上知令により境内を除く領地が国に接収されている。南禅寺は中心伽藍を残して政府没収となり、界限は政財界人の別荘地になる。そのうち野村証券創業者野村徳七による碧雲荘、明治の元勲山県有朋の別邸・無鄰菴などは重要文化財となっている。

さて、京都府における文化財修理事業は明治30(1897)年に内務省社寺局が保存金の交付と共に統括監督のもとに社寺専門の地方技師を配置したことに始まる。現在、この体制は引き継がれて文化庁が国全体の文化財建造物の新指定と修理事業の企画、補助金の配分に関して権限を持ち、京都府は文化財所有者(寺、神社、法人、個人等)から修理事業全体の運営を委託され京都府教育委員会文化財保護課建造物担当技師を派遣して国庫補助金修理事業として修理工法、事業経費の算定運営、工事記録作成、工事報告書の作成等を行っている。奈良県、滋賀県においても直接府県教育委員会の担当技師による修理事業監理が行われているが京都府独自の事業形態として、堂宮大工、建具工を京都府嘱託員として木工事部分は直営している。この体制は全国的にも例は無く文化財修理専門の大工と設計監理修理技術者を擁していることは大きな特色といえる。全国的には文化庁の指導のもとに公益財団法人文化財建造物保存技術協会(通称:文建協)が設計監理している。

■修理技術者・技師の育成

文化財修理では専門技師・技術者の育成は、先輩から後輩に受け継がれるのが基本である。明治30(1897)年以来継続してきた修理事業は、事業全体の指示権を有する文化庁建造物担当官と地方監督員、現場主任、主任補佐から構成される。施工業者は入札などにより決定されるが、文化財修理技術を有していることが求められる。

文化財修理事業は完成までに数年に亘ることが多く、設計監理者の育成は経験豊かな現場主任によって後輩に伝授されることになる。現場における伝統工法も直接職人から見聞することにより個人の経験知識が向上することになる。まさに徒弟制度である。全国的には文建協の設計監理のもとにゼネコン型発注が大部分である為、業種ごとの施工監理は建設会社に任せることになる。これは①工事種別ごとの部分発注方式か②ゼネコン型一括発注か どちらが文化財工事に相応しいのか選択になる。筆者は京都府文化財保護課に在籍した経験から①の個別発注が理想的に思える。理由は建物に応じた工法を検討出来ることと、携わった職人が仕事に対して明確な責任を持ち得ることが重要であるからである。

■歴史的建造物修理工事のすすめ方

以上の文化財建造物修理を基本に考えると、今後増加していく登録文化財建造物修理を建築士の業務とするためには、以下の点に留意すべきと考える。

1. 歴史建築の現状を丹念に観察することが基本である。すなわち当初の工法、途中修理の経過、現状の破損状況等を調査することにより修理方法の指針に繋がる。
2. 建物が有している歴史的価値について史料を検証して建築年代の考証を行い、修理によって判明した資料の評価を考証に積み重ねていくことが重要である。その価値を評価することにより建造物の修理方法を検討する。
3. 修理前の調査が重要である。調査は実測調査、破損調査、仕様調査、痕跡調査、構造調査から成る。工事にかかるまでの調査期間が少ない場合は各伝統技術職人に協力を求めることになる。
4. 保存修理工事に要する経費を算出する

ことが重要である。積算の根拠になる工事内容は、伝統技術職人達と意見を交換し工事にかかる経費を算出する。

5. 歴史的建造物は工事内容が多様である。そのため出来るだけ多くの工事事例を経験することにより、設計者、施工者の技術力が向上することは言うまでもない。
6. 工事記録の作成は、実測図の作成、修理前の記録、破損状況の記録、施工経過の記録、竣工の記録から成る。記録は写真と見取り図、説明図を作成することにより次回修理時の比較資料に残すことが重要である。可能であれば報告書として製本することで、施主にとって貴重な記録になる。

■伝統技術の継承

文化財指定、歴史的建造物を守ってきたのは伝統技術を継承してきた職人達である。京都は各宗派の本山が有ることから寺院数が多く出入りの職人達の仕事が継続していることは特筆できる。神社においても各地域、町内に大小規模の異なる社殿が有り地域住民によって支えられている。建築職人さん達を列挙すると、堂宮大工、町屋大工、左官、畳、瓦葺き、桧皮葺き、茅葺き、樋等板金、蔦工(丸太組、銅管組)、金具工(鉄鍛冶 鋳金具)、塗装工(漆・丹塗・彩色)、表具師、仏壇仏具の木地師、鋳、鋸、鑿など道具、材料屋など他にも細分すれば業種はさらに増えることになる。しかし、どの業種においても後継者を作るべきか、仕事仕舞いとするか、経営が成り立つのか、大きな問題を抱えているのも事実である。職人技術を支える道具を作る職人も機械化や、使い捨ての工具の普及によって存続の危機にある。言うまでもなく優れた職人を支えるのは道具である。京都には職種に応じた道具屋がある。例えば籠作り 簾編み 金網手編み 鋳作り 目立て 刃物作り 胡粉作り 刷毛作り 竹へら作り 箒作りなど上げられる。特別になりがちな文化財保存工事に限らず、伝統的文化遺産を維持管理していく日常的な仕事の積み重ねが出来るような環境を作ることが求められている。

■むすび

京都は空前のホテル建設ブームによって、伝統的な町屋景観が壊されている。京都市に

よる重要景観建造物の指定だけでは、京都らしきを守ることが困難になってきている。ホテル建設には地域との景観的調和を図ることを義務付けるべきである。海外の旅行者が京都らしきを感じて、また再訪しようと思う町の景観を残すことが今重要である。町屋を改修して再生すること、維持修理するための補助金を拡充するなど手立てを早急に考えねばならない。京都の職人達によって守られ造られてきた寺院、神社、町屋、洋館を文化資産として評価して残すことのメリットを見出し、提案することが求められている。以前に京都に来訪した北欧の建築家達を案内したが、ヨーロッパでは建築家の仕事は新築と保存再生の比率は、後者の再生が6割を超えたとのことであった。その為に建築家はUNESCOの文化財研修に参加することが出来るとのこと。行政は施主に建築家を紹介し、建築家は地域のマイスターである職人と工法について相談するとの羨ましい話題を教えてくれた。

京都だから出来ること、学ぶことがあるに違いないと考える。(すがさわ しげる)



本願寺御影堂の土居葺き



東寺東大門の解体修理状況



檜皮葺きの修理 石山寺多宝塔

ヘリテージ マネージャーの 育成と活動

認定特定非営利活動法人古材文化の会
事務局長

白石秀知

1948年 福岡県生まれ。
鹿児島大学卒業。
京都府林業技師、NPO法人古材文化の会の前身である任意団体「古材バンクの会」の設立に参加、退職後、2008年から現職。



演習課題にグループで取り組む(2018年)

■はじめに

2019年1月12日に第11期となる京都市文化財マネージャー育成講座がいよいよ始まった。この講座の定員は36名、受講資格は「歴史的建造物の調査や保存・活用やまちづくりにかわる意思をお持ちの方」であれば資格の有無や居住地等を問わない。この点が、建築士等の資格や居住地等を受講の申込要件としている全国のヘリテージマネージャー講座とは異なっている。

講座を主催する京都市文化財マネージャー育成実行委員会(日向進実行委員長)は、京都市、(公財)京都市景観・まちづくりセンター、認定特定非営利活動法人古材文化の会の3者により組織され、その目的を「国民全体の貴重な財産である優れた歴史的建造物を保存、活用する専門的知識を有する人材を育成するための講座を開催及び育成された人材の活用を図る」と定めている。

■育成講座の内容

講座の内容は毎月2回の土曜日を講座開催日として、14日間66時間であり、その内訳は、講義44時間、演習22時間である。加えて、2018年より建築を専門とされていない受講者を対象として自由参加のビギナーズ講座を行い好評を得ている。

特に6名1班のグループで演習課題や修了課題に取り組むことを通して、建物の調査能力、評価視点、保存活用の企画力を実践に身につけることを重視している。グループで取り組むことにより、建築専門職では見逃しがちな多様な視点から歴史的建造物を評価することが出来、仕事も専門性も異なる受講者の能力を生かして建物の魅力発見やまちづくりへの意欲を伸ばすことに配慮している。

このように2009年1月から始まった京都市文化財マネージャー育成講座は受講者の身近にある歴史的建造物や町並みの価値を適正に評価し、保存活用に取り組む自覚的で多様な市民を育てる講座として定着している。しかし、育成講座の前身として2005年から2008年までの古材文化の会が同様の内容で身近な文化財を評価し、調査等を行うための人材養成講座を行っていたことを記しておきたい。

これら14年間の人材育成講座の受講者は510名、修了者は413名となる。さらに、修了者の336名が京都市の京都市文化財マネージャー(建造物)に登録し、394名が古材文化の会の伝統建築保存・活用マネージャーに登

録している。

■修了後の活動と組織

修了後のマネージャーの活動としては、(公財)京都市景観・まちづくりセンターの町家相談員として京町家カルテの作成を行うことや、古材文化の会が京都市から委託を受けた「京都を彩る建物や庭園」の認定調査や会が所有者と一緒に古建築を護る「見守るネット」の活動にマネージャーとして参加するなど多様である。また、個人のスキルとして仕事や活動に生かしている修了者の方も多い。

マネージャーの組織としては、京都府では(一社)京都府建築士会のヘリテージマネージャー委員会(熊田孝委員長)及び会の伝統建築保存・活用マネージャー会(略称: KOMO)が活動している。2012年10月にヘリテージマネージャーの全国的な連携と情報交流等を目的にKOMOも参加して地域ネットワーク組織7団体により全国ヘリテージマネージャーネットワーク協議会が設立された。2018年12月現在、ヘリテージマネージャー講座の全国規模の広がりの結果、23団体が協議会に参加している。

■横型ネットワークを担う人材

歴史的建造物の評価を行い、その建物を地域の価値の創造に役立てようとする人材の育成が量的に充実して来ると、今後はどのようなスキルを持った人材へ発展していただくかが課題となる。現在、KOMOへの参加は古材文化の会に登録することだけで可能であり、会費は無料である。

古材文化の会は、KOMO部会(風月匠幹廣部会長)を中心に、KOMOに参加するヘリテージマネージャーの活動を支援し、国民全体の財産である歴史的建造物を保存、活用する専門家としてのヘリテージマネージャーの資質を向上させる研修会やイベントを行っている。その中では、専門性の向上と併せて横に広がるネットワークを担える人材の育成を心掛けている。地域に残る歴史的建造物や町並みを保全・活用するためには縦割りでない発想と人のつながりが重要である。上意下達ではなく参加する一人ひとりの思いや多様な能力をくみ上げる心配りが出来る人材が必要とされる。会は、このような横型ネットワークを担える人材を豊富に育てることが、ヘリテージマネージャーが新たな職能として社会的に認知される最大の条件であると確信し、活動している。(しらいし ひでとも)

5. 日本建築の匠の技

5-1

「作って半分、 育てて半分」

中村外二工務店

中村義明

1946年 京都市生まれ

1968年 立命館大学経営学部卒業し中村外二工務店に入店。1984年株式会社興石を設立、和風照明、デンマーク家具製作輸入を行う。1997年より中村外二工務店の代表となる。茶道文化振興賞（2010年）受賞。

主な施工に、「大阪万博日本庭園内茶室」（1970年）、「ニューヨーク ロックフェラー邸」（1972年）、「松下幸之助邸茶室」（1973年）、「フィラデルフィア日本書院」（1976年）、「伊勢神宮茶室」（1982～1985年）、「神慈秀明会祭事棟」（1984～1986年）、「京都迎賓館主賓室座敷」（2006年）、「東京国際空港国際線旅客ターミナル4F江戸小路」（2012年）、「俵屋旅館」「菊乃井」「和久傳」各店舗新築・改修工事（1973年～現在）など。

先日、2025年の万博が大阪に決定した。

私は1970年、大阪万博の日本庭園内の茶室「汎庵」、「万里庵」延べ80坪程の仕事が大学卒業後の最初の仕事であった。監修は裏千家15世 千宗室、設計は仙アートスタジオの堤順市郎氏で、見積書作成から基礎、建方、屋根、左官、表具、建具工事等、全て監督した。その頃は日本経済も高度成長期で私どもの工務店も大変忙しく、大阪城西の丸公園茶室や吉村順三先生の設計による東京南青山の住宅など休み無しの仕事ばかりだった。万博茶室の除幕式は佐藤栄作首相が行い、小間の茶室の扁額は表千家家元、裏千家家元の合作であった。先日、造園の会で「汎庵・万里庵」の見学会があり、私自身で100名程の会員のみなさんに説明させていただいた。

我々の工務店は父の時代から200軒以上の茶室を造っているが、30年、50年経っている建物もあり、完全に手入れされている建物はほんの少しである。然しながら神戸や東北の震災で壊れた建物は無い。壁の少しの割れなどはあっても少しの修繕で元に戻る。木造建築物は、最初にしっかりと地盤を考え、設計面でバランスの良い建物を図面化し、材料の仕口を考え施工すれば、古来からの技術で十分地震にも耐えられると確信している。

一方建築は耐久消費材で各所、何年毎に修繕、取り替えせねばならない。作ってそのままでは、各所によっては腐っていく。材料の種類、使い方によって早く腐っていく場合もある。我々は古い建物の修繕や改築によって建築物の素材の経年変化を現場で学び、次の仕事の参考にする。私は実際に父から直接教えられたことがあまりないが、少ない教えの一つが、「建物の20年後、30年後を造れ。」だった。

建物が年々良くなるように造る。私が仕事で一番大事にしていることは、年々建物が良くなるように材料を選び、技術を選ぶ。然しながら建築を完璧に施工出来たことは無い。いつも何か欠点があり、失敗が起きる。造り替えを試みたり、元に戻すことさえある。満足出来る程、建築が良く見えても1年後、2年後に直したい気持ちになるが、出来ない場合もある。しかし、その建築主の使い方がう

まい場合は、その欠点が隠れ、感心する場合もある。

庭や建築は「作って半分、育てて半分」。建築の竣工時点では、その建物の価値は半分ではない。建築物自体に対する手入れや修繕、改修も大変大切であるが、その建築空間の使い方、飾り方も重要で、例えば床の間の空間で大事な要素は、床柱やその他の床の間の材料ではなく、第一義にはそこに掛けられる墨跡（紙に書かれた文字）である。絵画や軸装でも、その絵や墨跡と表具と合致しなくてはならない。建築空間においても、その空間に何か配置され飾られるか。その空間を使用する建築主の好みや行動力によって決定されるべきである。建築家は自分の好みや自分の行動能力において空間を決定する。生活する建築主を無視した建築家のデザインや寸法。これらが将来、建築主からのクレームとして問題化し、建物自体が成長しないのである。私は建築というのはずっと後々まで良くなるのが大事だと思う。例えば障子は12枚作るとしたら太くて大きな1本の木から全部切り出す。しかし、安くするなら細い木で混ぜたりして種類が同じ複数の木から作る。そうすると5年か10年、早ければ3年後には1枚だけ違う色になったりするのである。例えば展示など半年、1年もてば良い建物なら、わざわざ太い木から切り出さない。だが、材料を全て揃えるような建築もある。そこは狙いが違うわけである。もちろん、20歳の子がずっと綺麗でいるわけでないように、建築も出来たままではない。しかし70歳、80歳になっても格好良いおばあちゃんはいるし、男性でも色気のある方がおられる。そういう風に建築を造りたいと思っている。

我々は50年後、100年後を狙っている。

（なかむら よしあき）

5. 日本建築の匠の技



酢屋の龍馬祭

5-2

京の銘木づかい

(株) 千本銘木商会専務取締役
銘木師

中川典子

京都市生まれ。

木屋町三条で、高瀬川の運搬を利用した、江戸時代から続く材木商、「酢屋」に生まれる。
<http://kyoto-suya.co.jp/>

酢屋は幕末に坂本龍馬を匿った材木商で、創業298年。現在、(株)千本銘木商会が継承。文化財建築材納入、京の町家再生、床の間づくり、新しいモダン木の空間、家具・建具製作、床の間製作、銘木加工の特長を生かしたコーディネート等。

京都木材青年経営者協議会OB、全国銘木青年連合会会員。



北山杉の枝打ち作業
(協力：北山丸太生産組合)

千本銘木の屋号は「酢屋」になるが、酢を販売していたのではなく、家業を銘木屋として、代々「嘉兵衛」という名を継いでいる。私の母が十代目を継いでいる。小説「高瀬舟」に描かれるとおり、慶長16 (1611) 年に京都と大阪を結ぶ運河として角倉了以によって作られた高瀬川は、鴨川の水を取り入れた10キロの運河になり、舟溜りの五之舟入に店を構えた「酢屋」は、舟運許可を得て、紀州や土佐、大和の材木を扱っていた。幕末には、市内に5軒の銘木専門店が有るが、茶室数寄屋等銘木の需要が多いことによる。北山杉を扱う「丸太屋」、黒檀、紫檀を扱う「唐木屋」、床の間材専門の「床材屋」など一般材木屋から分業されている。樺松杉などの専門問屋、松や桜、百日紅、椿、香節など扱う「変木屋」も登場する。酢屋六代目嘉兵衛は、幕末に木屋町界隈のまとめ役をしながら、土佐藩邸への出入り、角倉家の厚い信頼を得ており、特に坂本龍馬等を酢屋の2階にかくまい、京都海援隊を置かせている。毎年11月15日の坂本龍馬の命日には龍馬を弔う祭壇を店正面に設けている。

千本銘木の仕事は、大きく四つに分かれ、1. 建築材・銘木材の生産 (仕入れと製材)、2. 養生 (乾燥)、3. 銘木加工、4. 販売になる。銘木の生産は、山持ちの方もいるが、多くは市場で仕入れ、山師 (山守、山人) を雇い、山々を探索して、より良い銘木を求めている。原木市場では、事前に数百本の丸太や数千枚の広葉樹盤板 (製材した粗き板) を下見して購入計画を立てている。市場に入る前の木は、山では、川上 (かわかみ) と川下 (かわしも) と言いつけ、昔から川上は林業して山を守る者、川下は伐り倒した木々の第二の人生を作る者と仕事に分かれており、木の販売における分業が成立していた。京都は山に囲まれた盆地であるが、広葉樹が少なく、北山杉を生産する以外に林業は成り立たにくい。しかし、高瀬川の舟運がもたらす他府県との交易により、各地の良材を京の都に集め、木材業界に「木を見立てる」文化を作り出したのだと思っている。

江戸時代後期から専門性を持ったといわれる銘木屋は、明治時代に本格的に商売を広げていく。日本人の自然と一体になった感性から「杢目、柾目」を「使い分ける目」を育て、その「使い分ける目」は、大工も施主も持っている。代表的な杢目は、真ん中に指が三本ほど収まるほどの幅にまっすぐに天に向かう「中杢」、両サイドに柾目を挟んだ「中板目」、

ゆったりとした大きな円錐のような「板目」、全体に細かく笹葉を散らしたような「笹杢」、木々の雄大な柄が寄せ集まった「総杢」など杢目の柄を分けて、その杢目が引き立つ「室礼」を誂えていく、それが木を見立てていく感覚を育てていたのだと思われる。

世界中の室礼を考えた時、「床の間」に匹敵するものは無く、床の間は、季節に合うように陶芸、書、花、お香、墨蹟、雛人形など歳時を彩る人形、着物などを置き、しきたりや慣習ごとに飾る。コンパクトな空間にまとめられた景色は日本独自の文化で、床の間を構成する丸太や板材は、その表情や見せ方を変えることで個性やこだわりが見えてくる。無垢材を扱う時、必ず杢目がその空間の表情として現れる。控えめな杢目は馴染んで、さりげない時もあり、あっさりとした安らぎを与えることもある。派手な杢目は、空間の印象を強く残す。特に表情豊かな「杉」は、杉赤身の天井板が目目をひく。酢屋の古記録でも、高瀬舟が一番多く運んだのも「杉」である。杉には有名な産地が数々あるが、近年の異常気象による温暖化は急激に進み、荒廃してきている。幕末から近代化へ躍進する中で、京都の「木を見立てる」文化は発信されてきたが、現在は木材文化を継承するのは難しく、風前の灯である。

大きな原木では、「木取り」(年輪を見て製材して取れるパーツを考える作業) が難しい仕事で、経験が必要である。良い丸太も木取りの良し悪しで価値が変わってしまう。「木取り」は、アジア諸国でも日本にしかない技法で、「もったいない精神」を元に、杉丸太は皮を庭や塀の杉皮、白太の部分は桶材や割り箸、挽き粉は農薬用肥料や家畜の寝床、赤身の良材以上に末端まで使いこなしている。日本の銘木師は、木にも命があり、その命を生かそうと努力し、その木にける使命を担おうとしていることに、京都らしさを見直してくれることを励みとしている。

(ながわ のりこ)



製材

5. 日本建築の匠の技

5-3

竹と京都と建築

竹又 中川竹材店

中川裕章

1688年（元禄元年）創業。現在11代目。
青竹や京銘竹をはじめ様々な竹を用いて、竹製品の制作や現場施工を行っている。伝統的な技術はそのままに現在の生活様式にマッチした竹の制作提案にも積極的に行っている



駒寄せ

竹は日本において古くから身近な素材として様々な分野において用いられてきました。とりわけ、京都において竹は気候風土、文化的側面から非常に深い関わりを持っています。竹は北海道を除く全国に自生している植物ですが、京都においては京都独特の夏蒸し暑く、冬は底冷えのする寒さによって、身の締まった肉の厚い竹となり、工芸品に用いる素材として非常に良質なものになります。また京都は茶道、華道等の文化が発展してきた土地でもあり、それらの道具に竹が使われたことにより、良い素材を使い、良い工芸品を作る職人が育ち、伝統技術が発展継承されてきています。

また、竹は数寄屋建築や京都の町家建築においても欠かすことの出来ない素材として用いられています。建築に用いられる竹は一般的に白竹（しらたけ）をはじめとした銘竹と呼ばれるものになります。銘竹とは、青竹の中の油分を抜く作業（油抜き）した竹の総称で、油抜きした竹は、竹の表面に色艶がでて、年月とともに深みが出てきます。よく、青竹を自然に放っておくと白竹になると思われていますが、そうではなく素材の時点で、職人の伝統技術が加えられ銘竹となるのです。

油抜きの方法は、秋から初冬にかけて伐りだした青竹を一か月程自然乾燥し、きれいに水洗いした後、長竹のままガス火で竹の表面をじっくりと熱する事で、表面ににじみ出てくる油分を丁寧に布で拭き取り、その後約1ヶ月程天日干しします。また 竹を熱したときに、青竹の曲がりをまっすぐに矯正する「タメ」作業も行います。このような方法で油抜きを行うのは京都が主であり、銘竹自体が京都府の京もの指定工芸品「京銘竹」となっています。京銘竹は全部で4種類あり、白竹の他、表面にごま状の黒い斑点のある「ごま

竹」、断面が四角で、柄模様のある「図面角竹（ずめんかくちく）」、節がななめにはしり、亀甲文様のような「亀甲竹（きっこうちく）」があります。この4種類の竹はいずれも京都が主な産地で、京都の職人の知恵と技によって作り出されてきた銘竹になります。

先に述べたように、建盤内装材として竹を用いる場合は主に銘竹を用います。数寄屋建築や京町家などの伝統的な建築の場合は、主に下地窓や天井竿縁、落し掛け、床柱、網代などに用いられています。また京都のまちなみを代表する駒寄せ（犬矢米ともいう）も竹で出来たものです。京都での竹の使われ方としては、竹の素材の持つ美しさをそのまま活かし、竹の持つ素材特性を上手く利用した使われ方がされているのが特徴です。丸竹のまま使うだけでなく、割ったり、剥い（へい）だり、編んだりすることで、駒寄せの曲線を出したり、網代のように目の詰まった面を構成することも可能になります。

最近では、上記のような伝統的な竹の使われ方とは違い、現代風にアレンジされ使用される事も多くなってきました。例えば、町家の吹き抜け部のルーバーに竹を使ったり、店舗内装の天井照明に編んだ竹を用いたり竹の素材は非常に古典的で和風なものでありながら、うまく使えばモダンな演出が出来る素材でもあります。竹という素材を使う時の重要なポイントとしては、場所に応じた竹の寸法（太さ）を使用する事なのではと思います。竹は脇役であり、太すぎず、細すぎず、何気に上品な寸法を意識して使うことが求められます。さりげなくその建物や風景になじんでいる竹にこそよさが有ると思います。また、長年の年月のなかで、建物、風景とともに寂びていく竹の美しさはいつの時代も変わらないものだとき常々感じています。

（なかがわ ひろあき）



京銘竹全体（左から白竹、図面角竹、ごま竹、亀甲竹）



やたら編み天井



竹工芸品（床几しょうぎ）

歴史都市・京都における建築物の防災対策

京都市都市計画局建築指導部
建築安全推進課長

川口 浩

1966年 大阪府生まれ。
1990年 京都府立大学生生活科学部住居学科卒業
1990年 京都市役所入庁
2016年より現職
建築指導行政11年、景観行政7年、民間住宅行政6年、市営住宅行政3年、市街地再開発行政2年。京都市住宅マスタープラン、京都市建築物耐震改修促進計画、京都市建築物安心安全実施計画、時を超え光り輝く京都の景観づくり審議会、新景観政策、土地区画整理事業と市街地再開発事業との一体的施行による太秦天神川駅周辺の新しいまちづくり、市営住宅の耐震改修等の改善事業やPFIによる団地再生事業を担当。

■はじめに

歴史都市・京都の魅力の源泉は、長い歴史の中で培われた質の高い日本文化を体現した独自の強固なアイデンティティ（京都らしさ、京都の京都たるゆえん）を有することにある。

京都らしい景観が失われつつあるという危機意識から、2005年の「時を超え光り輝く京都の景観づくり審議会」の設置にあたり、当時の榊本市長は、京町家が一軒また一軒と消滅し、細街路の風情、歴史的な町並み景観が少しずつ失われる状況を「クリーピング・ディストラクション」（しのびよる破壊）と表現した。近年、毎年約800軒のペースで京町家が消滅している。

一方、大地震とこれに伴う大規模火災によって、文化遺産や京町家が倒壊し、又は消失し、これらが一瞬にして大量に破壊されるおそれがある。風情ある町並み景観が一旦破壊されると容易に元には戻らない。

京都の「まち」は、前者の慢性的なストレスと、後者の突発的なショックの両方の危機に脅かされている。

■持続可能な開発目標（SDGs）

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）」の11番目の目標に「包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住の実現」が掲げられている。日経新聞社のSDGs先進度調査の結果が雑誌「日経グローバル」に掲載され、京都市がその総合ランキングで全国1位となった。

防災対策で重要なキーワードは、「レジリエント（強靱）」で「サステナブル（持続可能）」な都市の構築である。

■京都市レジリエンス戦略

2016年5月にロックフェラー財団「100のレジリエント・シティ」に京都市が選定されたことを契機に、「自然災害や人口減少のような様々な危機に対応し、粘り強くしなやかに対応し、将来にわたって人々がいきいきと暮らせる、魅力と活気に満ちた都市（レジリエント・シティ）」の実現に向けた取組指針となる「京都市レジリエンス戦略」の策定を進めている。平常時の予防強化力、危機発生時の

危機対応力、危機からの創造的再生力を向上させることがポイントである。

■京都市持続可能な都市構築プラン

京都市では、これまでの「保全・再生・創造」の土地利用を基本とし、「都市計画マスタープラン」に基づく都市づくりを進めているが、今後の人口減少・少子高齢化の進行といった課題に対して、将来にわたって暮らしやすく、魅力や活力のある持続可能な都市構築を目指した、土地利用の誘導等を図るための「まちづくりの指針」となる「京都市持続可能な都市構築プラン（仮称）」の策定を進めている。

現在京都市では、「京都市レジリエンス戦略」、「京都市持続可能な都市構築プラン（仮称）」（素案）及び「新景観政策の更なる進化」に対する市民意見募集を同時に実施しているところであり、また「京都市基本計画」の次期計画の策定に向けた準備作業がスタートしている。

歴史都市・京都における建築物の防災対策は、これらの胎動する新たな行政計画を礎として、パラダイムの転換期にある。

■京都市建築物安心安全実施計画

市民・行政・関係団体等が連携して、新築建築物と既存建築物の両方向からの建築物の安心安全対策を総合的かつ計画的に実施する指針及びアクションプランであり、建築指導行政の基本計画に当たる。

この計画に掲げる取組として、①多様な機関の連携による完了検査の徹底と建築主・事業者等の意識改革による安全性の確保、②定期報告制度の対象建築物拡大と調査データの活用の促進、③既存違反建築物対策の強化、④事件事故対策の推進、⑤耐震化対策の促進、⑥老朽危険建築物対策の強化、⑦モデルエリアにおける各種施策の展開、⑧各種法制度や京都基準策定の研究、建築基準法の円滑な運用に対する検討等、⑨関係団体との連携による情報提供、環境形成の推進を実施している。

2011年2月に京都市建築審査会から細街路対策の推進についての建議が提出されたことを受けて、歴史都市京都における密集市街地対策等の取組方針及び京都市細街路対策指針

を策定した。また、京都市道路の位置の指定の基準の特例に関する条例の改正、京都市細街路にのみ接する建築物の制限等に関する条例、京都市伝統的な木造建築物の保存及び活用に関する条例が次々と誕生したことや京町家できること集の発行などもこの計画に掲げる取組から発展したものである。

■京都市建築物耐震改修促進計画

京都に息づく「ひと」と「まち」の“いのち”を守るを基本コンセプトに掲げ、京都市域の住宅・建築物の耐震化対策を推進している。市民が自らの問題、地域の問題という意識をもって地震防災対策に取り組むことを基本とし、京都市は、①「まちの匠」と呼ばれる大工や左官、建築士などの耐震改修に関わる方々と協働する「耐震改修促進ネットワーク」を構築し、②地域の自主防災組織等との連携による市民への普及啓発（チラシの全戸回覧、戸別訪問、講座や個別相談会の開催）など様々な手法で、耐震化対策を地域ぐるみで展開し、③市民の負担軽減のための支援制度（無料の耐震診断士派遣事業、耐震改修に対する補助制度）を実施している。

とりわけ、住宅のリフォーム工事の際にあわせて耐震改修も行われるようにすると、コスト面でも手間の面でも負担を軽減することができることから、京都市では「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業」を2012年から実施しており、これまで4500件を超える補助実績をあげている。耐震改修と併せて防火改修も行う場合に補助金を上乗せする制度は2016年度から実施している。

2018年6月の大阪府北部地震を踏まえた緊急対策として、危険なブロック塀の除去工事に対する補助制度を実施するとともに、当該地震による罹災証明を受けた住宅に限り、新耐震基準の住宅も耐震化支援制度の対象に拡大している。

また、地震災害発生時に、建築物が倒壊し道路が閉塞されれば、災害対応の初動体制に大きな支障をきたし、救助・救急活動、物資の搬送、人々の円滑な避難等にも多大な影響を与えてしまうため、2008年から市内全域にわたる緊急輸送道路等の沿道建築物に対する補助制度により耐震化を促進している。

2013年の建築物耐震改修促進法の改正により、ホテルや劇場など不特定多数の者が利用する大規模建築物の耐震診断の実施及び診断結果の公表が義務付けられた。さらに京都市では2016年に、災害時の初動に重要な拠点施設等を結ぶ道路の緊急車両等の通行を確保するため、その沿道建築物の耐震診断を義務化する道路を指定した。耐震診断と公表の義務付けと補助制度によって、建築物の耐震化は加速している。

■密集市街地対策・細街路対策

京都の「まち」のアイデンティティのひとつは、歴史的な都市空間の構成と住生活の文化である。古くからの町割、幅員4メートル未満の袋路等の細街路が残り、京町家が立ち並ぶなど、その付まいが京都らしい風情を醸し出し、低層木造家屋が高密度に連担するヒューマンスケールの空間は、濃やかなコミュニティを培ってきた。これはまさに京都ならではの魅力である。

一方で、細街路内では建物の更新が進みにくいため、地震や火災に弱く、地震等の災害時に建物の倒壊等による避難や救助の支障や火災時の延焼拡大のおそれがあるなど、都市防災上の問題を抱えている。

このため京都市では、京都の歴史や文化を大切にしながら、安心安全に住み続けられる災害に強いまちづくりを目指して、地域住民や事業者等の方々と連携を図りながら、密集市街地対策及び細街路対策に取り組んでいる。

地域の防災まちづくりを様々な面から支援する制度として、①細街路対策事業（避難経路の確保、袋路入口の建物の耐震・防火改修等の補助）、②防災まちづくり推進事業（古い建物や危険なブロック塀の除去、防災ひろばの整備の補助）、③防災まちづくりモデル事業（2項道路の後退用地の分筆の測量・登記や道路整備の補助）、④防災まちづくりの計画策定や計画に基づく事業の支援（防災まちづくり専門家派遣事業、路地・まち防災プロジェクト事業）を実施している。

全国的には、建物の不燃化、道路や公共空地などの基盤整備による面的整備事業による対策により、木造密集市街地の解消を目指しているが、京都市では、現在の市街地の状況

を基本としつつ、修復型のまちづくりによる防災性の向上に重点を置いている。

■老朽危険建築物・空き家対策

京都市の空き家数は年々増加しており、その維持管理が適切に行われなければ劣化が進み、放置すれば老朽危険建築物となる。管理不全状態の空き家の所有者に対しては、建築基準法、空き家対策の推進に関する特別措置法又は京都市空き家等の活用、適正管理等に関する条例に基づき、行政指導、勧告、命令を行っている。こうした規制的手法だけでなく、経済的行政手法（空き家活用・流通支援等補助金）、空き家の発生予防の取組（情報提供・普及啓発）、地域のまちづくり支援（地域連携型空き家対策促進事業）など、多様な行政手法を駆使して、空き家対策を総合的に推進している。

■結び

建築物の防災対策は、人の命だけでなく、京都に息づく「まち」の“いのち”も守らなければならない。また、空き家の増加は、防災上の側面だけでなく、防災上又は生活環境若しくは景観の保全上多くの問題を生じさせ、さらには地域コミュニティの活力を低下させる原因の一つにもなっている。

都市計画局では、人口減少や高齢化の進行を見据えた持続可能な都市の構築など社会経済情勢の変化を勘案し、新景観政策の更なる進化、京町家の保全継承、空き家対策、密集市街地・細街路対策、耐震化対策など様々な政策施策の融合を図り、建築物の防災対策を推進している。しかし、レジリエント・シティは、行政だけでは達成し得ない。市民の家庭・地域・職場等での取組が不可欠である。密集市街地・細街路の対策では地域住民と連携し、建築物の耐震・防火の対策では建築関係事業者と協働して、地域コミュニティの力を引き出し、平常時の災害予防力を向上してきた。今後あらゆる政策分野において取組を進め、しのびよる破壊からの創造的再生力を鍛え上げて、京都のアイデンティティの継承に繋がることを期待する。

（かわぐち ひろし）

伝統構法木造

～耐震設計・補強設計～

立命館大学 衣笠総合研究機構
歴史都市防災研究所 教授

鈴木祥之

1944年 徳島市生まれ
1972年 京都大学大学院工学研究科博士課程修了
1972年 京都大学防災研究所助手、助教授・教授を経て
2008年3月 京都大学名誉教授
2008年4月 立命館大学グローバル・イノベーション研究機構・教授
2013年4月より現職
耐震工学、耐震信頼性、制震構造、木構造
1990年日本建築学会賞（論文賞）受賞
2003年度計測自動制御学会論文賞受賞

■京町家

●構造詳細調査と実大振動台実験

京都の歴史と文化により育まれてきた京町家は、都市型の住宅として発展し、地域のまちなみを形成した歴史を持ち、地域性豊かな伝統構法木造建物として継承されてきた。これらの京町家は戦前に建築されたものであり、現代生活への適用に向けた改修とともに、耐震性の向上に向けた改修が必要なものが多い。しかし、京町家等に用いられている伝統構法は、現在の多く用いられている在来軸組工法とは異なるため、適切な耐震診断、改修手法が確立されていないのが現状であった。このため、2003年度に京都市の事業の一環として、典型的な京町家の分類整理に基づいて30棟以上の詳細な構造調査を実施し、限界耐力計算による耐震診断・耐震補強法を開発した。

この既存京町家の耐震診断・耐震補強設計法とともに、京都に新しく京町家を建てるために開発した耐震設計法が、京町家に適しているかを検証するために、E-ディフェンス（実大三次元震動破壊実験施設）で既存の京町家を移築した試験体と新築京町家試験体の実大振動台実験を工務店、設計士と実施した（2005年度大都市大震災軽減化特別プロジェクト）。



京町家の実大振動台実験
左：新築京町家、右：移築京町家

●耐震化マニュアル

既存京町家については京都市の木造住宅及び京町家等耐震改修助成事業に、新築京町家は「平成の京町家」補助制度（2010年開始）に繋がった。京町家は毎年、減少しており、京都に新しく京町家を建てる方策として「平成の京町家」はユニークな取り組みであったが、2018年に補助制度は停止し、下京区の「平成の京町家」モデル住宅展示場（2012年開設）も閉鎖した。「平成」が終わるため市は見直しに向けて検討するようである。

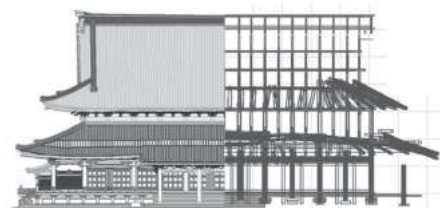
京町家等耐震改修助成事業は、金沢市伝統

工法木造建築物耐震性向上マニュアル（町家編）（2011年）、また高山市伝統構法木造建築物耐震化マニュアル（2014年）へと繋げることができた。町家建築物は、全国各地域に残っており、これらのマニュアルが役立つことを願っている。

■東本願寺

●寺院建築物の耐震補強

2004年初より御影堂、阿弥陀堂の堂両廟と御影堂門のご修復工事が行われ、その一環として耐震性に関する調査研究に携わる機会を得て、東本願寺耐震調査研究委員会を設置して2016年まで一連の研究を実施した。大地震（1995年兵庫県南部地震級）が京都で発生しても、東本願寺の御影堂・阿弥陀堂・御影堂門が崩壊しないように耐震補強を行うことを目的として、まず、現状調査として、構造特性の調査、木部の材質・耐久性調査、地震応答観測、柱ひずみ計測などを実施した。耐震性能を評価するに際し、伝統軸組、接合部などは構造力学的に未解明であり、実験、解析とともに耐震補強法の開発を行った。

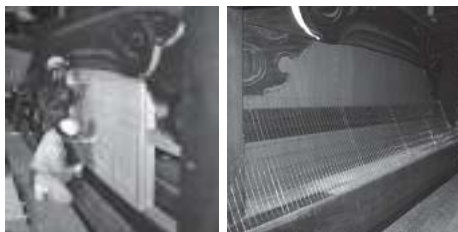


御影堂 世界最大級の木造建築物

御影堂の耐震補強法として開発した「はしご型フレーム」梁（梯子を横にした）と乾式土壁パネル小壁を以下に示す。「はしご型フレーム」は、弦材と束で構成され、これらの接合部でめり込みと摩擦で耐力を発揮し、大きな変形性能を有する。乾式土壁パネルによる壁は、乾式の土壁状パネルを木ねじで張り合わせたもので、土壁のように大変形領域で耐力低下を起こさない、乾式なので施工性が良いという特長を有する。御影堂の建物重量は、6,000ton（屋根の葺土を撤去後5,300ton）と非常に重い。耐震補強は、天井裏の小屋組に「はしご型フレーム」梁を、建物1層の周囲の板壁小壁を乾式土壁パネル小壁に変更することで、大地震（1995年兵庫県南部地震級）に対して大破の危険なしとすることができた。

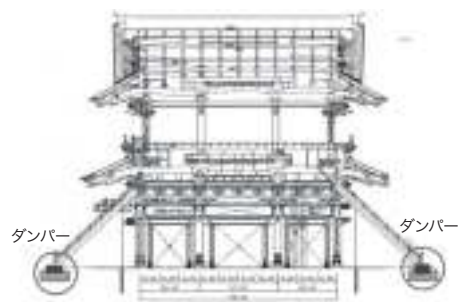


天井裏に「はしご型フレーム」梁を二重にして設置



乾式土壁パネルの取り付け、板壁（元の板壁）を仕上げに取り付けて完成

次に、御影堂門の耐震補強として、ユニークな階段を利用した制震補強を紹介する。南北（桁行）方向の両脇にある階段のササラ桁を利用し、階段の下部にダンパーを設置して減衰性能を向上させる補強方法である。



御影堂門 南北（桁行）方向
階段ササラ桁の下部にダンパーを設置

2016年11月20日真宗本廟両堂御修復完了奉告法要が行われ、東本願寺の耐震調査研究も終了した。この一連の研究では、ここで紹介した耐震補強法の他に、伝統構法木造建築物について多くの知見とともに研究成果が得られた。

■加子母明治座

●甞った地歌舞伎小屋

岐阜県東濃地方では、江戸時代より村の人々によって地芝居（地歌舞伎）が一大娯楽として受け継がれており、多くの地歌舞伎小屋が伝承保存されている。その一つに、明治27（1894）年に地歌舞伎小屋として村人によって建設された加子母明治座（岐阜県指定重

要有形民俗文化財）がある。屋根は、創建時は樽（くれ）板葺きであったが、セメント瓦に葺き替えられている。このセメント瓦は劣化し、雨漏れを生じている。芝居小屋特有の大空間構造で、柱間隔が大きく柱の座屈や長年の経年による梁のゆがみや柱の折損等が見られ、耐震要素も少なく耐震安全性上も問題がある。

このような状況を踏まえ、明治座の耐久性調査や地盤調査、構造詳細調査を実施して、構造安全性、耐震安全性における問題を明確にし、構造解析、補強設計や耐震補設計を行い、構造補強また耐震補強・改修案を提案した。2014年末に起工式が行われ、翌年9月に工事が完了した。改修前のセメント瓦を除去し、樽葺の板葺石置き屋根に復元され、創建当時の姿に甞った。



創建当時の樽葺の板葺石置き屋根の姿に甞った加子母明治座

2015年11月29日には改修後のこけら落としとなる第四十三回加子母歌舞伎公演が開催され、加子母の子供から老人まで役者として出演し、満席となる観客で大盛況となった。

岐阜県東濃地方には、多くの地歌舞伎小屋が現存している。今後、加子母明治座の耐震改修の技術が、これらの地歌舞伎小屋の改修に役立つことを願っている。

■旧加悦町役場庁舎

●洋風木造建築物

旧加悦町役場庁舎（京都府与謝郡与謝野町字加悦1060番地）は、2階建てで、構造は木造、屋根は寄棟造、棧瓦葺である。1927年3月の北丹後地震で倒壊後、新たに建設され、1929年に竣工している。外壁は、写真に示す

ようにモルタル壁、スタッコ仕上げである。軸部は2階の大梁を方杖で補強、小屋組はキングポストラスで組まれている。利活用保存のために改修が計画され、2015年に予備調査、その後、2018年に本格的な調査を行い、耐震補強を含む改修計画案を提案した。

外壁のモルタル壁は、説明書きでは鉄筋コンクリート壁となっているが、調査により斜め張り木摺下地鉄網モルタル壁であることが判明した。斜め張り木摺下地に力骨、鉄網（ワイヤーラス）を二又釘（ステープル）で留め付け、下塗り、中塗りのモルタルで、力骨、鉄網、二又釘は現在のものより寸法が大きく、またモルタルの調合にも工夫がなされており、せん断耐力（復元力特性）を評価した結果、耐力は一般的なモルタル壁より高いことが分かった。主要な構造要素である外壁鉄網モルタル壁と方杖は、耐震性、防火性を高めるために、当時の最新の技術、工法が採用したとされており、構造的・意匠的に重要であるので、これらを生かした耐震補強、改修することになった。2019年に改修工事が予定されている。



旧加悦町役場庁舎

旧加悦町役場庁舎など明治期、昭和初期に建設された洋風建築物や煉瓦造建築物の多くは、耐震補強を含む改修の時期を迎えている。今後、耐震補強、改修に当たっては、当時の工法、技術を調査し、また実験等によって構造特性、復元力特性を評価する必要がある。

伝統構法木造建築物は、まだ構造力学的に未解明な部分も残されているが、伝統構法に特有の石場建て構法、大きな変形性能など解明が進んでおり、実務者が使える耐震設計法、耐震補強設計法を普及させるべき取り組みを、今後も進めて、伝統構法を未来に繋げたい。

（すずき よしゆき）

観光都市 京都の建築と社会

京都府立大学副学長・大学院教授、
和食文化研究センター長

宗田好史

1956年浜松市生まれ。法政大学工学部建築学科、大学院を経て、ピサ大学・ローマ大学大学院で都市計画学専攻、1988年国際連合地域開発センター主任研究員、1993年から京都府立大学。東京文化財研究所客員研究員、国立民族学博物館共同研究員を歴任。

主な著書に、『なぜイタリアの村は美しく元気なのか：市民のスロー志向に応えた農村の選択』2012年、『町家再生の論理～創造的まちづくりへの方途』2009年、『創造都市のための観光振興～小さなビジネスを育てるまちづくり』2010年、『中心市街地の創造力～暮らしの変化をとらえた再生への道』2007年、『南イタリアの集落』学芸出版社・1988年等

※本文2以降、京都市の『京都市観光調査年報』の昭和36年～平成29年版をもとにしている。

1. 京都観光と景観

京都は内外から多数の観光客を集める日本最大の観光都市である。一方、明治の京都策が奏功した国内有数の近代工業都市でもあり、市内総生産では製造業が観光関連業よりも高いシェアを持つ。そのため一般の観光都市と比べ、長年観光経済の存在感は小さい。観光都市だから景観を守るという発想が薄かったし、逆に観光開発で景観が破壊されることへの嫌悪感も強かった。とはいえ、戦後74年もの間、日本の人口増加・経済成長とともに京都の観光客数は増え続けた。社寺や名所旧跡だけでなく、街中でも観光客の影響は常に大きく、観光客が文化遺産の数々を痛め、ホテルや道路が歴史的景観を損なうと度々問題になった。こうして、1990年代の京町家ブーム、2007年新景観政策が生れ、その効果で国内の多くの観光地から抜きん出た魅力ある歴史都市として、なお一層賑わっている。

しかし、今の京都はちょっと違う。近年の中国とASEANの経済成長で世界の観光市場が急速に拡大、旅客数・消費額ともに急成長した。中でも、約21億の人口をもつ東アジア経済圏の観光市場規模は、この十数年でEUに次ぐ世界第2位に成長した。京都は日本第一のというレベルを超え、東アジア有数の人気を誇る歴史都市としてパリやローマと同格に、海外の観光雑誌に紹介されている。そこにLCCやAirbnb効果が及び、ヴェネツィア、フィレンツェ、バルセロナ同様にオーバーツーリズム問題が起こった。東アジア観光市場はさらに伸びると予測される。工業立国を長年謳歌したため、観光産業が未発達の日本では観光経済はまだ小規模で、今後伸びる余地が大きい。その分、投資も続くだろう。だから、京都の景観まちづくりに新たな問題が加わったと言える。

2. 観光都市の景観問題

京都市の入浴観光客数が1000万人を超えたのは戦後も一段落した1958年だった。それが大阪万博の1970年には3396万人、75年3804万人に増加し、4000万人弱で2000年まで伸び悩んだ。半面、同時期の工業品出荷額等の経済指標は上昇していた。その後、21世紀に入り観光客数は2015年の5681万人まで急増、その後5300～5400万人で推移している。この時期

は京都市の人口は減少に転じ、経済指標も伸びていない。

一方、観光施設は明治20（1887）年頃から段階的に増えてきた。まず、1888年創業の旅館「京都常盤」が1890年の洋風建築「常盤ホテル」に転じ、「京都ホテル（オークラ）」の起源となった。次が1890年創業の遊園地「吉水園」内に1900年に開設された「（ウェスティン）都ホテル」である。戦後になり、観光市場の拡大、特に大衆化に応じてホテルや旅館の数は増加し続けた。

1964年竣工の「京都タワー」は最近、設計者山田守への再評価が進んでいる。これも観光施設、中央郵便局移転を受け、跡地に「京都産業観光センター」として計画され、全市民的な論争を巻き起こした。1970年から80年代のバブル期には地価高騰で町家が壊され、オフィスやマンションが増える中、数々のホテル建築にも市民の厳しい眼が注がれ、それぞれに配慮が尽くされた。バブル崩壊後、1994年竣工の「京都ホテル」は総合設計制度を適用45m高度地区に60mの高層で建替えられた。1997年竣工の四代目「京都駅ビル」は敷地が特定街区に指定され、同様に高さ60mとされた。この二つのホテルは京都タワーを上回る大論争を引き起こしたことは記憶に新しい。駅ビルの中核テナント「ホテルグランピア京都」は、入込客総数、中でもインバウンド増加を受け、最高レベルの稼働率を誇っている。

この他にも、1959年開通の「東山ドライブウェイ」、1965年の「嵐山高雄パークウェイ」は当初は観光バス、やがてマイカー観光へとモータリゼーションへの対応だった。観光道路としては、1963年の現「きぬかけの路」（北区衣笠街道町から右京区宇多野福王子町まで）が金閣寺、龍安寺、仁和寺を結び、古都保存法（1966年）による広大な歴史的風土特別保全地区を抜け、その先は嵯峨嵐山に続いている。全国最大規模を誇る風致地区とともに、三山の山並み景観は厳しく規制されている。同時に、眺望景観保全条例が市街地の景観地区と一体となって、優れた景観を守り、広告物規制は次々と更新、新設される店舗の影響をコントロールしている。

3. 観光客が期待する京都の町並み

こうして見ると、数多くの世界文化遺産の

社寺が散在する三山と麓は北部を保全エリアとして、やはり世界文化遺産の西本願寺、東寺や二条城とその周辺の、その数はかなり減った町家の町並みは都心の再生地区として、高い関心を持つ市民に代わり京都市の景観・風致政策が建築行為を見守っている。度重なる景観論争を経て市民の意識は高まってきたが、観光客の期待も変化してきた。

戦前の1940年は日中戦争の最中で、翌41年12月には日米開戦の年であったが、全国で「皇紀二千六百年記念事業」が挙行され軍国主義が鼓舞された。橿原神宮が造営され、京都でも「聖跡巡行」名目の観光客が集まった。戦後の1961年になる川端康成の『古都』が10月から朝日新聞に連載され、平安神宮とその庭園、嵯峨野、植物園、四条通、清水寺、仁和寺、錦市場、上七軒等が舞台となり、呉服、京料理とともに主人公の町家暮らしが描かれ、祇園祭、葵祭、時代祭、北山（中川集落）が観光の憧れを誘った。1970年に始まった国鉄（現JR各社）の「ディスカバー・ジャパン」キャンペーンは、個人客、特に女性客の増加に対応し、「美しい日本と私」というテーマを挙げ、人気の高い京都に美しさを求めた。

とはいえ、どこにでも前近代的な日本の風景が残っていた当時、高度経済成長期特有のビルとそのタワー展望台、ドライブウェイと展望レストランが観光地に求められた。屋根形状を切妻、寄棟、入母屋とし、日本瓦葺か銅板とし、その勾配を定め、和を基調とする町並みを整える必要を、当時の社会も建築関係者も認めなかった。1975年の第三次文化財保護法改正で伝統建造物群保存地区制度が定められ、京都でも清水産寧坂や祇園新橋が翌76年に重要伝建地区に選定され、町家の町並みを保存する市民運動が広がった。市内4地区は観光客の人気を集め、全国の最高水準の修景事業が進んだ。ところが、1980年代にはバブル経済が不動産投機を煽り、開発志向の強い緩めの土地利用規制を縫うように伝統的景観を壊す開発が続き、特に高層マンション反対の市内各地で市民運動が盛り上がった。歴史都市を破壊する開発行為を不動産屋や建築業者に許さないという市民の意識が高まり、全国の有識者や観光客の根強い批判も集まり、1990年代のバブル崩壊後に世論が大きく変わった。

無計画で調和を欠く開発への厳しい規制が進んだ時期が、21世紀初頭の観光客数増加の時期に当たる。増加の内訳は、主に日本人、それも中年の女性が多い。だから53%以上が10回以上のリピーター、5回以上も79%になる。洛外の名刹ではなく、美しさを取り戻した町並みの中を「暮らすように旅する」ことを求め、お行儀がいい。比較的高い町家レストランや町家ホテルで遊んでくれる。景観施策が始まった2007年頃は、そのピークだった。だから15年で1500万人も増加しても誰も観光公害とは言わなかった。

4. 新しい客層と京都の町並み

しかし、これが人口減少と高齢化で徐々に減少している。そこに冒頭で述べたインパウンドの増加が起こっている。初めての海外旅行、初めての日本、初めての京都、おまけに初めての民泊という東アジアの観光客である。人数は少ないが3～5泊するから目立つため違和感が広がった。ただ幸いなことに、京都では国内他地域と比べ欧米人の割合が高い。彼らは言うまでもなく、東アジアからの客も少しずつではあるがお行儀がよくなりつつあるように見える。文化的理解度が深まりつつある。

外国人の京都文化への理解度はもともと多様である。ニンジャ、ハラキリ、ゲイシャのレベル、伏見稲荷千本鳥居の撮影だけが目的の若者が多い。祇園では舞子さんを撮影したがる外国人を公害視する。その一方で、和食への関心のため高級料亭やカウンター割烹の予約も増加している。もちろん、町家ホテルや小洒落たブティックホテルを探す大人の東アジア客も増えた。日々理解を深め京都を楽しむ姿を一部の市民は好意的に見る。だから京都市は、観光客を量より質を優先して受入れたいという。市の条例でも民泊に慎重な姿勢を示した。

しかし、急いで没個性の安ホテルを建てる業者と京都の景観まちづくりに理解を示す業者が二極化している。インパウンド景気に踊らされ、京都の事情を知らない余所者が町並みを壊すことへの批判がある。もっとも、景観政策導入前の高層マンションと違い、無知な業者もガイドラインに沿って町家の町並みに相応しい意匠で建てる。その評価は分かれるだろうが、旧立誠小学校や旧清水小学校が

ホテルに活用され、路地裏にまで広がる簡易宿泊所も特に町家の空き家転用が多い。こうして、近年のインパウンド拡大で活発化した建築動向によっても町並みが変化している。

圧倒的に多い中国人客を対象に、中国人企業が町家を所有し、ホテル経営している。批判もあるが、若い中国人が京都に憧れ、好んで町家に泊まって悪い訳がない。戦後74年の京都のまちづくりを振り返ると、京都人だけが京都の良さを知っているともいえないだろう。「保全・再生・創造」というまちづくり方針を立てた後も、試行錯誤が繰り返されてきた。経済成長が鈍化し、高齢化とともに社会が成熟した中で市民意識が高まり、京都の風致と美観、美しい景観を志向してきたのである。同様に、新しい東アジアからの観光客も京都の美しさに憧れ、やがて東アジア各地の歴史都市にも京都のような美しさを求めるだろう。我々日本人も海外旅行を通じてパリやローマの美しさに魅了され、都市景観への意識、関心を高めてきた。

5. 京都の持続可能性と進化する景観政策

観光客の増加で都心にホテルやレストランが集まったヴェネツィアやフィレンツェでは、すでに1980年代に都心の家賃が上がり住民が減った。そのため都心周辺の工場跡等の低未利用地に低家賃の公営住宅を建てた。70年代の郊外住宅団地は箱型分棟型中高層だったが、80年代末の都心に近い公営住宅は伝統的な町並みを基調とする中低層とした。その結果、周辺地区がより美しく再生され、現在では住民も民泊も店舗も増え、賑わいが戻ってきた。新築町並みそっくり住宅も運河に面し、ホンモノではないが手頃なヴェネツィア暮らしを楽しむ。アルノ川沿いの再生住宅は窓からドゥオモが望めるフィレンツェらしい一画となった。

京都の建築界は戦後74年、内外の関係者を巻き込んで京都の町並みを整えてきた。京都はその歴史文化だけではなく、現在の町並み、ホテルや再生された町家ホテル、レストランが市民と観光客を魅了している。京都により相応しい建築と社会、市民の暮らしと生業、そして観光客の求める美しさを創り続けていく。

(むねた よしふみ)

8. 地域密着住宅における省エネのあり方

8

地域密着住宅における省エネのあり方

一般社団法人京都府建築士会
理事、法制委員長

岡田圭司

1970年 京都府生まれ
1993年 関西大学工学部建築学科卒業、同年
京都市役所に入庁。営繕行政、建築
指導行政、景観行政、住宅行政等を
経て、現在、建築確認審査等を担当
2009年 京都府建築士会に入会、青年部での
活動を経て、現在、法制委員会、木
造建築研究会で活動。

■はじめに

地球温暖化問題への対応としての「省エネ住宅」の建設では、住宅の高気密・高断熱化、高効率設備などの設置といった先端技術の導入に主眼が置かれている。

本来、住宅とは、地域の気候や風土といった特性を考慮したうえで、自然を上手く利用できるよう設計上の工夫を施し、これを補う形で先端技術を導入すべきものと考えている。

■省エネ基準義務化と地域密着住宅

2014年に省エネ基準適合義務化の方針が示されて以降、京都市内の実務者から、これまで自分たちが建設してきた住宅が建てられなくなる、という声が出てきた。

当時、住宅行政を担当していた筆者は、国土交通省に出向き、方針に記載があった「伝統的木造住宅の位置付け等に十分配慮」として考えていることを尋ねた。また、京都では住まい方の工夫による省エネにも取り組んでいることから、地域独自の基準で法律の適用除外となる仕組みはできないか、という要望もした。

国交省の担当者からは、対応に苦慮していること、法律上での適用除外は困難なこと、数値化できない住まい方を組み入れることはできないことなどを聞いた中で、外皮基準の適用除外を検討しているとのことであった。

省エネ基準は、外皮の断熱性能と設備の一次エネルギー消費量という限定された項目の基準となっている。義務化されると、必ず満たさなければならない基準であるが、その基準を満たせば省エネ住宅になるのではなく、住まい方と建物性能がマッチしていなければならず、「住まいこなす」ことが必要である。

このような観点を踏まえ、地域独自の取り組みを支える仕組みができればと、国交省の担当者とやりとりをしてきた中で、2016年3月31日に国土交通省から技術的助言として「所管行政庁が地域の気候及び風土に応じた住宅であることにより外皮基準に適合させることが困難であると認める際の判断について」が示された。

■気候風土適応住宅

技術的助言では、地域の気候及び風土に応じた 1) 様式・形態・空間構成、2) 構工法、3) 材料・生産体制、4) 景観形成及び

5) 住まい方などの特徴を多面的に備えている住宅であることにより、「外皮基準」に適合させることが困難であると認めるものを「気候風土適応住宅」とされている。

■京都での地域密着住宅

京都では、長い都市生活の歴史の中で、外部環境と対峙するのではなく、外部環境と共生する知恵を住宅の中に取り入れてきた。その典型である「京町家」は、優れた環境性能を有しており、エネルギーの消費量といった指標のみで評価できるものではない。

そこには住まい手の住みこなし方、外部環境と内部環境との緩やかなつながりなど、多くの知恵がある。

こうした知恵を排除することは、京都が培ってきた住文化を否定し、ひいては次の新しい技術を開発する能力を失うことにつながりかねない、と危惧する。

先端技術を導入することを拒絶するのではなく、歴史的に培われてきた住文化の中から見出される知恵と現代の先端技術とをバランス良く融合させる、これこそが京都での地域密着住宅の基本的なスタンスであり、京都だからこそできる「チャレンジ」であると考えている。

■建築士会での取り組み

建築士会では、京都での地域密着住宅を「気候風土適応住宅」とする検討を進めている。

具体的には、京都市が取り組んできた「平成の京町家」をベースに、外皮基準に適合させることが困難な要素を整理している。

気候風土適応住宅は、地域の建築様式や建築技術の継承という側面もあり、ガイドラインで示されている外皮基準に適合させることが困難な要素のほとんどが現場施工のものとなっている。

京都の町家は、プライベートな内部空間と、パブリックな外部空間を「外皮」という「線」で区切りのではなく、使い方に応じて、内部空間にも外部空間にもなるセミパブリックな「空間」で区切られている。

このような文化が息づく京都での省エネ基準は、数値的なラインではなく、現場での工夫ができるように幅を持たせたものとしていくことが必要なのではないかと考え、検討を進めている。
(おかだ けいじ)

9. 京都支部創設70年を振り返って

9

京都支部 創設70年を 振り返って

日本建築協会 京都支部 支部長
(有) 長瀬建築研究所 (一級建築士事務所)

長瀬博一

京都工芸繊維大学 建築工芸学科卒業、全国日本学士会評議員、京都市文化財マネジャー、元大阪工業大学空間デザイン学科設計演習 (非常勤講師)

● ㈱吉村建築事務所勤務時の主な担当作品
京都市武道センター本館 (岡崎)、ロイヤルオークホテル (大津)、茶室 嘸庵 (上賀茂)、十松屋福井扇舗 等

● 独立後の作品
YMC技術開発センター (石川県)、Nationality Room Pitt. (USA)、西光寺 (伏見)、高岳寺 (城陽)、ザ・パレスサイドホテル改修 (御所西)、吉田家 (西賀茂) 等
網野神社改修、生谷家住宅主屋改修、中村家住宅主屋改修、速水家住宅主屋改修 等
<改修はいずれも国登録有形文化財に>

■日本建築協会の創立は1917年で、本邦の建築団体としては学会に次ぐ歴史を有します。戦後間もない1947年4月、先輩諸氏の意気盛ん、京都支部が創設されました。当時の規定に「地方的に必要な諸種の事業を為すものとする」との目的を明記しています。当時、構造学の棚橋諒、住宅・都市計画の西山卯三、設計・建築構法の大倉三郎等そうそうたる学識や市・府の行政官、設計事務所、施工会社の責任者等が累を重ね「建築を通しての社会貢献」に努められたのでした。当時の記録から会の問題意識と事業計画を見ると①建築美化運動②無料相談所設置③都市衛生化運動④耐震補強⑤出版計画⑥文化運動とのタイアップ⑦見学会・文化財見学⑧講演会等です。

■創設後20年も経つ頃には、建築士会 (1952年設立) や建設業協会 (1948年設立) も設立後大きく成長していて三会同催の催しが多く、材料説明会や見学会、住宅展等、年10回もの催しが実施されていました。会員数も90名余、賛助会員25名と盛んでした。平成に入り約20年間程は、支部活動も余り目立たず年1回の見学会と二級建築士講習会等程度になり、経済不況も重なり会員数は1/4位に激減しました。

■2015年から支部長を仰せ付かり、まずは地域に根差した事業の回数を増やし (見学会・座学) 機関紙「建築と社会」及び本部事業以外に、時間的にも参加しやすいよう常議員の方々と工夫し、今年度から若い人たちにも参加しやすい参加費を心懸け (ワンコイン)、隔月セミナーをスタートしました。本会の特徴である幅広い職域にある会員から学生諸君までを対象に考え、大きく「木」「色」「庭」の3テーマの座学を輪番で実施。初年度は、大学のゼミの如き人数、雰囲気です。(別表参照) これ以外に2月には文化財の半解体修理見学会とそれに関連する座学を予定しています。

■今後は、本部との連携や中国支部、東海支部との連携事業、並びに他の建築関係団体との合同事業の企画も図り、要は事業の地道な活性化を図る中で若い世代の入会をも促して行きたいものです。最後に本会100周年の際、支部の活動史を2葉の表にまとめましたのでご参照下さい。



写真1 第1回「木造の架構とディテール」
(講師：上岡正幸氏)

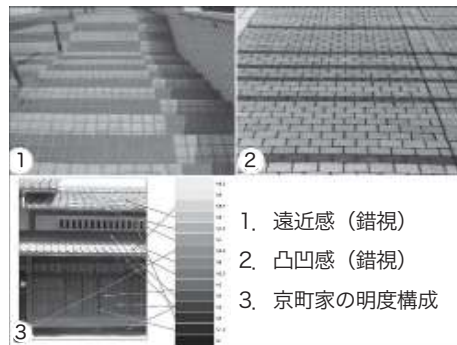


写真2 第2回「生活環境の色彩心理生理・和の色彩感覚と景観調和」(講師：渡辺安人氏)



写真3 第3回「海外に広がる日本の庭園文化ーその現状と課題ー」(講師：山田拓広氏)



写真4 第4回「歴史的建造物の修理についてー伝統工法の理解と応用ー」(講師：菅澤茂氏)

年内事業予定

- 1月 第5回「京の色集め 赤と黒」上村明美氏
- 2月 西陣・本隆寺 解体修理見学会、座学
- 3月 第6回「街路樹と公園植樹」片山博昭氏

1996年以降の主要事業一覧

開催日	事業内容
1997・3	旧神崎家 見学会
1998・10	武田薬品工業㈱京都薬用植物園（迎賓資料館）見学会
1999・10	善峯寺及び新収蔵庫併設立体駐車場 見学会
2000・10	セカンドハウス 東洞院（改修京町家）見学会
2001・10	京都市西京極総合運動公園屋内プール棟他 見学会
2002・11	姉小路界隈建築協定地区 見学会
2003・11	再生京町家（4軒）見学会
2004・11	西本願寺御影堂 修復工事 見学会
2005・11	講演会と町並み（祇園町南側地区一帯）見学会
2006・6	柊家旅館新館＋旧館 見学会
2007・1	『建築と社会』京都支部創立60周年記念特集号発刊
2007・11	太秦東部地区土地区画整備事業再開発ビル 見学会
2008・11	京都市宇多野ユースホステル 見学会
2009・10	下鴨泉川亭 見学会

開催日	事業内容
2010・8	『建築と社会』京都支部特集号発刊
2010・10	京都リサーチパーク9号館 見学会
2011・12	西本願寺伝道院、龍谷ミュージアム 見学会
2012・9	教王護国寺（東寺）東門・土塀 修復工事 見学会
2014・10	知恩院御影堂 修復工事 見学会
2015・3	旧三井家下鴨別邸 修復工事 見学会
2015・11	仁和寺観音堂修理現場及び境内 見学・研修会
2016・1	京町家 生谷家住宅主屋 見学・研修会
2016・4	中村昌生氏（数寄屋建築家）講演会
2016・8	渡辺安人氏（カラープランナー）講演会
2016・11	真澄寺別院 流響院 見学会
2016・12	矢ヶ崎善太郎氏（京都工芸繊維大学大学院准教授）講演会
2017・6	清風荘 見学会
2017・7	伊勢神宮茶室及び茶庭 見学・研修会



1997 旧神崎家



2004 西本願寺御影堂 修復工事及び境内



2008 京都市宇多野ユースホステル



1998 武田薬品工業㈱京都薬用植物園（迎賓資料館）



2004 西本願寺御影堂 修復工事



2010 京都リサーチパーク9号館



1999 善峯寺及び新収蔵庫併設立体駐車場



2005 講演会と町並み（祇園町南側地区一帯）



2011 西本願寺伝道院



2000 セカンドハウス 東洞院（改修京町家）



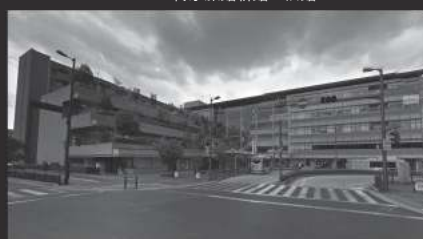
2006 柊家旅館新館＋旧館



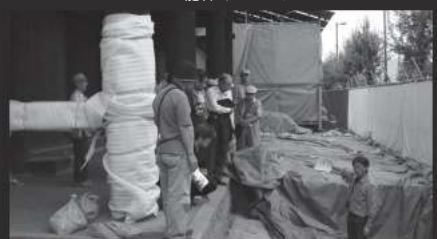
2011 龍谷ミュージアム



2001 京都市西京極総合運動公園屋内プール棟他



2007 太秦東部地区土地区画整備事業再開発ビル



2012 教王護国寺（東寺）東門・土塀 修復工事及び境内

歴代支部長・副支部長一覧

1947 京都支部設立						
任 期	任期	支部長	出身分野	副支部長		
1947～1951	5	松井 清之助	初代 行政	小崎 修	棚橋 諒	
1953～1959	7	大倉三郎	2代 教育	菅 隆二	高丘 治季	西山 卯三
				井手正雄	佐々木 米太郎	市川 進男
				山本 和夫		
1960～1973	14	井手 正雄	3代 設計	水野 喜一郎	佐々木 米太郎	市川 進男
				中村 金三	市川 繁男	
1974～1977	4	佐々木 米太郎	4代 行政	水野 喜一郎	市川 繁男	
1978～1981	4	水野 喜一郎	5代 施工	市川 繁男	前田 利典	
1982～1983	2	井川 栄一	6代 行政	橋詰 一雄	佐藤 四郎	
1984～1987	4	橋詰 一雄	7代 施工	大原 正	山口 明	
1988～1995	8	井手 正己	8代 設計	神谷 治	山口 明	
1996～2007	12	望月 秀祐	9代 行政	神谷 治	秋山 明孝	山田 昌次
2008～2014	7	上林 研二	10代 設計	神谷 治	山田 昌次	長瀬 博一
2015～	3	長瀬 博一	11代 設計	山田 昌次	渡辺 安人	



2012 教王護国寺（東寺）東門・土塙 修復工事及び境内



2015 仁和寺観音堂 研修会



2016 渡辺安人氏（カラープランナー）講演会



2014 知恩院御影堂 修復工事及び境内



2015 京町家 生谷家住宅主屋



2016 真澄寺別院 流響院



2014 旧三井家下鴨別邸



2015 京町家 生谷家住宅主屋



2016 真澄寺別院 流響院



2014 旧三井家下鴨別邸 修復工事



2015 京町家 生谷家住宅主屋 研修会



2016 矢ヶ崎善太郎氏（京都工芸織造大学大学院准教授）講演会



2015 仁和寺観音堂 修理工事



2016 中村昌生氏（数寄屋建築家）講演会



2017 伊勢神宮茶室及び茶庭 見学・研修会

日本建築協会創立100周年記念誌 頒布のお知らせ

日本建築協会は、2017年3月30日に創立100周年を迎えました。その記念すべき年にあたり、100周年記念事業の一環として、3冊の記念誌を発刊いたしました。

それぞれの誌面では協会100年の歴史を振り返るのみならず、本会が社会の中で果たしてきた役割を見つめ直すとともに、かつて会誌に掲載された貴重な記録を再発見するほか、現在の建築に携わる人々の想いなど、様々な視点から「建築と社会」を取り上げております。

つきましてはこの度、記念誌を頒布することとなりましたので、ぜひお手元に備えていただきたく存じます。

<お申し込み方法>

ご注文の書籍名（もしくは3冊セット）、お名前、ふりがな、ご住所（〒から）、電話番号、メールアドレスをご記入の上、下記宛てにFAXまたはメールでお申し込みください。ご記入いただいたご住所に請求書をお送りしますので、お振込をお願いします。ご入金確認後に冊子を発送いたします。※価格はいずれも税込、送料別です。

お申込先 一般社団法人日本建築協会

FAX : 06-6946-6984 Mail : soumu@aaj.or.jp

◆3冊セットでご注文の場合は

特別価格 **¥5,000** にてご提供いたします。

■日本建築協会100年史1917-2017

¥2,000



<目次> (全96頁)

- 序 香西喜八郎
- 第1部 日本建築協会100年の概要
石田潤一郎／石川祐一／平井直樹／玉田浩之／三宅拓也
- 第2部 座談会
 - 1 座談会 回顧と展望一坂本勝比古先生を囲んで
坂本勝比古／佐野吉彦／山形政昭／設楽貞樹／和田康由
 - 2 座談会 大阪万博から阪神淡路大震災復興の時代
上田篤／鳴海邦碩／小林郁雄／天野直樹／大井昇二／設楽貞樹／橋爪紳也
 - 3 座談会 21世紀を拓く建築
本多友常／鈴木 毅／安原 幹／横山俊祐
 - 4 座談会 支部活動をめぐって
香西喜八郎／高松隆夫／篠原佳則／長瀬博一
- 第3部 年表(1917-2017)
- 第4部 協会活動の記録

■モダンエイジの建築『建築と社会』を再読する

¥3,000



2009年～2016年にわたって会誌『建築と社会』に掲載された連載「再読 関西近代建築」をまとめたものです。会誌に収められた貴重な建築記録や論考を取り上げ、解説しています。

<目次> (全352頁)

- はじめに 史料研究会一同
- 第1部 『建築と社会』の100年 山形政昭
- 第2部 建築作品編
 - 1 官庁・公共建築・学校(泉布親・大阪城天守閣ほか全13件)
 - 2 業務ビル(旧住友ビルディング・御堂ビルほか全22件)
 - 3 会館・劇場・博物館(綿業会館・自泉会館ほか全15件)
 - 4 ホテル・病院・駅舎・百貨店(宝塚ホテル・新大阪駅ほか全16件)
 - 5 住宅・住宅地(千里山住宅地・住宅改造博覧会ほか全6件)
- 第3部 論考・記事編(全10件)
- 第4部 掲載記事一覧

■関西の建築界／群像

¥2,000



2009年より70回にわたり『建築と社会』に掲載された、建築に携わる方々へのインタビュー記事をまとめたものです。(追録あり)

<目次> (全164頁)

- 関西の建築界／群像 本多友常
- 「群像」全70組
- 「大阪」フォトギャラリー 撮影：河合止揚
- 公開討論会 1987年と2017年の「関西」
倉方俊輔、本多友常、岡村吉展、奥 貴人、清原健史、河合止揚、駒井陽次、杉山美納、藤原芳寿、三谷勝幸、三矢大祐、吉永規夫
- 委員プロフィール

追悼

京都工芸繊維大学名誉教授・福井工業大学名誉教授

中村昌生先生を偲んで

大阪芸術大学教授 山形政昭

恩師中村昌生先生が去る平成30年11月5日、享年91歳にして逝去されました。

かねてよりご療養中と伺って参りましたが、その10日ほど前にはお電話で普段通りのお声を拝聴していたので、訃報に接してまさかのことに驚愕したのです。ご葬儀はご関係者が揃い11月10日しめやかに執り行われた次第であり、ここに謹んで追悼の意を申し述べます。

中村先生の学術上のご業績と様々なご功績については、略歴に記したことをはじめ多様なものがありますこと、ご承知のことと存じます。小生、大学在学中より今日に至るまで半生にわたってご指導頂いてきた多くの教え子の一人ではありますが、日本建築協会での長年に亘る会員として、ここでは先生の本協会におけるご事績を中心にご功績を振り返り、お人柄を偲びたく存じます。

学生時代、先生のご講義はかなり難解でありましたが、記憶に鮮明なのは、古建築見学の学外授業であり、とうとうと語られる解説を皆、不動の姿勢で拝聴し日本建築の世界に魅せられたものでした。大学院では先生の研究室を希望し入れて頂いたものでありましたが、研究室では授業での温和な面持ちとは異なり、真剣な態勢で臨まれる建築調査に駆り出される日々となりました。当時先生は茶室の研究を集成され、『茶の建築』（昭和43年）、『茶匠と建築』『茶室の研究』（昭和46年）などたて続けに上梓されていたことであり、まもなく茶室研究の第一人者として内外に知られることとなり、さらに伝統木造建築技術の探求、そして伝統に基づく数寄屋建築の創作にもエネルギーを注がれ、ご活躍の場が広がられていきました。日本建築の中村研究室に出入りする院生、研究生も年々に多数となり、それぞれ自由に研究課題を見出していたが、なにゆえか茶室建築についてのご教授を殆どされませんでした。その理由は、後年に至って自ら理解せよという教育でありました。なお、古建築の実測調査は日常のことであり、作図に向かう際、先生のお部屋の明かりを認めるだけで緊張を感じる日々でありましたが、当時から、新春には先生のご自宅に集結し、胸襟を開いて交流を深める会が慣例となり、それはやがて、門下生一同が集う研究室OB会と改まり先年まで続いたのです。

ところで、先生は京都に根を下ろす伝統建築にかかわる様々な分野の連携によって、文化的活動に寄与しようと提唱され、京都伝統建築技術協会を昭和53年に設立されています。また後年の平成26年には伝統木造技術文化遺産準備会の設立発起人代表となり、伝統構法を文化遺産とする社会文化活動にも尽力されていました。

年が平成に改まり、まもなく勤務校を退官される頃、日本建築協会では茶室見学会の再開を望む声が高まっていました。それは協会活動の歴史を遡る日本建築の講座であり、昭和後半期には岡田孝男先生によるシリーズ企画がありました。そうした特色ある講座を中村先生に託そうということとなり、その方策に小生も密かに加担していたように思います。やがて平成5年秋に第1回茶室見学会「曼殊院の書院と茶室」が実現し、それはその後も見学会担当委員との入念な打合せを下に34回を重ね、京都を中心に関西一円の名席をご案内頂いたのです。加えて、茶室、近代和風建築に関する随想を『建築と社会』誌に度々ご寄稿頂いていたこと、皆様のご記憶にあることと存じます。

一昨年秋のこと、茶室案内の後継として愛弟子の池田俊彦氏を推挙され、その思いを氏との対談「茶室―究める道を歩んで」を本誌（昨年1月号）に寄せて頂いています。5頁にわたる真に濃い内容の記録で、連載が望まれていた企画でありましたが、よもや初回で区切りとなりましたこと、残念でなりません。かつて研究室においては殆ど語られなかった茶室建築への想いが、これらの誌面に発露されていたように思い至ります。

思い返すと、先生のお言葉には常に日本建築の特質を探求する眼差しがあり、伝統建築の未来を確信して見据えておられたに違いありません。そして、永年にわたる学術分野における先生のご功績は広く周知のことではありますが、本協会におかれての長年のご功労に深く謝意を表し、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。



中村昌生（なかむら まさお）氏略歴

昭和2年、愛知県生まれ。

彦根高専卒業、京都大学工学部助手を経て、昭和25年に京都工芸繊維大学建築工芸学科に着任、講師、助教授を経て昭和48年に教授。平成5年、定年により退官、名誉教授。

加えて、福井工業大学教授をはじめ、（一財）京都伝統建築技術協会設立に関わり、常務理事、理事長。茶の湯文化学会会長。京都府、滋賀県にて文化財保護審議会委員などを歴任。

●主な受賞

昭和45年に論文『茶室の研究』で日本建築学会賞をはじめとして、京都新聞文化賞、日本芸術院賞（平成2年度）、淡々斎茶道文化賞、京都府特別文化功労賞、日本建築協会特別表彰（平成29年）など。

●主な著書

『茶の建築』（河原書店、昭和43年）、『茶匠と建築』（鹿島出版会、昭和46年）、『茶室の研究』（墨水書房、昭和46年）、『茶室大観Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ』（創元社、昭和52～53年）、『数寄屋建築集成』（全9巻共著、小学館、昭和53～60年）、『数寄屋邸宅集成』（第1巻～第3巻、毎日新聞社、昭和62年）、『日本の匠―63人の棟梁と語る―』（学芸出版社、平成7年）、『数寄屋と五十年』（淡交社、平成19年）、『茶室集成』（淡交社、平成20年）など

●主な作品

有楽苑内茶室復原 元庵（愛知県犬山市昭和47年）、山形市もみじ公園清風荘・宝紅庵（山形県山形市、昭和54年）、白鳥庭園本館 清羽亭（愛知県名古屋市中区、平成1年）、山寺芭蕉記念館（山形県山形市、平成1年）、出雲文化伝承館 松籟亭・独楽庵（鳥根県出雲市、平成3年）、酒田市出羽遊進館（山形県酒田市、平成6年）、沼津御用邸記念公園茶室 翠松亭・駿河待庵（静岡県沼津市、平成10年）、中之島香雪美術館 中之島玄庵（大阪市、平成30年）など

神戸商工貿易センタービル

(1970年2月号)

橋寺知子

関西大学
准教授

竣工 1969年11月
規模 (高層部)
地上26階地下2階
最高高さ110m
(低層部)
地上2階地下1階
高さ13.4m
設計・監理 日建設計工務
施工 鹿島建設

■はじめに

神戸商工貿易センタービルは、大阪での'70年万博の前年に竣工した西日本初の超高層ビルである。日本では、霞ヶ関ビル(1968年竣工)に次ぐ2番目の超高層ビルであった。50年前、『建築と社会』に掲載された写真は、高層化する都市の時代の到来を感じさせる。そんな神戸商工貿易センタービルを振り返っておきたい。

■貿易センタービルの立地

元町・三宮を中心とする神戸は、明治初年に開港した港を核とした近代都市である。神戸商工貿易センタービルが建つ位置は、明治期より商工の中心であった旧居留地地区の東側、そして昭和初期に開発された新港地区の北側にあたる。戦後、三宮駅の南東には、GHQによって接収された土地に兵舎が建ち並ぶ広大なイーストキャンプが設けられ、接収は50年代後半まで続いた¹⁾。神戸商工貿易センタービルの敷地は、旧イーストキャンプの南端にあたり、キャンプ跡地の開発が期待されるエリアと中心部の接点、そして国道2号線や阪神高速道路、建設中であったポートアイランドへの交通動線の交差する重要な位置を占めていた。『建築と社会』1970年2月号に掲載された写真を見ると、中低層の建物の中で貿易センタービルはひときわ高く、山と海に挟まれた神戸のランドマークとしての役割を十分意識して建てられている。

■超高層ビルの要件

西日本初の超高層ビルであったが、『建築と社会』1970年2月号の誌面は内外部の写真を多く掲載するものの、記述は意外とあっさりとしたもので、設計者と施工者の言葉を1ページで伝えている。

超高層の建設において、設計者がもっとも

重要と考えたのは、山と海が迫る神戸の景観の中での建物の見え方と、足元の外部空間の設計であった。「超高層を建設する目的のひとつは、失われつつある市街地の広場に、太陽と緑を取り戻し、健康的で明るい市街地の広場をつくり出し、かつそのビルの機能はより高いものでなければならない」²⁾と述べ、道路路面より1m上がった高さをベースフロアとし、周辺道路から独立させた。低層でロングスパンの展示施設(サンボーホール)を北側に、オフィスが占める高層棟は南側に45度斜めに配して、周囲に三角形の4つのそれぞれ性格の異なる広場とすることを企図した。徒歩の利用者は北西側からアプローチし、低層棟と高層棟の間の広場からそれぞれの建物へアクセスする。北側は展示空間を兼ねた広場、南側には緑のある広場が計画された。

高層棟は柱梁を外面に表したシンプルな外観である。「神戸の場合、海と山が接近し、海からは山を、山からは海をバックにしてタワービルが浮かび上がる。そのような、大きなスケールから見た形は、単純なほどこいい」³⁾と設計者は他の建築専門誌で述べている。建物に近づいた時に目に留まるのは、四隅に設けられたバルコニーのディテールである。バルコニーは基準階では避難経路としての役割を担う。建物のエントランスは4隅に設けられており、バルコニーは出入口の庇の役割も果たしている。竣工時、高層棟の四周には池が設けられ、柱は水中から一気に立ち上がり、高さを強調していた。建物に近づけるのは四隅の出入口だけであり、人々は目的の場所へ自然と導かれるよう、動線の工夫がなされた。足元の池や四隅のバルコニー、床のエッジの形状などの工夫は、デザインと機能を融合させるディテールでのデザインの集積である。建築の高層化・巨大化は、ディテールからマ



神戸商工貿易センタービル(上) 現況
(右) 竣工時=『建築と社会』1970年2月号



クロな都市景観の中での建築の見え方まで、設計者が考えるべき項目を一挙に増やしたと言えるだろう。

■神戸商工貿易センターの現在

神戸の将来を担って計画された神戸商工貿易センターは、今や、高さにおいても、形態、

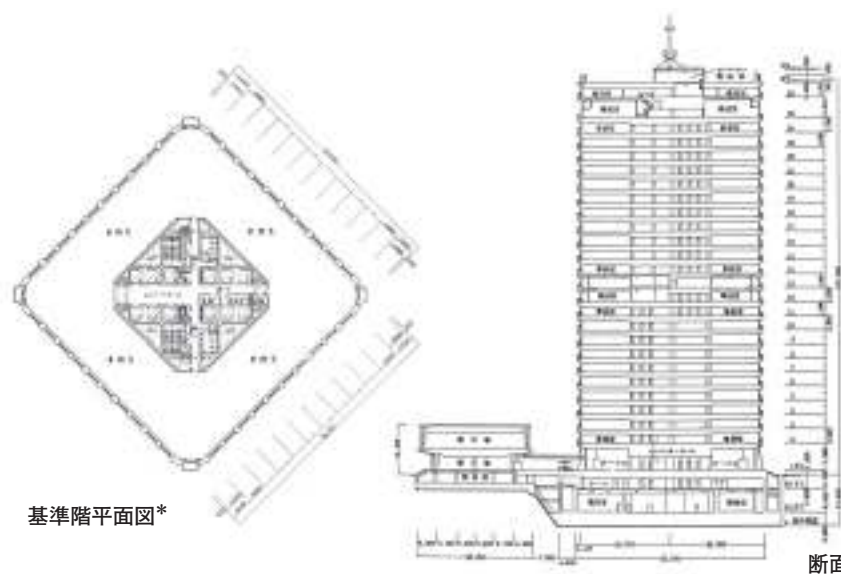
素材、色合いにおいても地味で目立たない存在だ。だが、しっかりとディテールや落ち着いた風格ある仕様、練られた平面計画は健在である。シースルーだったエントランス階には店舗が増設され、ぐるりと巡ることはできなくなり、外部の池も北側の2面は緑地に変更されているが、それ以外のディテ-

ルはよく保たれている。展示施設のサンボールホールは、ガラス張りの明るい展示スペースで、賑わいが外部にも溢れる空間である。敷地に対して45度振られた配置は、見る向きが変わると多様な表情を見せる。1970年、関西の都市建築が大きく変わっていく出発点とも言えるビルである。改めて仰ぎ見る価値をもつ。

- 1) 村上しおり：神戸スタディーズ#6「"KOBÉ"を語るGHQと神戸のまち」、2018年3月、KIITO
- 2) 『建築と社会』1970年2月号、P.29
- 3) 浅井謙史（日建設計工務）：KTCビルの計画、『建築文化』1970年1月号、P.119



四隅の出入口（左）上部にはバルコニー（中央）が重なる。竣工時、四周に池が配されていた（右）



基準階平面図*

断面図*

1階平面図*

コアから通路を対角線にとることで、外への避難と多様なレイアウトを可能にした
*の図面・写真＝『建築と社会』1970年2月号



1階エントランスホール（上）現況（下）竣工時*



サンボールホール（上）現況（下）竣工時*

1

ル・コルビュジエ 絵画から建築へピュリスムの時代



ル・コルビュジエ「サヴォワ邸」(1928-31年)

20世紀建築の巨匠ル・コルビュジエ(1887-1965)が設計した国立西洋美術館本館は、2016年にユネスコ世界文化遺産に登録された。開館60周年を記念して開催される本展は、若きシャルル＝エドゥアール・ジャンヌレ(ル・コルビュジエの本名)が故郷のスイスを離れ、芸術の中心地パリで「ピュリズム(純粋主義)」の運動を推進した時代に焦点をあて、絵画、建築、都市計画、出版、インテリア・デザインなど多方面にわたった約10年間の活動を振り返る。

第一次大戦の終結直後の1918年末、ジャンヌレと画家アメデオザンファンは、機械文明の進歩に対応した「構築と総合」の芸術を唱えるピュリスムの運動を始めた。そして、絵画制作に取り組みながら新しい建築の創造をめざしたジャンヌレは、1920年代パリの美術界の先端を行く芸術家たちとの交流から大きな糧を得て、近代建築の旗手「ル・コルビュジエ」へと生まれ変わる。本展はル・コルビュジエと彼と同時代の作家たちの美術作品約100点に、建築模型、出版物、映像など多数の資料を加えて構成される。ル・コルビュジエが世に出た時代の精神を、彼自身が作り出した世界遺産建築の中で体感できるという、またとない機会となるだろう。

期 間 2月19日(火)～5月19日(日)

9:30～17:30(金・土曜日は20:00まで)

※入館は閉館の30分前まで

休 館 日 月曜日(ただし3/25、4/29、5/6は開館)、5/7

会 場 国立西洋美術館 本館

東京都台東区上野公園7-7

TEL.03-5777-8600(ハローダイヤル)

観 覧 料 一般1,600円、大学生1,200円、高校生800円

*中学生以下無料

*障がい者手帳等をお持ちの方とその介助者1名は無料

2

アルヴァ・アアルト もうひとつの自然

アルヴァ・アアルト(1898-1976)は、「マイレア邸」「バイミオのサナトリウム」「ヴィープリ(ヴィーボルク)の図書館」など、個人邸宅から公共建築までを設計したフィンランドを代表する建築家である。建築にあわせて、家具をはじめ壁面タイルやドアノブに至るまでをデザインするなどディテールへのこだわりも徹底していた。また、アームチェアやスツール、照明器具、流線形のガラス器など、彼が手がけたプロダクトデザインは、今やフィンランドデザインのシンボルといえるほど世界中で親しまれている。アアルトは、人々の暮らしをより豊かにしたいというヒューマニズムの考えに基づきながら、フィンランドの豊かな自然のなかに見出した有機的なフォルムを設計やデザインにとり入れた。その建築やデザインに触れると、周囲の環境との親和性や、空間と光の調和のなかに、「もうひとつの自然」のような存在を感じるのはそのためだろう。

本展はヴィトラ・デザイン・ミュージアムとアルヴァ・アアルト美術館の企画による国際巡回展で、ドイツを皮切りに、スペイン、デンマーク、フィンランド、フランスの各国で開催され、生誕120年を迎えた2018年、日本においては20年ぶりとなる個展が実現した。



アルミン・リンケ撮影、ヴィープリ(ヴィーボルク)の図書館
/ Alvar Aalto, 1927-35 ©Armin Linke, 2014

期 間 2月16日(土)～4月14日(日)

10:00～18:00(金曜日は20:00まで)

※入館は閉館の30分前まで

休 館 日 月曜日(ただし4/8は開館)

会 場 東京ステーションギャラリー

東京都千代田区丸の内1-9-1

TEL.03-3212-2485

観 覧 料 一般1,200円、高大生1,000円

*中学生以下無料

*障がい者手帳等をお持ちの方は100円引き、

その介助者1名は無料

3

Oh! マツリ☆ゴト 昭和・平成のヒーロー&ピーポー

20世紀のはじめから現代へと至る日本の美術作家の表現には、社会的な関心が色濃く表れたものも少なくない。本展はそうした傾向を示す作品の中でも、特別な存在（ヒーロー、カリスマ、正義の味方）と無名の人々（公衆、民衆、群衆）という対照的な人間のありかたに注目するものである。とり



阿部合成《見送る人々》1938年
兵庫県立美術館

わけ大衆とも呼ばれる後者の存在は、どのようにその存在を可視化するのか、そしてどのようにして彼らとの間に連帯を築くことができるのかという切実な問いを表現者に投げかけてきた。無名の人々の集団＝本展でピーポーと仮に呼ぶ存在が、立場や考え方によっていくらでも変化し、わかれていくものであるという事実は、その姿をとらえがたいものにもするだろう。本展で注目する特別な存在＝「ヒーロー」は、「ピーポー」が直面する困難やその願いを映し出す鏡としての、あるいはその存在に姿を与える触媒としての役割を担っている。

このような問題意識のもとに、本展では「ヒーロー」や「ピーポー」とは何かという問いに応えようとしてきた昭和と平成の時代に生まれた作品を5つのテーマに沿って見ていく。さらにこれらのテーマごとの展示に加え、現在活躍中の4名の作家＝会田誠、石川竜一、しりあがり寿、柳瀬安里による本展のための最新作も紹介する。

本展では「美術」の領域にはおさまらない様々な大衆的メディア（紙芝居、漫画やアニメ、特撮など）を取り上げる。これは「美術」表現もまた、私たちの毎日の暮らしと地続きのものであることを示したかったからである。そして、現在活躍中の作家の最新作を全国各地の美術館のコレクションとともに紹介することで、過去とのつながりの中から現在と未来とが生まれることを改めて確かめたい。

期 間 3月17日(日)まで
10:00～18:00(金・土曜日は20:00まで)
※入場は閉館の30分前まで

休 館 日 月曜日(ただし2/11は開館)、2/12
会 場 兵庫県立美術館

神戸市中央区脇浜海岸通1-1-1
TEL.078-262-0901

観 覧 料 一般1,300円、大学生900円、70歳以上650円

*高校生以下無料

*障がい者手帳等をお持ちの方(70歳以上を除く)は半額、その介助者1名は無料

4

ギガタウン・イン・テラタウン こうの史代の「漫符図譜」

京都国際マンガミュージアムではこのたび、「この世界の片隅に」などで知られるこの史代の「ギガタウン漫符図譜」(朝日新聞出版)を紹介する展覧会が開催されている。マンガ独特の表現記号である「漫符」を、寺社の街でもある京都〈テラタウン〉が誇る「鳥獣人物戯画」(高山寺蔵)を現代風にアレンジして生まれたキャラクターを使って解説



©この史代/朝日新聞出版

した本作。展覧会では、その貴重な原画(原稿)を観覧できるだけでなく、「漫符」の、ひいてはマンガ表現そのものの豊かな世界を知ることができる。

【内 容】

(1)「漫符」の世界を知る

「ギガタウン 漫符図譜」で紹介されている、よく知られた10の漫符を取り上げ、それらの歴史や古今東西の使用例を紹介するなどして、詳しく解説する。

(2)「ギガタウン 漫符図譜」の原画を味わう

ひとつの漫符を1ページの4コママンガで解説する「ギガタウン 漫符図譜」の原画を一堂に観覧できる。

(3)描き下ろしイラスト

展覧会限定の、この史代描き下ろしイラストを展示。

期 間 4月2日(火)まで
10:00～18:00
※入館は17:30まで

休 館 日 水曜日、2/4～8
会 場 京都国際マンガミュージアム
2階ギャラリー1、2、3
京都市中京区烏丸通御池上ル
TEL.075-254-7414

観 覧 料 一般800円、中高生300円、小学生100円
(マンガミュージアム入場料)

本欄掲載の1～4の美術館等の招待券ご希望の方は、電話等で申し込み後、招待券送付用の切手(82円)を日本建築協会事務局までお送りください。

編集委員会

第9回広告企画・編集合同委員会

12月10日（月）18：10～19：20

日本建築協会会議室

出席者 勝山委員長ほか3名

- 議 事（1）1月号特集 共生社会のまちづくり（仮）
- （2）2月号特集 第25回私の空間作法、京都支部70周年（仮）
- （3）3月号特集 東海支部特集
- （4）4月号特集 広告特集
- （5）5月号特集 働き方改革（仮）
- （6）その他

第8回構造分科会

12月14日（金）18：30～19：10

日本建築協会会議室

出席者 角田幹事ほか5名

- 議 事（1）構造の頁の企画
- （2）2019年特集の企画

第8回設備分科会

12月5日（水）18：00～20：00

日本建築協会会議室

出席者 橋本幹事ほか7名

- 議 事（1）「設備の頁」の企画
- （2）2019年度特集について

第8回法令分科会

12月19日（水）15：00～16：50

日本建築協会会議室

出席者 垣内幹事ほか7名

- 議 事（1）法令コーナーの企画
- （2）2019年特集の企画

第8回作品作風小委員会

12月20日（木）19：00～19：45

日本建築協会会議室

出席者 東井小委員長ほか5名

- 議 事（1）作品の選定
- （2）作品の掲載状況、予定
- （3）gallery掲載報告、予定
- （4）その他

出版委員会

第8回出版委員会

12月26日（水）18：00～19：00

日本建築協会会議室

出席者 西委員長ほか4名

- 議 事（1）既刊書籍経過報告
- （2）制作進行中の書籍
- （3）今後の出版テーマ
- （4）建築セミナー

教育委員会

12月13日（木）18：00～20：15

日本建築協会会議室

出席者 谷口小委員長ほか4名

- 議 事（1）第64回工高生デザインコンクール実施報告
- （2）第65回工高生デザインコンクール募集規定の検討
- （3）建築次世代委員会からの活動協力の依頼について
- （4）コンクールへの専門学校への参加、協力について

大阪府住まい・まちづくり普及協議会全体会議

12月21日（金）10：30～12：00

大阪建築会館会議室

報告・議題

- （1）出前講座について
- （2）放課後保育事業者への見積 提出について（報告）
- （3）安全チェック・ボランティアについて（活動報告書の作成）
- （4）その他

未来創生プロジェクト

第9回建築次世代委員会

12月12日（木）18：30～19：20

日本建築協会会議室

出席者 菅原小委員長ほか5名

- 議 事（1）本年度・来年度の活動計画の検討
- （2）新パンフレットの検討

第9回2040委員会

12月5日（水）19：30～

ヨシナガヤ

出席者 駒井リーダーほか4名

- 議 事（1）企画内容
- （2）今後の委員会活動

第11回U-35委員会

12月6日（木）19：00～

昭和設計会議室

出席者 宮武リーダーほか13名

- 議 事（1）活動／予定
- （2）次回予定／その他

懇親会

2018年建築関係団体合同忘年懇親会

12月14日（金）18：00～20：00

太閤園別館ガーデンホール

参加者 230名

編集委員会（平成30年度）

■副会長

米井 寛

■編集担当理事

○勝山 太郎

佐藤 榮一

杉本 浩

竹中 統一

西 博康

松崎 公一

船越 淳久

吉村 英祐

■副委員長

○戸川 勝之

■特集小委員会

■計画分科会

★計画系

飯田 匡

鈴木 克彦

△田中 直人

松田奈緒子

守井 辰

吉村 英祐

★建築計画系

神戸 嘉也

△桑原 悠樹

下坂 浩和

中辻 浩介

東 拓郎

樋口 展寛

松岡 英緯

三谷 帯介

米山 剛史

渡部 剛

★インテリア・住宅系

赤川貴世友

今井 充彦

岩田 圭司

川合 隆之

河西 孝平

△黒柳 亮

塚口 洋之

ベリー史子

■構造分科会

宇野 綾真

岡田 健

岸本 光平

瀧野 敦夫

△角田 耕一

種原 学

松本 裕之

宮久保秀樹

向井 洋一

■設備分科会

有尾清二郎

木谷 晃之

北野 勝也

佐々木章二

寺井 千佳

夏井 重行

△橋本 直樹

梶井 貴廣

宮崎ひろ志

森山 正和

山本 雅洋

■施工材料分科会

門野 陽

桜井 和男

高橋 秀一

藤丸 啓一

山口 紀宏

山崎 順二

吉田 正友

△吉居 哲

■法令分科会

植平 浩司

岡田 耕介

△垣内 明

河野 学

高田 大輔

福岡 誉顕

■作品作風小委員会

▲東井 嘉信

居内 章夫

池上 明

稲垣 和江

太田 栄治

加嶋 章博

菊池 浩輔

倉瀬奈千子

澤田 純一

高木 秀晃

榎野 淳司

西田 佳代

芳谷 晴彦

平野 尉仁

増田 敬彦

■広告企画小委員会

小川 雄介

金築 雄

小山 昭

野山 将男

藤田 昌宏

▲前田 衛

山辻 直樹

(順不同)

◎委員長

○副委員長

▲小委員会委員長

△幹事

印刷 2019年1月28日

発行 2019年2月1日

発行人 一般社団法人日本建築協会

大阪市中央区大手前1-7-31

電話 06-6946-6981

印刷所 榊中島弘文堂印刷所

定価 1230円(税込)

©「建築と社会」誌の記事の無断転載を禁じます

**お客様の抱える問題やニーズに
より速やかに、より丁寧に対応できるように**

企画・デザイン、制作、製版、印刷

株式会社 中島弘文堂印刷所

本 社 〒537-0002 大阪市東成区深江南2丁目6番8号
TEL.06-6976-8761 / FAX.06-6976-8765

東京支社 〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1丁目4-2 風雲堂別館ビル2階
TEL.03-3526-5580 / FAX.03-3526-5582

<http://www.n-kobundo.co.jp/>

地球環境を守り、100年建築に貢献する

NACL のアルミ表面処理

株式会社 日本電気化学工業所

<http://nacl.jp> E-mail: sc@nacl.co.jp

本部営業部 〒560-0036 大阪府豊中市蛍池西町2丁目7番26号 NACLビル2階

TEL (06)6843-1235(代) FAX (06)6853-1632

東京事務所 〒111-0051 東京都台東区蔵前2丁目6-7

TEL (03)3862-0978(代) FAX (03)3862-7098

年間広告のご案内

会誌「建築と社会」では、後付部分に
広告スペースを設けております。

1年を通じて、社名広告を掲載されませんか？

掲載期間：4月号～翌年3月号までの1年間

掲 載 料：48,000円（消費税込み）

サ イ ズ：1/12頁（タテ40mm×ヨコ90mm）

※毎月掲載誌をご送付します。

※原稿は1年間同じ原稿を使用します。

お問い合わせ先

一般社団法人 日本建築協会 内山・井筒

TEL：06-6946-6981 FAX：06-6946-6984 E-mail：koukoku@aj.or.jp



総合資格学院 は
1級建築士試験も
2級建築士試験も
「日本一」の合格実績!

おかげさまで
「1級建築士も2級建築士も合格実績日本一」
を達成しました。
これからも有資格者の育成を通じて、
業界の発展に貢献してまいります。

総合資格学院 学院長 **岸 隆司**

2018-2014年度 **1級建築士学科・設計製図試験**

全国 ストレート合格者占有率

全国ストレート合格者合計8,080名中/総合資格学院受講生5,004名

**全国ストレート合格者の
6割以上は総合資格学院の受講生!**



2018-2014年度 **1級建築士設計製図試験**

全国 合格者占有率

全国合格者合計18,464名中/総合資格学院受講生10,427名

**全国合格者の
およそ6割は総合資格学院の受講生!**



2018-2014年度 **1級建築士学科試験**

全国 合格者占有率

全国合格者合計23,360名中/総合資格学院受講生11,804名

**全国合格者の2人に1人以上は
総合資格学院の受講生!**



2018年度 **2級建築士設計製図試験**

資格取得スクールとしてNo.1の
合格実績を達成しました!

総合資格学院当年度受講生合格者数 **2,179名**

全国合格率54.9%に対して総合資格学院
基準達成当年度受講生合格率

87.1%

※全国合格者数は、(公財)建築技術教育普及センター発表に基づきます。
※出典: http://www.jaknet.co.jp/nikken/index.aspx
※全国合格者5,997名中、総合資格学院合格者2,179名・日建学院合格者2,137名・その他合格者1,681名
※前記: 合格実績および合格者の内訳は2018年12月11日現在のものです。

8割出席・8割取組提出・
模範試験シミュレーション達成
当年度受講生703名中/合格者612名
(2018年12月18日現在)

法定講習 法定講習サイト 検索 hotel.shikaku.co.jp
一級・二級・木造建築士定期講習 / 管理建築士講習 / 監理技術者講習 /
第一種電気工事士定期講習 / 宅建登録講習 / 宅建登録実務講習

受講生募集中 無科体験入校実施中! お気軽にお問い合わせください

1級・2級 建築士 構造設計 1級建築士 建築設備士 1級・2級建築 施工管理技士
1級・2級土木 施工管理技士 1級・2級電気工事 施工管理技士 宅地建物取引士 賃貸不動産 経営管理士 インテリア コーディネーター

※当学院のNo.1に関する表示は、公正取引委員会「No.1表示に関する実態調査報告書」に基づき掲載しております。 ※総合資格学院の合格実績には、模範試験のみの受験生、教材購入者、無料の夜校提供者、過去受講生は一切含まれておりません。 ※全国合格者数・全国ストレート合格者数は、(公財)建築技術教育普及センター発表に基づきます。 ※学科・制図ストレート合格者とは、1級建築士学科試験に合格し、同年度の1級建築士設計製図試験にストレートで合格した方です。



総合資格学院

全国約90拠点

東京都新宿区西新宿1-26-2 新宿野村ビル22F
TEL.03-3340-2810

スクールサイト www.shikaku.co.jp

コーポレートサイト www.sogoshikaku.co.jp



Facebook「総合資格 fb」で検索!

総合資格

検索

おかげさまで
創業 113 周年



TANAKA

株式会社 **田中工務店**

代表取締役 田中 勝久

本 社 〒601-8173 京都市南区上鳥羽八王神町5番地
TEL (075) 681-9556 (代) FAX (075) 671-8726
滋賀営業所 〒520-0802 大津市馬場三丁目15-9-207
TEL (077) 521-4241 FAX (077) 521-4241
E-mail: tanaka52@skyblue.ocn.ne.jp http://www.tanaka-toba.co.jp/

ISO 9001



NAKANISHI

安心できるからこそ美味しい!

ナカニシは学校給食、病院給食、企業や大学の食堂、
外食など業態ごとのキッチンシステムをトータルに
ご提案致します。



業務用厨房機器総合メーカー

株式会社 **中西製佐所**

■本社

大阪市生野区巽南五丁目4番14号 〒544-0015
TEL: 大代表 (06) 6791-1111 FAX: (06) 6793-5151

■京都営業所

京都市伏見区竹田中宮町15番地 〒612-8444
TEL: 大代表 (075) 603-6650 FAX: (075) 603-6640

